

(評価書)

検査検定制度に関する政策評価書

全文(PDF)

内容

表紙

前書き

目次

第 1 評価の対象とした政策等

- 1 評価の対象とした政策及びその目的
- 2 評価を担当した部局及びこれを実施した時期
- 3 評価の観点
- 4 検査検定制度の影響の把握及び分析の手法
- 5 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項
- 6 評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

第 2 検査検定制度が与える影響の把握及び分析の結果

- 1 検査検定制度の制度改変状況の把握
- 2 検査検定制度の直接的影響の把握
- 3 コストや選択範囲等の影響を小さくする制度改変についての分析
- 4 検査検定制度の間接的影響の分析

第 3 評価の結果及び意見

資料

資料

1 「検査検定制度に関する政策評価研究会」開催要領

資料

2 検査検定に係る閣議決定・答申等の概要

資料

3 「規制改革推進3か年計画(再改定)」(抄)(平成15年3月28日閣議決定)

資料

4 「規制改革・民間開放推進3か年計画」(抄)(平成16年3月19日閣議決定)

検査検定制度に関する政策評価書

平成 16 年 4 月

総 務 省

前 書 き

検査検定制度は、鉱工業製品等の物資や施設・設備が満たすべき基準と、当該基準に適合することを確認する方法や手続を法令等に規定し、基準への適合性を確認又は証明する制度であり、国民の生命、身体及び財産の保護、災害防止、安全の確保等を目的とするものである。その総数は平成 14 年 8 月現在、126 制度であり、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省の 7 省において所管されている。

検査検定制度については、「規制改革推進 3 年計画（再改定）」（平成 15 年 3 月 28 日閣議決定）において、「基準・規格及び検査・検定（以下「基準認証等」という。）は、経済活動のグローバル化が進んだ現在においては、企業活動や消費活動に対しても、コストの上昇や選択範囲の限定等、大きな影響を与えることとなる。このため、基準認証等の制定・運用に当たっては、国民の生命、身体、財産の保護などそれぞれの制度が本来目的としている様々な政策目的の達成に支障が生じないことを前提として、こうした諸活動への影響が可能な限り小さくなるよう配慮することが重要である。このため、基準認証等の見直しに当たっては、個々の制度について真に国が関与した仕組みとして維持する必要があるかについて抜本的な見直しを行い、国が関与した仕組みとして維持する必要がある場合においても、行政の関与を必要最小限とする方向で以下のとおり、事業者の自己確認・自主保安を基本とした制度への移行、基準の国際整合化・性能規定化、重複検査の排除等を推進する」とされている。

この政策評価は、検査検定制度について、このような政府全体としての改革の方向性を踏まえ、企業活動や消費活動に与える影響、特に、コストの上昇や選択範囲の限定等の影響が可能な限り小さくなっているかとの観点から、全 126 制度を統一的に評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するため実施したものである。

目 次

第1 評価の対象とした政策等	1
1 評価の対象とした政策及びその目的	1
2 評価を担当した部局及びこれを実施した時期	4
3 評価の観点	4
4 検査検定制度の影響の把握及び分析の手法	4
5 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	9
6 評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	9
第2 検査検定制度が与える影響の把握及び分析の結果	10
1 検査検定制度の制度改変状況の把握	10
(1) 検査検定制度の構成要素	10
(2) 制度改変の実施状況	10
(3) 各省におけるコスト分析等の実施状況	15
2 検査検定制度の直接的影響の把握	16
(1) 検査検定対象範囲に係る制度改変	16
(2) 検査検定実施主体に係る制度改変	20
(3) 検査検定基準に係る制度改変	32
(4) 検査検定方法に係る制度改変	36
(5) その他	46
3 コストや選択範囲等の影響を小さくする制度改変についての分析	48
4 検査検定制度の間接的影響の分析	56
(1) 分析の目的	56
(2) 分析手法の検討	56
(3) 個別計測（ケーススタディ）	58
(4) 間接的影響分析の課題	61
第3 評価の結果及び意見	64
資 料	66
資料1 「検査検定制度に関する政策評価研究会」開催要領	66
資料2 検査検定に係る閣議決定・答申等の概要	68
資料3 「規制改革推進3か年計画（再改定）」（抄） （平成15年3月28日閣議決定）	70
資料4 「規制改革・民間開放推進3か年計画」（抄） （平成16年3月19日閣議決定）	74

第1 評価の対象とした政策等

1 評価の対象とした政策及びその目的

検査検定制度は、鉱工業製品等の物資や施設・設備が満たすべき基準と、当該基準に適合することを確認する方法や手続を法令等に規定し、基準への適合性を確認又は証明する制度であり、国民の生命、身体及び財産の保護、災害防止、安全の確保等を目的とするものである。

本評価の対象とした検査検定制度は、平成 14 年 8 月の調査開始時点で 126 制度であり、これらの各制度は総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省の 7 省において所管されている。

本評価の対象とした検査検定制度 126 制度は、表 1 のとおりである。

表1 検査検定制度一覧

(平成 14 年 8 月 1 日現在)

所管省名	検査検定制度名
総務省 (14 制度)	1 無線局の検査(電波法(昭和 25 年法律第 131 号))
	2 無線設備機器の検定(同上)
	3 技術基準適合証明(同上)
	4 搬送式インターホン、一般搬送式伝送装置、特別搬送式デジタル伝送装置、超音波洗浄器、超音波加工機又は超音波ウェルダーの型式の指定(同上)
	5 無線設備等の点検に使用する測定器等の検査(測定器等の較正に関する規則(平成 9 年郵政省令第 74 号))
	6 電気通信設備の技術基準適合確認(電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号))
	7 端末機器技術基準適合認定(同上)
	8 端末機器の設計についての認証(同上)
	9 端末設備基準適合認定(郵便振替規則第 50 条の 6 第 1 項の基準等(平成 10 年郵政省告示第 500 号)第二)
	10 製造所等の検査(消防法(昭和 23 年法律第 186 号))
	11 検定対象機械器具等の検定(同上)
	12 石油パイプライン事業用施設の検査(石油パイプライン事業法(昭和 47 年法律第 105 号))*
	13 事業所の新設又は変更の確認(石油コンビナート等災害防止法(昭和 50 年法律第 84 号))*
	14 特定防災施設等の設置の検査(同上)
文部科学省 (8 制度)	1 原子炉施設の検査(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和 32 年法律第 166 号))*
	2 核燃料物質の使用施設等の検査(同上)
	3 廃棄物の工場又は事業所外の廃棄に関する確認(同上)*
	4 核燃料物質等の運搬に関する確認(同上)*
	5 放射性同位元素の使用施設等の検査(放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和 32 年法律第 167 号))
	6 放射性同位元素装備機器の機構確認(同上)
	7 放射性同位元素等に係る運搬物確認(同上)*
	8 教科書の検定(学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号))
厚生労働省 (14 制度)	1 病院等の構造設備の検査(医療法(昭和 23 年法律第 205 号))
	2 理容所の使用前の確認(理容師法(昭和 22 年法律第 234 号))
	3 美容所の使用前の確認(美容師法(昭和 32 年法律第 163 号))
	4 クリーニング所の使用前の確認(クリーニング業法(昭和 25 年法律第 207 号))
	5 製品検査(食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号))
	6 獣畜のとさつ又は解体検査(と畜場法(昭和 28 年法律第 114 号))
	7 専用水道布設工事の設計の確認(水道法(昭和 32 年法律第 177 号))
	8 簡易専用水道の管理についての検査(同上)
	9 医薬品、医療用具の検定(薬事法(昭和 35 年法律第 145 号))*
	10 新規化学物質の届出に基づく審査(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和 48 年法律第 117 号))*

所管省名	検 査 検 定 制 度 名
厚生労働省 (続)	11 食鳥検査(食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号)) 12 特定機械等の検査(労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)) 13 小型ボイラー等の個別検定(同上) 14 プレス機械等の型式検定(同上)
農林水産省 (13制度)	1 農産物の検査(農産物検査法(昭和26年法律第144号)) 2 漁船の工事完成後の認定(漁船法(昭和25年法律第178号)) 3 漁船登録票の検認(同上) 4 種畜検査(家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)) 5 飼料等の検定(飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)) 6 指定検疫物等の検査(家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)) 7 医薬品の検定(薬事法(昭和35年法律第145号))* 8 肥料の銘柄の登録(肥料取締法(昭和25年法律第127号)) 9 農機具の検査(農業機械化促進法(昭和28年法律第252号)) 10 輸出入植物等の検査(植物防疫法(昭和25年法律第151号)) 11 種苗の検査(同上) 12 農薬の登録(農薬取締法(昭和23年法律第82号)) 13 輸入する指定動物の感染症の検査(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号))
経済産業省 (32制度)	1 特定計量器の検定(計量法(平成4年法律第51号)) 2 基準器検査(同上) 3 計量証明検査(同上) 4 航空機の製造、修理の確認(航空機製造事業法(昭和27年法律第237号)) 5 航空機用機器の製造証明(同上) 6 特別特定製品の適合性検査(消費生活用製品安全法(昭和48年法律第31号)) 7 石油パイプライン事業用施設の検査(石油パイプライン事業法(昭和47年法律第105号))* 8 導管の使用前検査(熱供給事業法(昭和47年法律第88号)) 9 電気工作物の検査(電気事業法(昭和39年法律第170号)) 10 燃料体の検査(同上) 11 特定電気用品の適合性検査(電気用品安全法(昭和36年法律第234号)) 12 ガス工作物の使用前検査(ガス事業法(昭和29年法律第51号)) 13 特定ガス用品の適合性検査(同上) 14 高圧ガス製造施設等の検査(高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)) 15 輸入高圧ガスの検査(同上) 16 容器検査(同上)* 17 附属品検査(同上)* 18 液化石油ガス貯蔵施設等の検査(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)) 19 液化石油ガス充てん設備の検査(同上) 20 特定液化石油ガス器具等の適合性検査(同上) 21 火薬類の製造施設等の検査(火薬類取締法(昭和25年法律第149号)) 22 機械器具等についての性能検査(鉱山保安法(昭和24年法律第70号)) 23 坑内用品の検定(鉱山坑内用品検定規則(昭和24年通商産業省令第36号)) 24 事業所の新設又は変更の確認(石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号))* 25 新規化学物質の届出に基づく審査(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和48年法律第117号))* 26 加工施設の検査(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)) 27 再処理施設の検査(同上) 28 廃棄物埋設施設等に係る廃棄物埋設に関する確認(同上) 29 特定廃棄物管理施設の検査(同上) 30 廃棄物の工場又は事業所外の廃棄に関する確認(同上)* 31 核燃料物質等の運搬に関する確認(同上)* 32 原子炉施設の検査(同上)*

所管省名	検査検定制度名
国土交通省 (55 制度)	1 自動車道の検査(道路運送法(昭和26年法律第183号))
	2 石油パイプライン事業用施設の検査(石油パイプライン事業法(昭和47年法律第105号))*
	3 船舶の総トン数測度(船舶法(明治32年法律第46号))
	4 小型船舶の総トン数測度(小型船舶の登録等に関する法律(平成13年法律第102号))
	5 小型漁船の総トン数の測度(小型漁船の総トン数の測度に関する政令(昭和28年政令第259号))
	6 船舶の国際総トン数測度(船舶のトン数の測度に関する法律(昭和55年法律第40号))
	7 船舶検査(船舶安全法(昭和8年法律第11号))
	8 危険物の積付検査(危険物船舶運送及び貯蔵規則(昭和32年運輸省令第30号))
	9 危険物のコンテナへの収納検査(同上)
	10 液化化物質の積付け検査(特殊貨物船舶運送規則(昭和39年運輸省令第62号))
	11 海洋汚染防止設備等の検査(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号))
	12 焼却設備の検査(同上)
	13 ふん尿処理装置等の検定(同上)
	14 気象測器の検定(気象業務法(昭和27年法律第165号))
	15 航空機の耐空証明(航空法(昭和27年法律第231号))
	16 航空機装備品の予備品証明(同上)
	17 飛行場又は航空保安施設の検査(航空法(昭和27年法律第231号))
	18 運航管理施設等の検査(本邦航空運送事業者)(同上)
	19 運航管理施設等の検査(航空機使用事業者)(同上)
	20 特定救急用具の検査(同上)
	21 模擬飛行装置等の認定(同上)
	22 容器検査(高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号))*
	23 附属品検査(同上)*
	24 鉄道施設の検査(鉄道事業法(昭和61年法律第92号))
	25 鉄道車両の確認(同上)
	26 索道施設の検査(同上)
	27 軌道の運輸開始に係る検査(軌道法施行令(昭和28年政令第258号))
	28 廃棄物の工場又は事業所外の廃棄に関する確認(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号))*
	29 核燃料物質運搬の安全確認(同上)*
	30 放射性同位元素等の運搬の安全確認(放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号))*
	31 自動車検査(道路運送車両法(昭和26年法律第185号))
	32 検査対象外軽自動車等の型式認定(同上)
	33 原動機付自転車用原動機の型式認定(同上)
	34 自動車ターミナルの検査(自動車ターミナル法(昭和34年法律第136号))
	35 許可工作物の完成検査(河川法(昭和39年法律第167号))
	36 工事の完了検査(宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号))
	37 開発行為に関する工事の完了検査(都市計画法(昭和43年法律第100号))
	38 耐火構造の認定(建築基準法(昭和25年法律第201号))
	39 準耐火構造の認定(同上)
	40 防火構造の認定(同上)
	41 不燃材料の認定(同上)
	42 耐火建築物に設ける防火戸等の認定(同上)
	43 準耐火建築物に設ける防火戸等の認定(同上)
	44 屋根の構造の認定(同上)
	45 外壁で延焼のおそれのある部分の構造の認定(同上)
	46 大規模木造建築物等の屋根の構造の認定(同上)
	47 長屋等の各戸の界壁・構造の認定(同上)
	48 し尿浄化槽の構造の認定(同上)
	49 基礎等に使用する建築材料の適合認定(同上)
	50 建築物の確認・検査(同上)
	51 建築設備の確認・検査(同上)
	52 型式適合認定(同上)
	53 煙突等の工作物及び昇降機等の確認・検査(同上)
	54 製造施設等の工作物の確認・検査(同上)
	55 工場生産浄化槽の型式の認定(浄化槽法(昭和58年法律第43号))

所管省名	検査検定制度名
環境省 (4制度)	1 浄化槽の検査(浄化槽法(昭和58年法律第43号))
	2 一般廃棄物処理施設の検査(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号))
	3 産業廃棄物処理施設の検査(同上)
	4 新規化学物質の届出に基づく審査(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和48年法律第117号))*

- (注) 1 「許認可等の統一的把握の結果について」総務庁行政監察局(平成12年3月10日)による。
2 制度名の後の()書きは、根拠法令等の名称である。
3 *を付した検査検定制度は、複数府省の共管に係るものである。
4 検査検定制度の制度数は126制度であるが、複数省の共管となっているものがあるため、本表の検査検定制度の総数は140となる。

2 評価を担当した部局及びこれを実施した時期

総務省行政評価局 評価監視官(規制改革等担当)

平成14年8月～16年4月

(実地調査担当部局)

管区行政評価局 全局(北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州)

四国行政評価支局

沖縄行政評価事務所

行政評価事務所 33事務所(青森、岩手、山形、福島、栃木、群馬、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、富山、石川、岐阜、静岡、三重、福井、滋賀、京都、兵庫、奈良、島根、岡山、山口、徳島、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、宮崎、鹿児島)

実地調査期間:平成14年12月～平成15年7月

3 評価の観点

本評価は、検査検定制度について、政府全体としての改革の方向性を踏まえ、企業活動や消費活動に与える影響、特に、コストの上昇や選択範囲の限定等の影響が可能な限り小さくなっているかとの観点から、統一的に評価を行うものである。

4 検査検定制度の影響の把握及び分析の手法

検査検定制度については、累次の閣議決定により、自己確認・自主保安の導入や基準の国際整合化等の取組みが進められてきている。

「規制改革推進3か年計画(再改定)」(平成15年3月28日閣議決定)においては、「 - 5 - (1) 基準認証等分野の基本方針」において、「基準・規格及び検査・検定(以下「基準認証等」という。)は、経済活動のグローバル化が進んだ現在においては、企業活動や消費活動に対しても、コストの上昇や選択範囲の限定等、大きな影響を与えることとなる。このため、基準認証等の制定・運用に当たっては、国民の生命、身体、財産の保護などそれぞれの制度が本来目的としている様々な政策目的の達成に支障が生じないことを前提として、こうした諸活動への影響が可能な限り小

さくなるよう配慮することが重要である。このため、基準認証等の見直しに当たっては、個々の制度について真に国が関与した仕組みとして維持する必要があるかについて抜本的な見直しを行い、国が関与した仕組みとして維持する必要がある場合においても、行政の関与を必要最小限とする方向で以下のとおり、事業者の自己確認・自主保安を基本とした制度への移行、基準の国際整合化・性能規定化、重複検査の排除等を推進する」とされている。

これらの閣議決定は、検査検定制度的見直しの方向性として、企業活動や消費活動に与える影響を可能な限り小さくする観点から規制改革を推進することとしており、検査検定制度に係る規制改革に基づく措置の類型としては、以下のものが挙げられている。

対象範囲の縮小

自己確認・自主保安への移行

代行機関又は第三者認証への移行

代行機関の指定要件の緩和

優良事業者認定制度等のインセンティブ制度の導入

国際的整合化

性能規定化

重複検査の排除

検査周期の延長

その他事業者の負担軽減のための措置

このような政府全体としての改革の方向性を踏まえ、今回の評価では、政府全体としての政策の統一性を確保する見地から、すべての検査検定制度を対象に、企業活動や消費活動に与える影響、特に、コストの上昇や選択範囲の限定等の影響が可能な限り小さくなっているか、言い換えればこれらの影響を可能な限り小さくする方向に向けた実効ある取組が実施されているかという観点から、全制度の制度改変の状況や運用の実態等を把握し、横断的に評価することとしたものである。

具体的には、検査検定制度 126 制度を対象に、それらが与える影響を把握・分析するため、以下の手法により調査等を実施した。

(1) 制度改変状況の把握・分析

検査検定制度 126 制度について制度改変の状況(制度改変の有無・内容)を把握・整理するため、各省の本省を調査対象とし、情報を入手した。調査対象期間は、原則として平成 9 年度から 13 年度までの 5 年間とした。

その際、併せてコスト及び効果の把握・分析についての取組状況についても把握した。

(2) 直接的影響の把握・分析

ア 各制度の運用実態の把握については、受検者及び検査検定実施主体を対象とした実地調査を、以下の手法により実施した。

調査対象とする制度

統一性確保評価であることから、検査検定 126 制度を対象とした。

検査検定制度を構成する個別の許認可等が複数ある場合は、当該制度の傾向を把握する観点から、検査実績や制度改変の動向等を踏まえて対象を選定した。

調査対象とする者

検査検定制度が与える影響の全体像を把握する観点から、受検者及び検査検定実施主体双方を調査対象とした。

具体的には、受検実績のある民間事業者等及び検査検定実績のある国の行政機関、独立行政法人、地方公共団体、指定検査機関等の検査検定実施主体を対象とすることとし、受検者及び検査検定実施主体の実数が相当数に上る場合は、1制度当たり10ないし30前後の者を調査対象として選定した。その際、当該制度の一般的な傾向を把握する観点から、実績のある平均的な規模の事業者を中心に選定するよう努めた。

調査対象とする期間

影響の経年的な推移を把握する観点から、原則として平成9年度から13年度までの5年間を調査対象の期間とした。

調査を担当する機関

検査検定制度126制度を対象にすることから調査対象者の数が多数に上り、日本国内の各地域に所在するため、調査については総務省の地方支分部局である管区行政評価局及び行政評価事務所が担当した。

調査の手法

調査は原則として対面による聞き取りにより実施した。

具体的には、共通する調査項目を盛り込んだ調査表を作成し、当該調査表への記入を依頼し、記入内容の確認を聞き取りで行う手法を採った。調査表の作成に当たっては、検査検定制度の受検・実施に係る直接的経費を中心に調査事項を設計した。この調査表については、事前に有識者から成る「検査検定制度に関する政策評価研究会」を開催し、助言を受けた。

調査事項は、直接的経費を定量的に把握する観点から、検査の立会い等に係る人件費に相当する部分については人時間（何人で何時間かかるか）、交通費に相当する部分については検査場所の所在地を把握し、統一的に金額換算することとした。部外委託経費や関係機器の維持管理費等具体の支出額が把握可能なものについては具体額を把握した。

なお、記録が残っていない等により正確な数値の把握が困難な場合は、調査対象とした受検者及び検査検定実施主体における担当者の記憶による概数の把握に努めた。

また、検査検定基準の性能規定化による影響等の定量的に把握が困難なものについては、数値データ以外の情報の収集等の定性的な実態把握に努めた。

イ 把握した内容について、検査検定制度に共通する検査検定対象範囲、検査検定実施主体、検査検定基準及び検査検定方法の主要構成要素をベースにして、どのような制度改変を行えば、どのような事項においてどのような変化が生じるかを、統一的に分析した。その際、検査検定の受検・実施に要するコストについては、把握した直接的経費の事項ごとに発生の有無を整理するとともに、金額換算を行うことによりその規模及び制度改変があった場合のそれに伴う変化の度合いを明らかにするなどのコスト分析を行った。

コスト分析については、「規制改革推進3か年計画」(平成13年3月30日閣議決定)の「4 規制改革の推進に伴う制度的な取組」の中の「4 - (5) - ウ規制のコスト及び効果の分析・公

表」において、「各府省は、所管する行政分野における国民の負担等の規制のコスト及び効果の分析・把握を行い、現行規制制度の見直しに資するとともに、新たに規制を設ける場合においては、当該規制のコスト及び効果についての情報の積極的な提供・公表を行い、国民への説明責任を果たすためのシステムの確立に向けて検討を進める。」とされており、このようなことを踏まえ、今回の政策評価においては、総務省が検査検定制度 126 制度についてコスト把握を行い、分析することとした。これにより、全制度におけるコストへの影響及びその変化の状況を横断的に整理することができるとともに、その把握・分析を通じ、コスト分析が可能であり、かつ検査検定制度の評価に有効であることを示すことができると考えたものである。

ウ 統一的な把握・分析を基に、コストの上昇や選択範囲の限定等の影響が可能な限り小さくなるような制度改変の類型を整理した。

(3) 間接的影響の把握・分析

コスト分析の一環として、受検者及び検査検定実施主体に直接的に現れる影響だけでなく、他の産業等へ波及する間接的影響についても、分析を行った。

具体的には、民間シンクタンクを活用し、分析手法を検討するとともに、実地調査等により把握した結果を用いて具体事例の分析を行った。

上記の把握・分析の結果を踏まえ、評価結果としては、

コストや選択範囲等への影響を可能な限り小さくする施策として、どのような措置が有効であるか、

その影響の発現にはどのようなパターンがあるか、

及び の情報を得る上で、どのような手法が有効であるかを明らかにすることとした。

図1 「検査検定制度に関する政策評価（統一性評価）」の概念図

(評価対象とした政策)

検査検定制度
全126制度

所管省：7省（総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）

全制度に共通する 主要構成要素	検査検定制度対象範囲 検査検定制度実施主体 検査検定制度基準 検査検定制度方法
--------------------	--

政府全体としての改革の方向性	<p>検査検定制度は、経済活動のグローバル化が進んだ現在においては、企業活動や消費活動に対しても、コストの上昇や選択範囲の限定等、大きな影響を与える。こうした諸活動への影響が可能な限り小さくなるよう配慮することが重要。このため、個々の制度について、行政の関与を必要最小限とする方向で、以下の規制改革を推進する。</p> <p>行政の責任領域の見直し、民間活力の助長</p> <ul style="list-style-type: none"> 検査対象範囲の見直し 自己確認・自主保安を基本とした制度への移行（事業者の自己確認・自主保安、第三者認証、インセンティブ制度の導入、国の代行機関（指定検査機関等）による検査） 基準の国際整合化・性能規定化 国際整合化（国際規格・基準等への整合化、相互承認制度の導入、試験データの国際的相互乗り入れ） 検査基準の性能規定化 <p>重複検査の排除等事業者の負担軽減</p>

(評価の観点)

政府全体としての改革の方向性を踏まえ、企業活動や消費活動に与える影響、特に、コストの上昇や選択範囲の限定等の影響が可能な限り小さくなっているかとの統一した観点により横断的に評価

(評価の対象)

検定制度126制度について
制度改変状況
コストや選択範囲等の影響の実態
を把握

把握の手法	<p>制度改変状況の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> 制度を所管する各本省を調査 <p>直接的影響の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> 受検者及び検査検定制度実施主体を対象とした実地調査により、検査検定制度の受検・実施に要する直接的なコストや選択範囲等の変化の有無・内容を把握 実地調査は、管区行政評価局・行政評価事務所が担当 <p>間接的影響の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> 実地調査により把握された直接的影響に係るデータから、間接的影響についても整理（直接的なコスト削減が国民・企業あるいは社会全体にどのような影響を及ぼすかについて整理） 具体的な分析作業については、民間シンクタンクを活用

(評価)

全制度を対象に、検査検定制度の主要構成要素をベースにして、影響とその帰着先を横断的に整理し、どのような制度改変を行えば、どのような事項においてどのような変化が生じるかを分析することにより、コストや選択範囲等への影響を可能な限り小さくする施策として、どのような措置が有効であるか、その影響の変化の発現にはどのようなパターンがあるか、及びその情報を得る上で、どのような手法が有効であるかを明らかにする。

5 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

本評価における調査分析の過程及び評価書の作成に当たっては、次のとおり、学識経験を有する者等から評価全般に係る意見や調査分析の手法に対する具体的な助言等を得て、評価の結果に反映させた。

有識者から成る「検査検定制度に関する政策評価研究会」を開催し、調査の設計や分析手法等に関して助言を得た（資料1参照）。

検査検定制度の直接の対象となる分野以外の産業等への間接的影響については、民間シンクタンクを活用し、分析手法を検討するとともに、実地調査等により把握した結果を用いて具体事例の分析を行った。

政策評価・独立行政法人評価委員会（政策評価分科会）の審議に付し、本評価の全般に係る意見等を得た。

平成14年7月26日（金）政策評価・独立行政法人評価委員会

平成16年2月24日（火）政策評価・独立行政法人評価委員会政策評価分科会

上記委員会及び分科会の議事要旨、議事録については、総務省のホームページを参照

http://www.soumu.go.jp/hyouka/seisaku-hyoukaiinkai_f.htm

6 評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

本評価においては、規制改革に係る累次の閣議決定及びそのフォローアップ結果、関係法令とその解説書等を参照した（資料2参照）。

第2 検査検定制度が与える影響の把握及び分析の結果

1 検査検定制度の制度改変状況の把握

(1) 検査検定制度の構成要素

検査検定制度は、対象や目的等はそれぞれ異なるものの、制度の構造としては

検査検定対象範囲、
検査検定実施主体、
検査検定基準、
検査検定方法

という共通する要素で構成されており、これら主要構成要素をベースにして、横断的な把握・分析を行った。

具体的には、制度の構成要素のどこがどう変化すると、どこにどのような変化が生ずるのか、影響とその帰着先の相関関係を明らかにすることを念頭に置き、横断的に把握・分析することとし、制度改変の状況を把握した。

(2) 制度改変の実施状況

検査検定制度 126 制度について、調査対象とした期間（原則として平成9年度から13年度までの5年間）における状況をみると、84 制度において制度改変が行われていた。

この制度改変の内容を、検査検定制度の主要構成要素別に整理すると、以下のとおりである（一つの制度内で複数の制度改変を行っている場合があり、合計が一致しない場合がある。）。

検査検定対象範囲に係る制度改変	25 制度
うち 対象範囲の縮小	11 制度
その他	16 制度
検査検定実施主体に係る制度改変	41 制度
うち 自己確認・自主保安（以下「自主検査」という。）への移行	15 制度
行政機関から民間検査機関（代行機関型、第三者認証機関型）への移行	14 制度
代行機関の見直し（第三者認証機関への移行、公益法人要件の撤廃）	14 制度
その他	6 制度
検査検定基準に係る制度改変	20 制度
うち 性能規定化	9 制度
国際的整合化	5 制度
その他	8 制度
検査検定方法に係る制度改変	46 制度
うち 検査検定の有効期間・周期の廃止・延長	16 制度
民間データの活用	9 制度

運転時検査の導入	1 制度
その他	31 制度
その他の制度改変	14 制度
うち 手続の電子化	5 制度
その他	9 制度

なお、上記の制度改変には、優良事業者を認定することにより当該事業者に自主検査や検査検定方法の簡素化等を認めるインセンティブ制度を導入しているものを含んでいる。

これらの制度改変と、それによる影響の変化の状況については、表 2 のとおりであるが、その内容の詳細については「2 検査検定制度の直接的影響の把握」において整理した。

表 2 検査検定制度における制度改変の実施状況

- 凡例：1 表中の 等の印は、以下のとおり制度改変によるコストや選択範囲等の影響の変化の状況を表す。
- ：コストの減少や選択範囲の拡大等プラスの変化がみられたもの
 - ：コストの増加や選択範囲の縮小等マイナスの変化がみられたもの
 - ：プラス・マイナス両方の変化がみられたもの
 - ：変化がなかったもの
 - ：今回の調査では変化が把握できなかったもの
- 2 「総合」欄においては、制度ごとに複数の制度改変があった場合は以下のように整理している。
印が 1 種類しかない場合はその印を表示
「 - 」、「 」と他の印が混在する場合は、他の印を表示
「 」、「 」、「 」が混在する場合は「 」を表示

省別整理番号	検査検定制度名	制度改変の状況	対象範囲の改変		実施主体の改変			基準の改変			方法の改変			その他		総合	
			対象範囲の縮小	その他	自主検査への移行	行政機関 民間検査機関	代行機関の見直し	その他	性能規定化	国際的整合化	その他	有効期間等の廃止延長	民間データの活用	運転時検査導入	その他		手続の電子化
総務 1	無線局の検査	有															
" 2	無線設備機器の検定	有															
" 3	技術基準適合証明	有															
" 4	搬送式インターホン等の型式の指定	有															
" 5	無線設備等の点検に使用する測定器等の検査	有						-									-
" 6	電気通信設備の技術基準適合確認	有															
" 7	端末機器技術基準適合認定	有															
" 8	端末機器の設計についての認証	有															
" 9	端末設備基準適合認定																
" 10	製造所等の検査	有															
" 11	検定対象機械器具等の検定																
" 12	石油パイプライン事業用施設の検査																
" 13	事業所の新設又は変更の確認																
" 14	特定防災施設等の設置の検査																

省別整理番号	検査検定制度名	制度変更の状況	対象範囲の変更		実施主体の変更			基準の変更		方法の変更			その他		総合	
			対象範囲の縮小	その他	自主検査への移行	行政機関 民間検査機関	代行機関の見直し	その他	性能規定化	国際的整合化	その他	有効期間等の廃止延長	民間データの活用	運転時検査導入		その他
文科1	原子炉施設の検査															
" 2	核燃料物質の使用施設等の検査	有														
" 3	廃棄物の工場又は事業所外の廃棄に関する確認															
" 4	核燃料物質等の運搬に関する確認															
" 5	放射性同位元素の使用施設等の検査															
" 6	放射性同位元素装備機器の機構確認															
" 7	放射性同位元素等に係る運搬物確認															
" 8	教科書の検定															
厚労1	病院等の構造設備の検査	有														
" 2	理容所の使用前の確認															
" 3	美容所の使用前の確認															
" 4	クリーニング所の使用前の確認															
" 5	製品検査	有														
" 6	獣畜のとさつ又は解体検査															
" 7	専用水道布設工事の設計の確認	有							-							-
" 8	簡易専用水道の管理についての検査															
" 9	医薬品、医療用具の検定	有														
" 10	新規化学物質の届出に基づく審査	有														
" 11	食鳥検査	有														
" 12	特定機械等の検査	有														
" 13	小型ボイラー等の個別検定	有						-								-
" 14	プレス機械等の型式検定	有						-								-
農水1	農産物の検査	有						-								
" 2	漁船の工事完成後の認定	有						-								-
" 3	漁船登録票の検認	有						-								
" 4	種畜検査															
" 5	飼料等の検定															
" 6	指定検疫物等の検査	有														
" 7	医薬品の検定	有														
" 8	肥料の銘柄の登録															
" 9	農機具の検査	有														
" 10	輸出入植物等の検査	有														
" 11	種苗の検査															
" 12	農薬の登録															
" 13	輸入する指定動物の感染症の検査															
経産1	特定計量器の検定	有														
" 2	基準器検査	有														
" 3	計量証明検査	有						-								-
" 4	航空機の製造、修理の確認	有														
" 5	航空機用機器の製造証明	有														
" 6	特別特定製品の適合性検査	有														
" 7	石油パイプライン事業用施設の検査															
" 8	導管の使用前検査	有														
" 9	電気工作物の検査	有														
" 10	燃料体の検査	有														
" 11	特定電気用品の適合性検査	有														

省別整理番号	制度名	制度変更の状況	対象範囲の変更		実施主体の変更			基準の変更			方法の変更			その他		総合合		
			対象範囲の縮小	その他	自主検査への移行	行政機関 民間検査機関	代行機関の見直し	その他	性能規定化	国際的整合化	その他	有効期間等の廃止延長	民間データの活用	運転時検査導入	その他		手続の電子化	その他
経産 12	ガス工作物の使用前検査	有																
" 13	特定ガス用品の適合性検査	有																
" 14	高圧ガス製造施設等の検査	有																
" 15	輸入高圧ガスの検査	有																
" 16	容器検査	有																
" 17	附属品検査	有																
" 18	液化石油ガス貯蔵施設等の検査	有				-											-	
" 19	液化石油ガス充てん設備の検査	有																
" 20	特定液化石油ガス器具等の適合性検査	有																
" 21	火薬類の製造施設等の検査	有			-	-												
" 22	機械器具等についての性能検査	有																
" 23	坑内用品の検定	有																
" 24	事業所の新設又は変更の確認																	
" 25	新規化学物質の届出に基づく審査	有																
" 26	加工施設の検査																	
" 27	再処理施設の検査																	
" 28	廃棄物埋設施設等に係る廃棄物埋設に関する確認																	
" 29	特定廃棄物管理施設の検査																	
" 30	廃棄物の工場又は事業所外の廃棄に関する確認																	
" 31	核燃料物質等の運搬に関する確認	有																
" 32	原子炉施設の検査																	
国交 1	自動車道の検査																	
" 2	石油パイプライン事業用施設の検査																	
" 3	船舶の総トン数測度																	
" 4	小型船舶の総トン数測度																	
" 5	小型漁船の総トン数の測度																	
" 6	船舶の国際総トン数測度																	
" 7	船舶検査	有																
" 8	危険物の積付検査																	
" 9	危険物のコンテナへの収納検査																	
" 10	液状化物質の積付け検査																	
" 11	海洋汚染防止設備等の検査	有																
" 12	焼却設備の検査																	
" 13	ふん尿処理装置等の検定																	
" 14	気象測器の検定	有				-												
" 15	航空機の耐空証明	有																
" 16	航空機装備品の予備品証明	有																
" 17	飛行場又は航空保安施設の検査																	
" 18	運航管理施設等の検査(本邦航空運送事業者)	有		-													-	
" 19	運航管理施設等の検査(航空機使用事業者)	有		-													-	
" 20	特定救急用具の検査																	
" 21	模擬飛行装置等の認定	有																
" 22	容器検査																	
" 23	附属品検査																	
" 24	鉄道施設の検査	有																
" 25	鉄道車両の確認	有																

省別整理番号	制度名	制度変更の状況	対象範囲の変更		実施主体の変更				基準の変更			方法の変更				その他		総合
			対象範囲の縮小	その他	自主検査への移行	行政機関 民間検査機関	代行機関の見直し	その他	性能規定化	国際的整合化	その他	有効期間等の廃止・延長	民間データの活用	運転時検査導入	その他	手続の電子化	その他	
国交 26	索道施設の検査	有																
" 27	軌道の運輸開始に係る検査																	
" 28	廃棄物の工場又は事業所外の廃棄に関する確認																	
" 29	核燃料物質運搬の安全確認	有																
" 30	放射性同位元素等の運搬の安全確認	有																
" 31	自動車検査	有																
" 32	検査対象外軽自動車等の型式認定																	
" 33	原動機付自転車用原動機の型式認定																	
" 34	自動車ターミナルの検査	有																
" 35	許可工作物の完成検査																	
" 36	工事の完了検査																	
" 37	開発行為に関する工事の完了検査																	
" 38	耐火構造の認定	有																
" 39	準耐火構造の認定	有																
" 40	防火構造の認定	有																
" 41	不燃材料の認定	有																
" 42	耐火建築物に設ける防火戸等の認定	有																
" 43	準耐火建築物に設ける防火戸等の認定	有																
" 44	屋根の構造の認定	有																
" 45	外壁で延焼のおそれのある部分の構造の認定	有																
" 46	大規模木造建築物等の屋根の構造の認定	有																
" 47	長屋等の各戸の界壁・構造の認定	有																
" 48	し尿浄化槽の構造の認定	有																
" 49	基礎等に使用する建築材料の適合認定	有																
" 50	建築物の確認・検査	有																
" 51	建築設備の確認・検査	有																
" 52	型式適合認定																	
" 53	煙突等の工作物及び昇降機等の確認・検査	有																
" 54	製造施設等の工作物の確認・検査	有																
" 55	工場生産浄化槽の型式の認定	有						-		-								-
環境 1	浄化槽の検査	有						-										
" 2	一般廃棄物処理施設の検査																	
" 3	産業廃棄物処理施設の検査																	
" 4	新規化学物質の届出に基づく審査	有																
合計		84	11	16	15	14	14	6	9	5	8	16	9	1	31	5	9	
			2	0	12	7	9	0	1	2	0	7	8	1	20	2	4	
			0	0	1	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	3	0	
			0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	
			0	2	1	6	4	3	0	0	2	0	0	0	2	0	0	
内訳			9	13	1	1	1	0	8	3	6	9	1	0	9	0	0	

- (注) 1 当省の調査結果による。
2 「制度変更」には、行政機関の独立行政法人化や物価を踏まえた手数料の改定等事務的な改定は含めていない。
3 本表には、原則として平成9年度から13年度の間制度変更のあったものについて整理しているが、

平成 8 年度以前に制度改変されたもので、9 年度以降に影響が出るもの、平成 14 年度に制度改変されたもので調査において影響を把握できたものについても含めて記載している。

4 「実施主体の改変」については、完全な移行のものだけでなく、以下のとおり関連のある制度改変を含む。

「自主検査への移行」には、インセンティブ制度による自主検査の導入を含む。

「行政機関→民間検査機関」には、行政機関と民間検査機関が並存する場合を含む。

「代行機関の見直し」には、第三者認証機関への移行のほか、代行機関の公益法人要件撤廃を含む。

(3) 各省におけるコスト分析等の実施状況

「規制改革推進 3 か年計画」(平成 13 年 3 月 30 日閣議決定)等の閣議決定では、各府省は、所管する行政分野における国民の負担等の規制のコスト及び効果の分析・把握を行い、現行規制制度の見直しに資することとされているところであるが、当省が調査した結果、検査検定制度を所管する各省において、コスト及び効果の把握・分析を行っている例はなかった。

2 検査検定制度の直接的影響の把握

検査検定制度 126 制度について、制度改変が行われたものは 84 制度であり、一つの制度の中で複数の制度改変が行われている場合があるが、制度ごとに制度改変による影響の変化をみた場合、コストの減少や選択範囲の拡大等プラスの変化がみられたものは 49 制度、コストの増加等マイナスの変化がみられたものは 1 制度、プラス・マイナス両方の変化がみられたものは 9 制度であった。今回の調査では変化がみられなかったものは 10 制度、今回の調査では把握対象としなかった等により変化が把握できなかったものは 15 制度であった。(注)

把握できた内容について、検査検定制度に共通する主要構成要素別に整理すると、以下のとおりである。

- (注) 以下、本項の表3 - 1から3 - 19中の「変化」欄において次のとおり表示
- : コストの減少や選択範囲の拡大等プラスの変化がみられたもの
 - : コストの増加や選択範囲の縮小等マイナスの変化がみられたもの
 - : プラス・マイナス両方の変化がみられたもの
 - : 変化がなかったもの
 - : 今回の調査では変化が把握できなかったもの

(1) 検査検定対象範囲に係る制度改変

検査検定対象範囲に係る制度改変が行われたものは 25 制度あった。

内訳は、検査検定対象範囲の縮小が 11 制度、検査検定対象範囲の拡大等その他の制度改変が 16 制度である。

なお、一つの制度の中で検査検定対象範囲の縮小と、その他の制度改変の両方を行っているものが 2 制度ある。

ア 検査検定対象範囲の縮小

検査検定対象範囲の縮小については、複数の品目の一部を除外するものと、軽微な変更等検査が必要な場合を限定するものがある。

今回の把握結果では、表3 - 1のとおり、複数の品目の一部を除外したものが 10 制度(総務 1、2、厚労 9、農水 1、9、経産 11、14、21、22、国交 16)、軽微な変更等検査が必要な場合を限定したものが 1 制度(厚労 1)であった。

このうちコストの低減等がみられたものは、2 制度(厚労 1、9)であった。検査検定対象範囲の縮小を行ったものはほかに 9 制度あったが、対象となる物品等が少ない等により、今回の調査では把握の対象としなかった。

コストの低減等がみられた 2 制度については、検査検定対象範囲を見直した結果、受検が必要な範囲が縮小され、受検者及び検査検定実施主体双方においてコストの低減がみられた。これは、制度改変の影響として受検が不要になるため、受検対応で必要とされたコストが不要となったことによる。

なお、検査検定対象範囲の縮小措置が採られたことによる代替措置として新たな負担が生じるような措置が採られている例はなかった。

表3-1 検査検定対象範囲を縮小したもの

省別整理番号	検査検定制度名	制度変更の内容	制度変更の影響	変化
総務1	無線局の検査	平成12年3月1日 無線局の工事落成後の新設検査が省略される「特定無線設備」に第三世代移動通信システム(IMT-2000)に使用するための無線設備を追加	(今回の調査では把握の対象としていない。)	
総務2	無線設備機器の検定	平成11年5月21日 緊急自動受信機を対象から削除	(今回の調査では把握の対象としていない。)	
厚労1	病院等の構造設備の検査	平成12年7月1日 軽微な変更等の場合に限り、実地検査対象から除外(軽微な変更等については、自主検査を実施し、その結果を届出)	(コスト) 今回、調査した検査検定実施主体は、いずれも軽微な変更等の場合における自主検査の結果の届出に係る手数料の額を変更(軽微な変更等を除く)の場合の手数料よりも低く設定していることから、受検者は、これによって手数料が軽減された影響を受けている。 なお、調査した検査検定実施主体の中には、当該手数料を徴収していないものもみられた。 検査検定実施主体においては、実地検査が省略できることとなった。 (選択範囲) 軽微な変更等の場合における自主検査は、受検者の都合のよい時間に実施できることから、今回、調査対象とした受検者の中には、検査機会の選択が自由になっている。	
厚労9	医薬品、医療用具の検定	平成9年3月31日 インターフェロン(9品目)及びインスリン(9品目)を対象品目から削除	(コスト) 検査検定対象範囲が縮小(対象品目の削除)されたことによって、 受検者については、受検手数料及び人件費(都道府県が行う検査検定対象品目の採取等への立会いなど)が不要になっている。 検査検定実施主体及び検査検定事務の経由機関である都道府県については、人件費等のコストが不要になっており、また、検査検定実施主体については、手数料収入がなくなっている。	
農水1	農産物の検査	平成13年4月1日 法改正に伴い、検査対象農産物等の見直しを行った(国内産農産物について、従来の20品目から10品目に整理)。	(今回の調査では把握の対象としていない。)	
農水9	農機具の検査	平成10年度に、ピーンハーベスターを対象機種から除外 平成12年度に、25馬力未満のトラクター(乗用型)及び歩行型田植機については対象から除外 また、直近では平成14年3月22日付け農林水産省告示第780号において、検査対象機種のうち、動力噴霧機(走行式)について対象範囲を変更(ブームノズルを有するものに限定)	(今回の調査では把握の対象としていない。)	
経産11	特定電気用品の適合性検査	平成13年4月1日 14品目について規制対象から除外	(今回の調査では把握の対象としていない。)	

(次のページに続く。)

(続き)

省別整理番号	検査検定制度名	制度変更の内容	制度変更の影響	変化
経産 14	高圧ガス製造施設等の検査	[完成検査] 平成 9 年 4 月 1 日 検査対象から高圧ガス販売施設を削除 [特定変更工事に係る完成検査] 平成 9 年 4 月 1 日 検査対象から販売施設の変更工事を削除 [特定設備検査]、[輸入特定設備検査] 及び [本邦に輸出される特定設備の検査] 平成 10 年 3 月 26 日 内容積が 0.001 立方メートル以下かつ設計圧力が 30 メガパスカル未満の容器を特定設備から除外 平成 10 年 3 月 26 日 蓄電池に係る容器を特定設備から除外	(今回の調査では把握の対象としていない。)	
経産 21	火薬類の製造施設等の検査	平成 12 年 7 月 1 日 変更検査のうち、保安の維持に影響のない「軽微な変更」については、許可から届出に移行	(今回の調査では把握の対象としていない。)	
経産 22	機械器具等についての性能検査	平成 10 年 4 月 1 日 検査対象となる高圧ガス製造施設の範囲について、一日に製造する高圧ガスの容積 30 立方メートル以上から 100 立方メートル以上に変更	(今回の調査では把握の対象としていない。)	
国交 16	航空機装備品の予備品証明	平成 9 年 10 月 1 日 電波法の適用を受ける無線通信機器について、対象から除外	(今回の調査では把握の対象としていない。)	

(注) 当省の調査結果による。

イ 検査検定対象範囲に係るその他の制度変更

今回の把握結果では、表 3 - 2 のとおり、検査検定対象範囲に係るその他の制度変更として、検査検定対象範囲を拡大したものが 13 制度 (総務 3、4、6、7、8、文科 2、農水 6、9、経産 6、11、31、国交 29、30)、その他の制度変更が 3 制度 (経産 9、国交 18、19) であった。

検査検定対象範囲の拡大については今回の調査では把握の対象としていない。

その他の制度変更については、コスト低減等はみられなかった

表 3 - 2 検査検定対象範囲に係るその他の制度変更

省別整理番号	検査検定制度名	制度変更の内容	制度変更の影響	変化
総務 3	技術基準適合証明	新たな通信システム導入等に伴う対象の追加など	(今回の調査では把握の対象としていない。)	
総務 4	搬送式インターホン等の型式の指定	平成 11 年 7 月 12 日 特別搬送式デジタル伝送装置 (位相変調方式) を型式指定の対象に追加 平成 11 年 7 月 28 日 無電極放電ランプを型式指定の対象に追加 平成 12 年 11 月 2 日 電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械を型式指定の対象に追加	(今回の調査では把握の対象としていない。)	
総務 6	電気通信設備の技術基準適合確認	新たな通信システム導入等に伴う技術基準の対象の追加等	(今回の調査では把握の対象としていない。)	
総務 7	端末機器技術基準適合認定	新たな通信システム導入等に伴う対象の追加等	(今回の調査では把握の対象としていない。)	
総務 8	端末機器の設計についての認証	新たな通信システム導入等に伴う対象の追加等	(今回の調査では把握の対象としていない。)	

(次のページに続く。)

(続き)

省別整理番号	検査検定制度名	制度改変の内容	制度改変の影響	変化
文科2	核燃料物質の使用施設等の検査	平成 12 年 6 月 16 日 東海村臨界事故を受けて、検査対象を拡大	(今回の調査では把握の対象としていない。)	
農水6	指定検疫物等の検査	以下の品目を対象に追加 [指定検疫物の輸入検査] 平成 10 年 3 月 25 日 犬 平成 12 年 12 月 30 日 穀物のわら、飼料用の乾草 [指定検疫物以外のものの検査] 平成 9 年 3 月 27 日 台湾産稲わら等 平成 12 年 3 月 30 日 稲わら等 平成 13 年 10 月 4 日 動物性加工たん白 [輸出検査] 平成 10 年 3 月 25 日 犬	(今回の調査では把握の対象としていない。)	
農水9	農機具の検査	平成 10 年度に野菜移植機を追加	(今回の調査では把握の対象としていない。)	
経産6	特別特定製品の適合性検査	平成 13 年 1 月 31 日 携帯用レーザー応用装置について新たに特別特定製品(第三者認証)に追加	(今回の調査では把握の対象としていない。)	
経産9	電気工作物の検査	[使用前安全管理検査]及び[溶接安全管理検査] 平成 12 年 7 月 1 日 従来の国による直接検査を廃止し、技術基準への適合確認等の検査を設置者が自ら行うこととするとともに、当該自主検査の実施に係る体制について、国又は国が指定する代行機関が行う審査を受ける義務を課した。	(コスト) 制度改変により 1 件当たりのコスト負担は上昇している(制度設計上、受検件数は改変前後で不変であるが、書類作成コストが増加している。)	
経産11	特定電気用品の適合性検査	平成 13 年 4 月 1 日 2 品目を特定電気用品(第三者認証)に、1 品目を特定以外の電気用品(自主検査)に追加	(今回の調査では把握の対象としていない。)	
経産31	核燃料物質等の運搬に関する確認	平成 13 年 7 月 1 日 六ふっ化ウランを対象に追加	(今回の調査では把握の対象としていない。)	
国交18	運航管理施設等の検査(本邦航空運送事業者)	平成 12 年 2 月 1 日 航空運送事業について路線ごとの免許制から事業ごとの許可制に移行したことを受けて、運航管理施設等の検査に改めるとともに、検査対象を明確化した。	(コスト等) 運航管理施設等の検査については、路線ごとの免許制から事業ごとの許可制に移行したことに伴い制度の区分が変更になったものであるが、検査の内容については実質的な改変はなく、コスト等への影響についても変化はみられなかった。	
国交19	運航管理施設等の検査(航空機使用事業者)	同上	同上	
国交29	核燃料物質運搬の安全確認	平成 13 年 6 月 25 日 国際原子力機関(IAEA)輸送規則の改定に伴う国内規制の取り入れ	(今回の調査では把握の対象としていない。)	
国交30	放射性同位元素等の運搬の安全確認	平成 13 年 6 月 25 日 国際原子力機関(IAEA)輸送規則の改定に伴う国内規制の取り入れ	(今回の調査では把握の対象としていない。)	

(注) 当省の調査結果による。

(2) 検査検定実施主体に係る制度改変

検査検定実施主体に係る制度改変が行われたものは41制度あった。

内訳は、自主検査への移行(インセンティブ制度によるものを含む。)が15制度、行政機関検査から民間機関検査への移行(並存的な導入を含む。)が14制度、民間検査機関のうち代行型の見直し(第三者認証化又は公益法人要件の撤廃)が14制度、その他の制度改変が6制度である。

なお、一つの制度の中で複数の制度改変を行ったものが8制度ある。

ア 自主検査への移行

自主検査への移行とは、行政機関や民間検査機関が行う検査検定を受検することを不要にし、受検者による自主検査により基準等への適合性を確認させることとする制度改変である。

今回の把握結果では、自主検査への移行が行われたのは15制度で、うち対象となる物品等についてすべて自主検査に移行したものが8制度、優良事業者等認定を受けたものに自主検査を認めるものであるインセンティブ制度による自主検査の導入が7制度であった。

(ア) 自主検査への移行

自主検査への移行は、受検者に自主検査義務を課すものであるが、制度改変前から制度上又は実態上自主検査に相当する対応が採られていて、更に行政機関や民間検査機関が行う検査検定の受検が義務付けられていた場合は、制度改変後は行政機関や民間検査機関が行う検査検定の受検部分が不要となることにより、受検者側のコストが低減することとなる。

今回の把握結果では表3-3のとおり、対象となる物品等についてすべて自主検査に移行したものは8制度であり、このうち7制度(経産4、5、8、11、12、13、20)はこの場合に相当し、受検者・検査検定実施主体双方にコスト低減がみられた。

一方、改変前に自主検査に相当する対応がなく、改変後に新たに受検者が自主検査に取り組むことになるような場合においては、検査検定の受検部分は不要となるが、新たな自主検査に係る負担部分の内容によっては、受検者のコストが割高になる場合と割安になる場合がある(経産6)。

なお、今回、対象となる物品等についてすべて自主検査に移行した8制度については、自主検査結果の記録・保存等が義務付けられているほか、行政機関が必要に応じて立入検査を行う制度があり、事後チェック機能が担保されている。

表3-3 自主検査に移行したものの

省別整理番号	検査検定制度名	制度変更の内容	制度変更の影響	変化
経産4	航空機の製造、修理の確認	平成12年7月1日 従来国による確認を廃止し、自主検査化	(コスト) 制度変更により政府認証から自主検査に移行しており、自社検査のみで国による検査を受ける必要がなくなったことから受検者のコストは低減している。 また、国も、検査を実施する必要がなくなったので、検査実施に係るコストが低減している。 (選択範囲) 自主検査に移行したことから、自社の都合に合わせた検査実施が可能となっている。	
経産5	航空機用機器の製造証明	平成12年7月1日 従来国による証明を廃止し、自主検査化	(コスト) 制度変更により政府認証から自主検査に移行しており、自社検査のみで国による検査を受ける必要がなくなったことから受検者のコストは低減している。 また、国も、検査を実施する必要がなくなったので、検査実施に係るコストが低減している。 (選択範囲) 自主検査に移行したことから、自社の都合に合わせた検査実施が可能となっている。	
経産6	特別特定製品の適合性検査	平成12年10月1日 登山用ロープについて第一種特定製品(政府認証)から特定製品(自主検査)に移行	(コスト) 制度変更により政府認証から自主検査に移行しているが、落下試験等は事業者自身では実施困難なことから、従前の検査実施機関である独立行政法人製品評価技術基盤機構に依頼して実施している。手数料額は、政府認証当時は1本当たり単価であったが、現在は型式当たり単価となっている。1型式当たりの本数により、制度変更前に比して割高になる場合と割安になる場合がある。 (選択範囲) 落下試験等の実施については対応可能な試験機関は限られており、従前の検査実施機関である独立行政法人製品評価技術基盤機構に引き続き依頼している。	
経産8	導管の使用前検査	平成12年7月1日 従来国による検査を廃止し、自主検査化	(コスト) 制度変更により政府認証から自主検査に移行しており、自社検査のみで国による検査を受ける必要がなくなったことから受検者のコストは低減している。 また、国も、検査を実施する必要がなくなったので、検査実施に係るコストが低減している。 (選択範囲等) 自主検査に移行したことから、従前のように検査実施時期等について検査検定実施主体と調整する必要がなくなり、自社の都合に合わせた検査実施が可能になっている。 なお、本制度の対象となる導管自体が少ないため、制度変更の影響の範囲は限定的である。	
経産11	特定電気用品の適合性検査	平成13年4月1日 42品目について自主検査化	(コスト) 自主検査に移行した品目については自社検査のみで第三者機関の検査を受ける必要がなくなったことからコストは低減している。 (選択範囲等) 自主検査に移行したことから、従前のように検査実施時期等について検査検定実施主体と調整する必要がなくなり、自社の都合に合わせた検査実施が可能になっている。	

(次のページに続く。)

(続き)

省別整理番号	検査検定制度名	制度改変の内容	制度改変の影響	変化
経産12	ガス工作物の使用前検査	【定期検査】 平成12年10月1日 従来の国による検査を廃止し、自主検査化	(コスト) 制度改変により政府認証から自主検査に移行しており、自社検査のみで国による検査を受ける必要がなくなったことから受検者のコストは低減している。 また、国も、検査を実施する必要がなくなったので、検査実施に係るコストが低減している。 (選択範囲等) 自主検査に移行したことから、従前のように検査実施時期等について検査検定実施主体と調整する必要がなくなり、自社の都合に合わせた検査実施が可能になっている。	
経産13	特定ガス用品の適合性検査	平成12年10月1日 2品目について自主検査化	(コスト) 自主検査に移行した品目については自社検査のみで第三者機関の検査を受ける必要がなくなったことからコストは低減している。 (選択範囲等) 自主検査に移行したことから、従前のように検査実施時期等について検査検定実施主体と調整する必要がなくなり、自社の都合に合わせた検査実施が可能になっている。	
経産20	特定液化石油ガス器具等の適合性検査	平成11年3月31日 2品目について自主検査化	(コスト) 自主検査に移行した品目については自社検査のみで第三者機関の検査を受ける必要がなくなったことからコストは低減している。 (選択範囲等) 自主検査に移行したことから、従前のように検査実施時期等について検査検定実施主体と調整する必要がなくなり、自社の都合に合わせた検査実施が可能になっている。	

(注) 当省の調査結果による。

(イ) インセンティブ制度による自主検査の導入

インセンティブ制度による自主検査の導入は、優良事業者等で認定を受けたものについて行政機関や第三者機関の検査検定の受検を不要にし、自主検査により基準等への適合性を確認させることとするものである。受検者の能力に応じて安全性を確保できる場合については、インセンティブ制度の活用により自主検査を導入する方策も検討可能と考えられる。

今回の把握結果では、表3-4のとおり、インセンティブ制度により自主検査を導入したものは7制度であり、このうち5制度(総務10、経産14、16、国交24、25)で受検者・検査検定実施主体双方にコスト低減がみられた。

その他の2制度は、今回の調査では把握の対象としなかったもの1制度(経産17)、認定実績がなかったもの1制度(経産21)であった。

表3-4 インセンティブ制度により自主検査を導入したもの

省別整理番号	検査検定制度名	制度変更の内容	制度変更の影響	変化
総務10	製造所等の検査	【完成検査】及び【完成検査前検査】 平成11年3月17日 製造所等の変更工事に係る完成検査等について自主検査結果の活用が図られた。	(コスト) 制度変更によるコスト削減の影響は把握できなかった。 (選択範囲) 受検者は、時間外や休日に自主検査が可能となったことから、消防本部の日程に左右されることがなくなり、検査時期の選択の幅が広がり、また、時間短縮が可能になっている。	
経産14	高圧ガス製造施設等の検査	【特定変更工事に係る完成検査】 平成9年4月1日 認定完成検査実施者による自主検査制度を導入	(コスト) 機会費用が計算できる受検者については、制度変更によってコストが削減されている。 (選択範囲) 受検者は、操業に影響の少ない時間帯に検査が可能となっている。	
		【特定施設の保安検査】 平成9年4月1日 認定保安検査実施者による自主検査の導入	(今回の調査では把握の対象としていない。)	
		【特定設備検査】 平成9年4月1日 登録特定設備製造業者による自主検査制度の導入	(コスト) 自主検査に移行したものは、受検手数料が不要となり、また、実地検査の実施時間が減少している。	
		【輸入特定設備検査】及び【本邦に輸出される特定設備の検査】 平成9年4月1日 外国登録特定設備製造業者による自主検査制度の導入	外国登録特定設備製造業者の登録実績はない。	
経産16	容器検査	【容器検査】 平成9年4月1日 登録容器製造業者及び外国登録容器製造業者による自主検査制度の導入	(コスト) 制度変更により、容器を大量生産する事業所では、手数料が不要になることによるコスト軽減がみられた。	
経産17	附属品検査	【附属品検査】 平成9年4月1日 登録附属品製造業者及び外国附属品製造業者による自主検査制度の導入	(今回の調査では把握の対象としていない。)	
経産21	火薬類の製造施設等の検査	平成12年7月1日 経済産業大臣又は都道府県知事が行う変更検査・保安検査のうち、十分の検査体制を有する者として国の認定を受けた事業者(認定検査実施者)については自主検査を認めた。	(コスト) 認定実績がないため、当該制度変更によるコストへの直接的な影響はみられない。 (選択範囲) 受検者にとって、認定を受けるか否かの選択範囲の幅が広がっているが、実際には認定実績がなく、変化は生じていない。	
国交24	鉄道施設の検査	平成12年3月1日 認定鉄道事業者制度の導入	(コスト) 認定鉄道事業者制度の導入により認可事項が減少し、これに伴って完成検査受検件数が減少する傾向がみられた。 (選択範囲) 受検者にとって、認定を受けるか否かは任意であり、選択範囲の幅は広がっている。	
国交25	鉄道車両の確認	平成12年3月1日 認定鉄道事業者制度の導入	(コスト) 認定鉄道事業者制度の導入により、事業者及び検査検定実施主体の対応負担の減少がみられた。 (選択範囲) 受検者にとって、認定を受けるか否かは任意であり、選択範囲の幅は広がっている。	

(注) 当省の調査結果による。

イ 行政機関から民間検査機関への移行

行政機関から民間検査機関への移行とは、検査検定実施主体を行政機関（国、独立行政法人及び地方公共団体）から、民間検査機関に移行するもので、検査検定業務が完全に民間検査機関に移行する完全移行型と、行政機関と民間検査機関が並行して検査検定業務を行う並存型がある。

今回の把握結果では、完全移行型の改変が行われたものが4制度、並存型の改変が行われたものが10制度であった。

(ア) 行政機関から民間検査機関への移行（完全移行型）

行政機関から民間検査機関への移行のうち完全移行型は、検査検定実施主体数・検査検定受付窓口数の増加や検査検定内容の簡素化がなければ、実施主体が移行するだけであり、受検者におけるコスト等の変化は生じない。

今回の把握結果では、表3-5のとおり、行政機関から民間検査機関への移行のうち完全移行型の改変が行われたものは4制度であり、実際に民間検査機関が参入し、移行が実現した2制度のうち、複数参入や検査方法の簡素化が同時に行われたもの（経産 12）についてはコスト低減等がみられたが、移行後の検査検定実施主体が1機関のみのもの（国交 14）については変化はみられなかった。また、残りの2制度（農水 2、3）については、民間検査機関制度を導入しても指定実績がなく、従前の行政機関が引き続き検査検定を実施しているため変化が生じていない。

表3-5 行政機関から民間検査機関への移行（完全移行型）

省別整理番号	検査検定制度名	制度改変の内容	制度改変の影響	変化
農水2	漁船の工事完成後の認定	平成14年4月指定認定機関制度の導入	(コスト) 指定認定機関制度が導入されているが指定実績はなく、変化は生じていない。 (選択範囲) 指定認定機関制度が導入されているが指定実績はなく、民間検査機関への移行に伴う変化は生じていない。ただし、制度上は、指定認定機関が認定を実施する部分については大臣・知事は認定を実施しないこととなるので、並存する検査検定実施主体から選択するのではなく完全移行となる。	
農水3	漁船登録票の検認	平成14年4月指定検認機関制度の導入	(コスト) 指定検認機関制度が導入されているが指定実績はなく、変化は生じていない。 (選択範囲) 指定検認機関制度が導入されているが指定実績はなく、民間検査機関への移行に伴う変化は生じていない。ただし、制度上は、指定検認機関が検認を実施する場合は当該都道府県の知事は検認を実施しないこととなるので、並存する検査検定実施主体から選択するのではなく完全移行となる。	

（次のページに続く。）

(続き)

省別整理番号	検査検定制度名	制度改変の内容	制度改変の影響	変化
経産 12	ガス工作物の使用前検査	【ガス工作物の使用前検査】 (一般ガス事業者) 平成 12 年 10 月 1 日 国の検査から民間検査機関の検査に移行(併せて検査内容について簡素化)	(コスト) 政府認証から第三者認証に移行して、手数料額は増加しているが、検査の簡素化による受検負担の減少等があり、全体としてのコストは低減している。 (選択範囲) 認定検査機関は日本ガス機器検査協会のみであり、選択範囲の変化はない。	
		【ガス工作物の使用前検査】 (簡易ガス事業者) 平成 12 年 10 月 1 日 国の検査から民間検査機関の検査に移行	(コスト) 政府認証から第三者認証に移行して、手数料額の増加、検査官の交通費負担の増加などにより、全体のコストは増加している。ただし、認定検査機関が当初は 1 機関(日本ガス機器検査協会)のみだったのが、後にもう 1 機関(高圧ガス保安協会)が参入したため、手数料の見直し(減額)が行われており、複数機関参入による影響が見られる。 (選択範囲) 認定検査機関は日本ガス機器検査協会と高圧ガス保安協会の 2 機関があり、選択範囲は拡大している。	
国交 14	気象測器の検定	【気象測器の検定】 平成 14 年 4 月 1 日 指定検定制度の新設(平成 14 年 10 月 1 日指定)	(コスト) 手数料については行政機関が実施していたときと同額であるためコストへの影響は出ていない。 (選択範囲) 指定検定制度機関は気象業務支援センターのみであり、選択範囲の変化はない。	

(注) 当省の調査結果による。

(イ) 行政機関と民間検査機関の並存型

行政機関から民間検査機関への移行のうち、行政機関と民間検査機関が並行して検査検定制度業務を行う並存型については、実質的に検査検定制度実施主体が増える場合にあっては選択範囲が拡大されることとなる。

今回の把握結果では、表 3 - 6 のとおり、行政機関から民間検査機関への移行で並存型の改変が行われたのは 10 制度であり、このうち検査検定制度実施主体が増えた 6 制度(経産 15、19、国交 50、51、53、54)については、受検者においてコストの低減又は検査検定制度実施主体を選択できる範囲の拡大がみられた。また、民間検査機関については、検査実施時期の日程調整の弾力化や処理期間の短縮といった面での変化が受検者にとってプラスの変化となっている。

残りの 4 制度については、段階的な移行過程にあるために変化がみられないもの 1 制度(農水 1)、新規参入がないため変化が生じていないもの 2 制度(経産 18、21)、新規参入の時期が遅く今回の調査では把握の対象としなかったもの 1 制度(経産 14)であった。

表3-6 行政機関と民間検査機関の並存型

省別整理番号	検査検定制度名	制度改変の内容	制度改変の影響	変化
農水1	農産物の検査	平成13年4月1日登録検査機関制度を導入。国(食糧事務所)から、農林水産大臣の登録を受けた民間の検査機関(登録検査機関)へ平成13年度から5年間かけて移行することとした。	(コスト) 国(食糧事務所)と民間検査機関を比較した場合、大きな差異は生じていない。これは、国検査から民間検査への移行過程であるため手数料が同額に設定されていること、民間検査機関は国と同等の検査を行っていること等から、現時点では大きな差異が現れないためとみられる。 (選択範囲) 国(食糧事務所)以外に民間検査機関が参入し、民間検査機関も複数参入していることから、検査検定制度実施主体を選択することが可能になっているが、現時点では手数料や検査内容に差異がないため、競争は生じていない。むしろ、移行過程にあるため、段階的に民間へ移行する手法が講じられている場合もある。 なお、国による検査実施においても検査計画に基づく検査時期の調整が行われてきており、民間に移行したことに伴い受検時期選択の弾力化が図られたという変化は特にない。	
経産14	高圧ガス製造施設等の検査	【完成検査】及び【特定変更工事に係る完成検査】 平成9年4月1日検査検定制度実施主体に指定完成検査機関及び高圧ガス保安協会を追加	指定完成検査機関は1社のみであり、その実績は平成14年からであるため、今回の調査では把握の対象としていない。 なお、高圧ガス保安協会の検査実績はない。	
経産15	輸入高圧ガスの検査	平成12年7月1日検査検定制度実施主体に指定輸入検査機関及び高圧ガス保安協会を追加	(コスト) 調査対象2受検者のいずれも、都道府県から受検していたときと指定検査機関から受検するようになってからとにおいて、大きな相違は認められないと説明している。 (選択範囲) 受検者等は、指定輸入検査機関から受検するようになってから、土・日曜日、祭日、平日の夜間等の都道府県の閉庁日・時間であっても、指定輸入検査機関は受検に応じてくれると説明しており、受検機会の選択範囲が拡大したことの影響が認められる。	
経産18	液化石油ガス貯蔵施設等の検査	平成9年3月10日高圧ガス保安協会又は指定完成検査機関による完成検査を受け、基準に適合していると認められた場合、その旨を都道府県知事に届け出れば、都道府県知事による完成検査を免除する。	(コスト等) 調査時点において、指定完成検査機関として参入している事業者はいなかった。そのため、指定完成検査機関の導入を内容とする制度改変によるコスト等の変化の状況はみられなかった。	
経産19	液化石油ガス充てん設備の検査	【充てん設備の完成検査】 平成9年4月一般消費者用のバルクローリーの開発に伴って、検査規定が置かれたものであり、同時に、検査検定制度実施主体に指定完成検査機関制度が導入されている。	(コスト等) 調査時点において、指定完成検査機関として参入している事業者はいなかった。そのため、指定完成検査機関の導入を内容とする制度改変によるコスト等の変化の状況はみられなかった。	
		【充てん設備の保安検査】 平成9年4月一般消費者用のバルクローリーの開発に伴って、検査規定が置かれたものであり、同時に、検査検定制度実施主体に指定保安検査機関制度が導入されている。	(コスト) 都道府県で受検する場合と比較して、指定保安検査機関で受検する場合は、受検者における「受検対応コスト(人件費)」及び「書類作成コスト」の各項目に負担が少ない状況がみられた。	

(次のページに続く。)

(続き)

省別整理番号	検査検定制度名	制度改変の内容	制度改変の影響	変化
経産21	火薬類の製造施設等の検査	平成12年7月1日 経済産業大臣又は都道府県知事が行う完成検査・変更検査・保安検査について、指定検査機関による検査を可能とした。	(コスト) 指定検査機関は1機関のみであり、当該機関の管轄範囲も限定的であることから、制度改変によるコストへの直接的な影響はみられない。	
国交50	建築物の確認・検査	平成11年5月1日 特定行政庁の建築主事のみが行うこととされていた建築確認について、都道府県知事等の指定を受けた機関(指定確認検査機関)も実施することが可能とした。	(コスト) 受検手数料については、民間検査機関の中には、行政機関に比して高額の手数料を設定しているところもある一方、行政機関と同額とした上で割引制度を導入しているところもあり、多様なものとなっている。 手数料以外の部分については、制度改変前後、行政機関・民間検査機関間で大きな差はみられなかった。 (選択範囲) 従来の行政機関(建築主事)に加えて民間検査機関(指定確認検査機関)が参入してきたことにより、検査検定実施主体については選択範囲が拡大されている。 また、確認、中間検査、完了検査の各段階において自由に検査検定実施主体を選べることにもなっている。 このため、受検者は、状況に応じて、手数料は高いが事務処理が早いところ、事務処理は遅いが手数料が安いところなどを選択できる。 申請から検査終了までの期間について、コストの額としては整理できなかったが、行政機関より民間検査機関の方が短くなっているとする事業者が多かった。	
国交51	建築設備の確認・検査	同上	同上	
国交53	煙突等の工作物及び昇降機等の確認・検査	同上	同上	
国交54	製造施設等の工作物の確認・検査	平成11年5月1日 特定行政庁の建築主事のみが行うこととされていた建築確認について、都道府県知事等の指定を受けた機関(指定確認検査機関)も実施することが可能とした。	(選択範囲) 従来の行政機関(建築主事)に加えて民間検査機関(指定確認検査機関)が参入してきたことにより、検査検定実施主体については選択範囲が拡大されている。	

(注) 当省の調査結果による。

ウ 代行機関の見直し(第三者認証機関への移行、公益法人要件の撤廃)

民間検査機関には、政府認証として民間検査機関が指定を受けて検査検定を代行する代行機関型と、政府による適合性の認定を受けて民間検査機関が検査検定を行う第三者認証機関型がある。代行機関型は行政機関の代行として検査検定を行うものであり、監督官庁の規制を強く受け、手数料も多くの場合行政機関が設定している。第三者認証機関型は、代行機関型に比べ民間検査機関における自由度が高く、手数料の設定も基本的に自由となっている。

代行機関の見直しとは、この代行機関の在り方を見直して、第三者認証機関に移行させたり、あるいは代行機関としての指定要件を緩和する観点から公益法人要件を撤廃したりするものである。

今回の把握結果では、代行機関型から第三者認証機関型へ移行したものは4制度、代行機関の指定要件から公益法人要件を撤廃したものは10制度であった。

(7) 代行機関型から第三者認証機関型への移行

代行機関型から第三者認証機関型へ移行することにより、監督官庁の規制が緩和され、手数料の設定も自由化される。

今回の把握結果では、表3-7のとおり、代行機関型から第三者認証機関型に移行したのは4制度(経産6、11、13、20)であり、すべての制度において、自由度が増したことを受けて、手数料の割引制度を導入するなどによる変化がみられた。また、複数機関の参入があった場合(経産11)は、受検者が検査検定実施主体を選択できる範囲の拡大もみられた。

表3-7 代行機関型から第三者認証機関型への移行

省別整理番号	検査検定制度名	制度改変の内容	制度改変の影響	変化
経産6	特別特定製品の適合性検査	【乳幼児用ベッド】 平成12年10月1日 政府認証(指定検査機関)方式から第三者認証方式に移行	(コスト) 制度改変により政府認証から第三者認証に移行しているが、制度改変前後において検査の内容には特段の変化はなく、受検対応コストへの影響はない。ただし、個別検査の手数料については割引制度が導入されており、コストは低減している。 (選択範囲) 第三者認証における認定検査機関は、現在のところ財団法人日本文化用品安全試験所のみであり、検査検定実施主体に係る選択範囲の変化はない。	
経産11	特定電気用品の適合性検査	平成13年4月1日 政府認証(指定試験機関)方式から第三者認証方式に移行	(コスト) 制度改変により政府認証から第三者認証に移行しているが、検査の90パーセント以上を実施している財団法人電気安全環境研究所においては、制度改変前後において検査の内容には特段の変化はなく、受検対応コストへの影響はない。ただし、手数料の割引制度が導入されており、コストは低減している。 (選択範囲) 政府認証から第三者認証に移行し、従前の指定検査機関2機関(いずれも財団法人)から認定(承認)検査機関8機関(うち株式会社5)と検査検定実施主体は増え、選択範囲が広がっている。	
経産13	特定ガス用品の適合性検査	平成12年10月1日 政府認証(指定検定機関)方式から第三者認証方式に移行	(コスト) 制度改変により政府認証から第三者認証に移行しているが、制度改変前後において検査の内容には特段の変化はなく、受検対応コストへの影響はない。ただし、個別検査については手数料の割引制度が導入されており、コストは低減している。 (選択範囲) 政府認証から第三者認証に移行しているが、検査検定実施主体は財団法人日本ガス機器検査協会のみであり、他の機関の参入はなく、選択範囲の変化はない。	

(次のページに続く。)

(続き)

省別整理番号	検査検定制度名	制度改変の内容	制度改変の影響	変化
経産20	特定液化石油ガス器具等の適合性検査	平成12年10月1日 政府認証(指定検定制度)方式から第三者認証方式に移行	(コスト) 制度改変により政府認証から第三者認証に移行しているが、制度改変前後において検査の内容には特段の変化はなく、受検対応コストへの影響はない。ただし、個別検査については手数料の割引制度が導入されており、コストは低減している。 (選択範囲) 政府認証から第三者認証に移行しているが、検査検定制度実施主体は改変前と同様、財団法人日本ガス機器検査協会及び財団法人日本エルピーガス機器検査協会(ガス栓のみ)の2機関であり、他の機関の参入はなく、選択範囲の変化はない。	

(注) 当省の調査結果による。

(イ) 代行機関における公益法人要件の撤廃

代行機関の指定要件として指定を公益法人に限定するいわゆる公益法人要件を撤廃する制度改変は、指定要件を緩和することにより公益法人以外の民間法人の参入を可能とするものである。

今回の把握結果では、表3-8のとおり、代行機関における公益法人要件を撤廃した10制度のうち、新規参入のあった4制度(総務3、7、8、経産9)については、手数料の低減化や受検者が検査検定制度実施主体を選択できる範囲の拡大がみられた。

残りの6制度については、今回の調査における把握対象としていないため変化の把握ができなかった1制度(経産1)を除くといずれも新規参入のなかったもの(総務5、厚労12、13、14、経産3)で、そのために変化が生じていない。

表3-8 代行機関における公益法人要件の撤廃

省別整理番号	検査検定制度名	制度改変の内容	制度改変の影響	変化
総務3	技術基準適合証明	平成13年7月25日 指定証明機関の指定基準から公益法人要件を廃止	(コスト) 平成14年に従来からの公益法人の手数料が値下げされている。 (選択範囲) 平成14年から15年に従来からの指定公益法人に加えて株式会社3社が新たに参入しており、選択範囲の幅が広がっている。	
総務5	無線設備等の点検に使用する測定器等の検査	平成13年7月25日 指定較正機関の指定基準から公益法人要件を廃止	新規民間参入実績がなく、変化はない。	
総務7	端末機器技術基準適合認定	平成13年11月30日 指定認定機関の指定基準から公益法人要件を廃止	(コスト) 平成14年に従来からの公益法人の手数料が値下げされている。 (選択範囲等) 平成14年から15年に従来からの指定公益法人に加えて株式会社3社が新たに参入しており、選択範囲の幅が広がっている。	
総務8	端末機器の設計についての認証	同上	同上	

(次のページに続く。)

(続き)

省別整理番号	検査検定制度名	制度改変の内容	制度改変の影響	変化
厚労12	特定機械等の検査	平成12年3月30日性能検査代行機関等の指定基準から公益法人要件を廃止	(コスト) 今回の調査では影響の変化は把握できなかった。 (選択範囲) 平成15年に従来の指定公益法人に加えて株式会社1社が新たに参入しており、選択範囲の幅が広がっている。	
厚労13	小型ボイラー等の個別検定	平成12年3月30日個別検定代行機関の指定基準から公益法人要件を廃止	新規民間参入実績がなく、変化はない。	
厚労14	プレス機械等の型式検定	平成12年3月30日型式検定代行機関の指定基準から公益法人要件を廃止	新規民間参入実績がなく、変化はない。	
経産1	特定計量器の検定	【特定計量器の検定】、【車両等装置用計量器の装置検査】及び【特定計量器の定期検査】 平成13年4月1日指定検定機関の指定基準から公益法人要件を廃止	特定計量器の定期検査については、新規民間参入があるが、今回の調査では把握の対象としていない。 なお、特定計量器の検定及び車両等装置用計量器の装置検査については、新規民間参入実績がなく、変化はない。	
経産3	計量証明検査	平成13年4月1日指定計量証明検査機関の指定基準から公益法人要件を廃止	新規民間参入実績がなく、変化はない。	
経産9	電気工作物の検査	【使用前安全管理審査】及び【溶接安全管理審査】 指定安全管理審査機関の指定基準から公益法人要件を廃止	(コスト) 今回の調査では影響の変化は把握できなかった。 (選択範囲) 平成14年から15年に従来の指定公益法人に加えて株式会社5社が新たに参入しており、選択範囲の幅が広がっている。	

(注) 当省の調査結果による。

エ その他

今回の把握結果では、表3-9のとおり、上記ア、イ及びウ以外で検査検定実施主体に係る制度改変が行われたものは6制度であった。

新規化学物質の届出に基づく審査(厚労10・経産25・環境4、3省共管制度のため3制度とカウントしている。)については、省庁再編に伴い新たに環境省が検査検定実施主体に加わったことから、受検者においては提出書類の増加等の受検対応負担の増加がみられたが、平成15年度から、届出窓口を一本化するとともに、審議会を合同開催とするなどにより、受検者の利便の向上、受検対応負担の削減が図られている。

残りの3制度(国交24、55、環境1)については変化がみられなかった。

表3-9 検査検定実施主体に係るその他の制度改変

省別整理番号	検査検定制度名	制度改変の内容	制度改変の影響	変化
厚労10 経産25 環境4	新規化学物質の届出に基づく審査	平成13年1月6日 省庁再編に伴い、検査検定実施主体として環境省が加わる。	(コスト) 環境省が共管となったことから、提出書類の増加、ヒアリング対応の増加があったとする事業者があるが、平成15年度から、届出窓口を一本化するとともに、審議会を合同開催とするなどにより、受検者の利便の向上、受検対応負担の削減が図られている。	
国交24	鉄道施設の検査	平成14年3月31日 指定検査機関の廃止(指定検査機関となっていた財団法人鉄道総合技術研究所の検査業務廃止許可 平成14年3月8日)	平成13年度までは指定検査機関として財団法人鉄道総合技術研究所も検査検定実施主体であったが、14年度以降は検査業務を廃止したため、検査検定実施主体は国(国土交通省本省、地方運輸局)のみとなっている。ただし、指定検査機関は1機関のみで、窓口も全国で1か所、かつ検査実績も年間数十件程度であったことから、廃止に伴う影響は出ていない。	
国交55	工場生産浄化槽の型式の認定	【工場生産浄化槽の型式の認定】 平成13年1月6日 国土交通大臣から地方整備局長、北海道開発局長及び内閣府沖縄総合事務局長に委任	(コスト) 今回、調査した受検者は、制度改変後においても、制度改変前と同様任意に、東京都に所在する社団法人浄化槽システム協会に対し、検査検定実施主体に型式認定の申請を行う前に事前相談を依頼しており、また、同協会はその後、受検者に代わって、地方整備局に申請書を提出(制度改変前は、当時の建設省に提出)していることから、受検者には、検査検定実施主体が東京都に所在する国土交通省(当時、建設省)から地方整備局に委任されたことによるコストの変化はみられない。	
環境1	浄化槽の検査	【浄化槽の定期検査】 平成13年4月1日 検査員に係る指定検査機関の指定の基準のうち、検査員の資格について、講習会の課程を修了した者に、浄化槽の検査に関する専門的知識、技能及び2年以上実務に従事した経験を有する者を追加	(コスト・選択範囲等) 今回、調査した検査検定実施主体においては、新規に採用した者に対する教育は、講習会を活用した方が効率的、効果的であるなどとして、改変後の措置を活用するような方向の意思を有しているものはみられなかった。	

(注) 当省の調査結果による。

(3) 検査検定基準に係る制度改変

今回の把握結果では、検査検定基準に係る制度改変が行われたものは21制度あった。

内訳は、性能規定化が9制度、国際的整合化が5制度であり、検査検定基準に係るその他の制度改変は8制度である。

なお、一つの制度の中で複数の制度改変が行われたものが2制度ある。

ア 性能規定化

性能規定化とは、検査検定の対象となる製品等に使用する技術、材料、構造等に係る検査検定基準の内容が、技術革新に対して柔軟に対応できるように、細かく仕様を定める方式から一定の性能を定める方式に改めるものであり、使用できる技術等に係る選択範囲が拡大することになる。

今回の把握結果では表3-10のとおり、性能規定化が行われたものは9制度であったが、影響の変化の把握ができたものは1制度(国交25)であった。これは、性能規定化が効果を上げるのは、新しい技術や材料等を導入する場合であることから、必ずしもすべての事業者が容易に利用可能なものではないためと考えられる。

表3-10 性能規定化に係る制度改変を行ったもの

省別整理番号	検査検定制度名	制度改変の内容	制度改変の影響	変化
経産14	高圧ガス製造施設等の検査	【完成検査】、【特定変更工事に係る完成検査】及び【特定施設の保安検査】 平成13年3月26日 性能規定化を実施	今回の調査では影響の変化は把握できなかった。	
		【特定設備検査】、【輸入特定設備検査】及び【本邦に輸出される特定設備の検査】 平成12年3月31日 性能規定化を実施	今回の調査では影響の変化は把握できなかった。	
経産16	容器検査	【容器検査】 平成10年3月27日 性能規定化を実施	今回の調査では影響の変化は把握できなかった。	
経産17	附属品検査	【附属品検査】 平成10年3月27日 性能規定化を実施	今回の調査では影響の変化は把握できなかった。	
国交24	鉄道施設の検査	平成14年3月31日 普通鉄道構造規則(昭和62年運輸省令第14号)等廃止、鉄道に関する技術上の基準を定める省令(平成13年国土交通省令第151号)の施行により、技術基準の性能規定化	(選択範囲) 従前は仕様規定で細かく仕様が規定されており、それ以外の方式を採用する場合には特別の取扱いに係る事前手続が必要であったが、性能規定化により、事前手続は廃止され、鉄道事業者が定める実施基準において方法を明記し運輸局に届け出ることによって新たな技術の導入が可能となっている。今回の調査では新たな技術の導入事例は把握できなかった。 なお、検査の内容や方法に係る検査基準の変更ではないので、検査の受検・実施に係る負担の変化はない。	

(次のページに続く。)

(続き)

省別整理番号	検査検定制度名	制度改変の内容	制度改変の影響	変化
国交 25	鉄道車両の確認	平成 9 年 3 月 27 日 車両使用材料の性能規定化	(コスト・選択範囲) 性能規定化を活用した社内基準に従って設計した部分については、申請書の記載事項及び図面が一割程度減少している。また、窓ガラスの材質が安全ガラスのほかに、安全ガラスと同等以上の性能を有するものの使用が可能となり、車両の客室の側窓ガラスの一部に、ポリカーボネートの使用が可能となった例がある。	
		平成 14 年 3 月 31 日 普通鉄道構造規則等を廃止し、鉄道に関する技術上の基準を定める省令の施行により、技術基準の性能規定化	(コスト・選択範囲) 従前は仕様規定で細かく仕様が規定されており、それ以外の方式を採用する場合には特別の取扱いに係る事前手続が必要であったが、性能規定化により、事前手続は廃止され、鉄道事業者が定める実施基準において方法を明記し運輸局に届け出ること新たな技術の導入が可能となっている。今回の調査では新たな技術の導入事例は把握できなかった。 なお、検査の内容や方法に係る検査基準の変更ではないので、検査の受検・実施に係る負担の変化はない。	
国交 26	索道施設の検査	平成 9 年 5 月 29 日 索道施設に関する技術上の基準を定める省令(昭和 60 年運輸省令第 16 号)を改正し、技術基準の性能規定化を導入	(コスト・選択範囲) 従前は仕様規定で細かく仕様が規定されており、それ以外の方式を採用する場合には特別の取扱いに係る事前手続が必要であったが、性能規定化により、事前手続は廃止され、索道事業者が定める実施基準において方法を明記し運輸局に届け出ること新たな技術の導入が可能となっている。今回の調査では新たな技術の導入事例は把握できなかった。 なお、検査の内容や方法に係る検査基準の変更ではないので、検査の受検・実施に係る負担の変化はない。	
国交 50	建築物の確認・検査	平成 12 年 6 月 1 日 構造方法等の認定制度、型式適合認定制度等の整備(性能規定化対応)	今回の調査では影響の変化は把握できなかった。	
国交 51	建築設備の確認・検査	平成 12 年 6 月 1 日 構造方法等の認定制度、型式適合認定制度等の整備(性能規定化対応)	今回の調査では影響の変化は把握できなかった。 なお、型式適合認定制度を活用した場合、負担が減少したと回答した事業者があった。	
国交 53	煙突等の工作物及び昇降機等の確認・検査	平成 12 年 6 月 1 日 構造方法等の認定制度、型式適合認定制度等の整備(性能規定化対応)	今回の調査では影響の変化は把握できなかった。	

(注) 当省の調査結果による。

イ 国際的整合化

国際的整合化とは、国際規格との整合化、外国データの受け入れ及び国際的な相互認証を導入する制度改変である。

今回の把握結果では、表 3 - 11 のとおり、国際的整合化に係る制度改変が行われたものは 5 制度であった。

このうち、外国での受検データの活用範囲が拡大された 2 制度(国交 15、16)については、受検者・検査検定実施主体双方にコストの低減等がみられた。これらは、制度を活用することで、実際の検査検定の内容が簡略化されたり、検査検定が不要になったりしたもので

ある。

その他の3制度(総務10、経産1、国交21)については、対象となる物品が少ない等により、今回の調査では影響の変化を把握できなかった。

表3-11 国際的整合化に係る制度改変を行ったもの

省別整理番号	検査検定制度名	制度改変の内容	制度改変の影響	変化
総務10	製造所等の検査	【製造所等の完成検査前検査】 平成13年3月23日 海外で製作された液体危険物タンクの完成検査前検査について、海外の公正かつ中立な検査機関による検査報告書を活用した検査の実施	今回の調査では影響の変化は把握できなかった。	
経産1	特定計量器の検定	【特定計量器の検定】 平成12年8月9日 非自動はかりの技術基準を見直し	今回の調査では影響の変化は把握できなかった。	
国交15	航空機の耐空証明	【航空機の耐空証明】 平成9年10月1日 輸出国の証明を活用することにより、国の検査を省略できる範囲を拡大	(コスト) 外国証明制度を活用した場合(国際民間航空条約締約国の証明及び型式証明)は、手数料や受検対応等の面でコスト負担の減少がみられた。 検査検定実施主体においても検査実施対応の面でコスト負担の減少がみられた。	
国交16	航空機装備品の予備品証明	平成9年10月1日 外国証明制度を活用した場合について、予備品証明を受けたものとみなす範囲を拡大	(コスト) 外国証明制度の活用については多くの事業者が影響あり(受検件数の減少)と答えている。	
国交31	自動車検査	【特定装置の型式指定】 平成12年3月31日 相互承認対象装置の拡大(側面衝突時の乗員保護装置等) 平成13年6月30日 相互承認対象装置の拡大(速度計等)	今回の調査では影響の変化は把握できなかった。	

(注) 当省の調査結果による。

ウ その他

今回の把握結果では、表3-12のとおり、上記ア及びイ以外で検査検定基準に係る制度改変が行われたものは8制度であったが、これらは、変化がみられなかった又は変化を把握することができなかった。

表3-12 検査検定基準に係るその他の制度改変

省別整理番号	検査検定制度名	制度改変の内容	制度改変の影響	変化
厚労7	専用水道布設工事の設計の確認	平成12年4月1日 水道施設の技術基準を定める省令が施行された。	今回の制度改変は、従来、審査基準として活用していた「水道施設指針・解説」(社団法人日本水道協会発行。厚生省監修)をほぼ同様の内容で省令化したものであることから、審査内容に大きな変化はなく、コストへの影響は発現していない。	

(次のページに続く。)

(続き)

省別整理番号	検査検定制度名	制度改変の内容	制度改変の影響	変化
農水9	農機具の検査	昭和 58 年以降、現行の検査対象機種について、実需者のニーズ、国際基準との整合性及び簡素化・効率化等の観点から延べ 64 回見直しを行っている。	今回の調査では影響の変化は把握できなかった。	
経産16	容器検査	【容器再検査】 平成 9 年 3 月 25 日 通達を告示化	今回の調査では影響の変化は把握できなかった。	
経産17	附属品検査	【附属品再検査】 平成 9 年 3 月 25 日 通達を告示化	今回の調査では影響の変化は把握できなかった。	
経産21	火薬類の製造施設等の検査	平成 12 年 7 月 1 日 保安検査の検査項目に「保安の確保のための組織及び方法」が追加	今回の調査では影響の変化は把握できなかった。	
経産23	坑内用品の検定	平成 8 年 3 月 電気機械及び電気器具検定の試験方法の改正	今回の調査では影響の変化は把握できなかった。	
国交55	工場生産浄化槽の型式の認定	平成 12 年 6 月 1 日 浄化槽法改正により、単独処理浄化槽の設置が原則として禁止されたことに伴い、建築基準法の構造基準においても、単独処理浄化槽の基準を削除	調査対象年度において、単独浄化槽に係る型式の認定の実績はみられなかった。	
環境1	浄化槽の検査	【浄化槽の設置受等の水質検査】及び【浄化槽の定期検査】 平成 14 年 2 月 7 日 新しい処理方式の浄化槽に係る検査項目を追加	今回の調査では影響の変化は把握できなかった。	

(注) 当省の調査結果による。

(4) 検査検定方法に係る制度改変

今回の把握結果では、検査検定方法に係る制度改変が行われたものは46制度あった。

内訳は、検査検定の有効期間・周期の廃止・延長が16制度、民間データの活用が9制度、運転時検査の導入が1制度であり、検査検定方法に係るその他の制度改変は31制度である。

なお、一つの制度の中で複数の制度改変を行ったものが10制度ある。

ア 検査検定の有効期間・周期の廃止・延長

検査検定の有効期間（初回検査・型式検査等で一定期間経過後の再受検が必要な場合）及び検査検定の周期（定期検査）のあるものについては、当該期間等の廃止又は延長は、1回当たりの受検負担は変わらないが、受検頻度が変わることから、受検者・検査検定実施主体双方においてコストが低減することになる。

今回の把握結果では、表3-13のとおり、検査検定の有効期間・周期の廃止又は延長が行われたものは16制度であり、うち7制度（農水3、経産9、国交7、11、14、21、31）においてコスト低減がみられた。

残りの9制度（総務1、厚労12、経産1、2、6、16、17、21、国交16）については、対象品目が今回の調査対象となっていなかったものや、製造実績等により変化の出にくいものであること等により、今回の調査では影響の変化を把握できなかった。

なお、検査検定の有効期間等の廃止・延長についても、インセンティブ制度による導入事例が2制度（厚労12、経産9）あり、インセンティブ制度の活用事業者にはコストの低減がみられた。

表3-13 有効期間等の廃止・延長が行われたもの

省別整理番号	検査検定制度名	制度改変の内容	制度改変の影響	変化
総務1	無線局の検査	平成10年3月30日 実験局及び実用化試験局について免許の有効期間を延長（実験局：2年→5年、実用化試験局：1年→2年）	今回、調査した受検者の一部において、該当無線局が少なく影響はそれほど大きくないとの回答があったが、検査検定実施主体においては具体的な件数の増減は把握しておらず、変化の把握はできなかった。	
厚労12	特定機械等の検査	【ボイラーの構造検査】及び【第一種圧力容器の構造検査】 平成12年3月30日 構造検査に合格してから1年以上設置されなかったボイラーを設置しようとするときは、使用検査を受検しなければならなかったが、設置しない期間の保管状況が良好であると都道府県労働局長が認めたものについては、使用検査を受けなければ設置できなくなるまでの期間を1年以上から2年以上へ延長した（使用検査も同旨）。	今回の調査では影響の変化は把握できなかった。	

（次のページに続く。）

(続き)

省別整理番号	検査検定制度名	制度改変の内容	制度改変の影響	変化
厚労12	特定機械等の検査	<p>〔移動式クレーンの製造検査〕及び〔ゴンドラの製造検査〕</p> <p>平成12年3月30日 移動式クレーン検査証の有効期間は、製造検査合格後に交付される検査証に記載されており、従来は有効期間の延長は行われなかったが、移動式クレーンを設置する際の報告において、設置しない期間の保管状況が良好であると都道府県労働局長が認めたものについては、製造検査後3年を超えない範囲内で設置の日から2年を限度に延長できることとした(使用検査も同旨)。</p>	(今回の調査では把握の対象としていない。)	
農水3	漁船登録票の検認	平成14年4月 有効期間を3年から5年に延長	(コスト) 有効期間の3年から5年への延伸により平成17年度以降、年間検認件数が従前の5分の3になるとみられる。	
経産1	特定計量器の検定	<p>〔特定計量器の検定〕</p> <p>平成9～13年度 次の計量器の検査有効期間の延長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積算熱量計(6年 8年) ・温水メーター(6年 8年) ・騒音計(3年 5年) ・ガスメーター(7年 10年) ・ガラス電極式水素イオン濃度指示計(3年 6年) ・ガラス式電極式水素イオン濃度検出器(1年 2年) ・自動車等給油メーター(5年 7年) ・液化石油ガスメーター(3年 4年) ・振動レベル計(3年 6年) ・濃度計(ガラス電極式水素イオン濃度検出器・指示計及び酒精度浮ひょうを除く9種類)(5年 8年) ・最大需要電力計(電子式のもの)(5年 7年) ・電力量計(定格電圧300ボルト以下のものうち電子式のもの(計量法施行令(平成5年政令第329号)別表第3第4号イ並びにロ(1)及びロ(2)に掲げるものを除く))(5年 7年) ・無効電力計(電子式のもの)(5年 7年) 	(今回の調査では把握の対象としていない。)	
		<p>〔特定計量器の型式承認等〕</p> <p>平成9年度 5年から10年に延長</p>	(今回の調査では把握の対象としていない。)	
経産2	基準器検査	<p>平成11～12年度 次の基準器の検査有効期間の延長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・温度基準器(-20度～200度の基準ガラス製温度計で目量が1度のもの)(4年 5年) ・同(上記以外のもの)(3年 5年) ・圧力基準器(基準重錘型圧力計)(3年 4年) ・同(基準液柱型圧力計)(3年 4年) ・密度基準器(基準密度浮ひょう)(6年 8年) ・濃度基準器(6年 8年) ・比重基準器(6年 8年) ・振動基準器(2年 4年) ・熱量基準器(3年 6年) ・タクシメーター装置検査用基準器(3年 4年) ・照度基準器(3年 5年) 	(コスト等) 今回の調査では、基準器検査のうち、最も利用されている質量基準器を対象にしており、検査有効期間が見直し(検査周期の延伸)された温度基準器等9品目については把握の対象としていない。	

(次のページに続く。)

(続き)

省別整理番号	検査検定制度名	制度改変の内容	制度改変の影響	変化
経産6	特別特定製品の適合性検査	平成12年10月1日 乳幼児用ベッドの改正(5年10年)、登山用ロープの廃止(5年 廃止)	今回の調査では影響の変化は把握できなかった。	
経産9	電気工作物の検査	<p>【使用前安全管理検査】</p> <p>平成12年7月1日 安全管理審査の結果に基づき、国は設置者の自主検査体制を総合的に評定する。</p> <p>なお、システム安全管理審査を受ける場合、評定結果が優良であった設置者は、審査頻度が軽減される。</p>	<p>(コスト)</p> <p>制度設計上、非インセンティブ適用事業者(工事毎に受検)に比べて、インセンティブ適用事業者(おおむね3年に1度受検)の受検頻度は少なくなり、その分、受検者にとってのコスト負担は軽減される。</p> <p>(選択範囲)</p> <p>インセンティブ制度の導入により、受検者がシステム安全管理審査の受検又は、個別安全管理審査の受検のいずれかを選択することができることになっており、受検者にとっての選択範囲は拡大している。</p>	
		<p>【溶接安全管理検査】</p> <p>平成12年7月1日 安全管理審査の結果に基づき、国は設置者の自主検査体制を総合的に評定する。</p> <p>なお、システム安全管理審査を受ける場合、評定結果が優良であった設置者は、審査頻度が軽減される。</p>	<p>(コスト)</p> <p>制度設計上、非インセンティブ適用事業者(工事毎に受検)に比べて、インセンティブ適用事業者(3年に1度受検)の受検頻度は少なくなり、その分、受検者にとってのコスト負担は軽減される。</p> <p>(選択範囲等)</p> <p>インセンティブ制度の導入により、受検者がシステム安全管理審査の受検又は、個別安全管理審査の受検のいずれかを選択することができることになっており、受検者にとっての選択範囲は拡大している。</p>	
経産16	容器検査	<p>【容器再検査】</p> <p>平成10年4月1日 容器再検査に係る周期の改正を実施</p>	今回の調査では影響の変化は把握できなかった。	
経産17	附属品検査	<p>【附属品再検査】</p> <p>平成9年4月1日 自動車に装置された状態で液化石油ガスを充てんする液化石油ガス自動車燃料装置用容器に装置されている附属品については、容器の再検査周期に同期させることのできる経過年数を7年6か月とした。</p>	(今回の調査では把握の対象としていない。)	
経産21	火薬類の製造施設等の検査	平成12年7月1日「土堤・簡易土堤・防爆壁」の保安検査の周期を3年に1回に延長	今回、調査した受検者の一部において、影響はないとの回答があったが、検査検定実施主体においては具体的な件数の増減は把握しておらず、変化の把握はできなかった。	
国交7	船舶検査	<p>【船舶検査】</p> <p>平成9年7月1日 船舶検査証書の有効期間を4年から5年に延長(検査周期の延長)</p>	<p>(コスト)</p> <p>船舶検査証書の有効期間が4年から5年に延長されたことによって、受検者及び検査検定実施主体の両者ともに、検査検定に要するコストが5分の4になるものとみられる。</p>	

(次のページに続く。)

(続き)

省別整理番号	検査検定制度名	制度改変の内容	制度改変の影響	変化
国交11	海洋汚染防止設備等の検査	【海洋汚染防止設備等の定期検査】 平成 9 年 7 月 1 日 海洋汚染防止証書の有効期間を 4 年から 5 年に延長(検査周期の延長)	(コスト) 海洋汚染防止証書の有効期間が 4 年から 5 年に延長されたことによって、受検者及び検査検定実施主体の両者ともに、検査検定に要する費用が 5 分の 4 になるものとみられる。	
国交14	気象測器の検定	【気象測器の検定】 平成 10 年 7 月 1 日 ガラス製温度計、電気式温度計、振動式気圧計、乾湿式湿度計の検定有効期間を延長(5 年 10 年) ----- 【気象測器の検定】 平成 14 年 4 月 1 日 ガラス製温度計、乾湿式湿度計、雨量計(自記型及び転倒ます型のを除く)及び雪量計(自記型のを除く)の検定有効期間を廃止	(コスト) 施行されてから期間がたっていないことから調査結果からは変化はみられないが、ガラス製温度計(年間約 2,000 件)や乾湿式湿度計(年間約 400 件)等については今後定期的に受検する必要がなくなることから、受検者及び検査検定実施主体の両者ともにコストの減少が見込まれる。	
国交16	航空機装備品の予備品証明	平成 9 年 10 月 1 日 有効期間を廃止(改変前は装備品の種類により 1 年～5 年の有効期間が設けられていた。)	(コスト) 今回の調査では、制度改変前の有効期間到来による更新検査受検割合が不明であるため、有効期間の廃止についての影響は把握できなかった。	
国交21	模擬飛行装置等の認定	平成 8 年 4 月 1 日 定期検査(実地検査)の実施間隔の変更(毎年実施 隔年実施)	(コスト) 実地検査が毎年実施から隔年実施になったことにより、受検者及び検査検定実施主体ともに、受検対応コストが減少している。	
国交31	自動車検査	【新規検査】、【継続検査】、【臨時検査】、【構造等変更検査】及び【予備検査】 平成 7 年 7 月 1 日 車齢 11 年以上の自家用乗用自動車等の自動車検査証の有効期間の延長(1 年 2 年) 平成 12 年 5 月 1 日 車両総重量 8 トン未満の貨物車等の初回の自動車検査証の有効期間の延長(1 年 2 年)	(コスト) 当該制度における制度改変は、検査内容の変更を伴わずに検査周期が延伸されている(受検者である車両保有・使用者にとっては、受検件数が減少するため、検査 1 件当たりコストは制度改変前後で差異はないが、年当たりのコスト負担が軽減されるものとみられる。 なお、検査検定実施主体側のコスト負担についても軽減されるものとみられる。	

(注) 当省の調査結果による。

イ 民間データの活用

民間データの活用には、インセンティブ制度により自ら認定を受け自主検査結果を提出することにより検査検定の一部又は全部を省略する場合や、第三者である認定事業者へ検査を委託して入手した検査結果データを提出して検査検定の一部又は全部を省略する場合がある。

今回の把握結果では、表 3 - 14 のとおり、民間データの活用により検査検定の簡素化が図られる制度改変が行われたものは 9 制度であり、うち 8 制度(総務 1、2、3、7、8、国交 14、15、16)については、受検者及び検査検定実施主体の双方にコスト低減がみられた。残りの 1 制度(農水 9)については、今回の調査では影響の変化を把握できなかった。

なお、民間データの活用制度を利用するか否かの選択については任意となっており、インセン

タイプ制度を利用する場合の認定手数料等制度利用に経費を要する場合は、そのためのコストと民間データ活用により期待できるコスト削減額とを勘案して活用するか否かを選択できる。

表3-14 民間データの活用に係る制度改変

省別整理番号	検査検定制度名	制度改変の内容	制度改変の影響	変化
総務1	無線局の検査	平成10年4月1日無線局の免許人から、総務大臣が認定した「認定点検事業者」が実施した無線設備等の点検結果が提出され、その内容が適正な場合、国による検査の一部を省略する制度を導入	(コスト) コスト分析結果では手数料、受検対応コストの減少がみられる。受検者の意見によると、認定点検事業者制度の導入・活用により、手数料・受検対応コストについてはほとんどの事業者が、書類作成コストについては半数近い事業者が、それぞれコスト削減になったとしている。 現在、受検者のほとんどが認定点検事業者による無線設備等の点検結果を活用している。 (選択範囲) 受検者にとっては、認定点検事業者制度を活用するかしないかという選択肢が広がったという観点から、利便性が高まったとみられる。	
総務2	無線設備機器の検定	平成11年3月30日総務大臣が認定した「認定点検事業者」等による試験データを受検時に提出した場合は、手続きの一部が省略され、かつ、受検料が半分に減額される。	(コスト) 試験データを活用することにより、試験データ作成のための部外委託コストが新たに発生するものの、手数料、受検対応コスト(人件費・旅費)、運搬コストが削減されている。特に、手数料が半額減免される影響が、金額的に大きい。 (選択範囲) 「認定点検事業者」等による試験データの活用制度の導入については、受検者が選択することができることになっており、受検者にとっての選択範囲は拡大している。	
総務3	技術基準適合証明	平成11年3月6日総務大臣が認定した「認定点検事業者」による試験データを受検時に提出した場合は、手続きの一部が省略され、かつ、受検料が減額される。	(コスト) 試験データを活用する場合、受検者において、認定点検事業者に対する部外委託コストが新たに発生する一方で、その他のコスト項目(手数料の減免、機器本体の持込不要化等)においてコスト削減につながっており、試験データを提出しないケースと提出するケースの間にコスト負担状況の差異がみられる。 なお、調査対象事業者6社のうち2社は、制度改変前後(認定点検事業者制度の導入前後)における受検実績の比較を行っており、それによると、手数料、受検対応人件費、書類作成コスト及び事前準備コストの各項目においてコストが下がったと回答している。 (選択範囲) 認定点検事業者による試験データの活用制度の導入については、受検者が選択することができることになっており、受検者にとっての選択範囲は拡大している。	
総務7	端末機器技術基準適合認定	平成11年3月6日総務大臣が認定した「認定試験事業者」による試験データを受検時に提出した場合は、審査の一部が省略され、かつ、受検料が減額される。	(コスト) 平成13年度の実績では、当該制度での検査全体の約18パーセントが認定試験事業者による試験データを活用する受検であり、当該制度を活用した受検の場合、手数料の減額、検査の一部省略などの措置が講じられており、その影響は、手数料及び受検対応コスト(人件費)に反映されるものとみられる。 (選択範囲) 認定試験事業者による試験データの活用制度の導入については、受検者が選択することができることになっており、受検者にとっての選択範囲は拡大している。	
総務8	端末機器の設計についての認証	同上	同上	

(次のページに続く。)

(続き)

省別整理番号	検査検定制度名	制度変更の内容	制度変更の影響	変化
農水9	農機具の検査	平成12年度に、安全鑑定 の適合機については、安全確 認調査においてデータの転 用を認めることとした。	今回の調査では影響の変化は把握できなかった。	
国交14	気象測器の検定	【気象測器の検定】 平成14年4月1日 認 定測定者制度の導入	(コスト・選択範囲) 制度を利用した場合、手数料、受検対応においてコスト減が認 められた。 一方で、認定を受けることによるコスト負担がある。認定測定者 制度を活用するか否かは、事業者が任意に選択できる。	
国交15	航空機の耐空証 明	【航空機の耐空証明】 平成9年10月1日 民 間事業者の能力を活用す ることにより、国の検査を省 略できる範囲を拡大	(コスト) 認定事業場制度を活用する場合、1件当たりの手数料及び受検 対応コストは減少する。 ただし、自社が認定事業場となる場合は導入コスト・経常コスト が、自社以外の認定事業場を活用する場合は委託費用がそれぞ れかかる。 (選択範囲) 認定事業場制度を活用するか否かは受検者の任意となっており、 選択範囲は拡大している。	
国交16	航空機装備品の 予備品証明	平成9年10月1日 認 定事業場制度を活用した 場合について、予備品証 明を受けたものとみなす範 囲を拡大	(選択範囲) 認定事業場制度を活用するか否かは受検者の任意となっており、 選択範囲は拡大している。	

(注) 当省の調査結果による。

ウ 運転時検査の導入

運転時検査とは、施設・設備の検査検定の際に、その運転を停止することなく運転した
ままで検査検定を実施するものであり、その導入は受検者の機会費用（運転を停止しなけ
れば得られたであろう収益の損失）を低減することとなる。

今回の把握結果では、表3-15のとおり、運転時検査導入が行われたのはインセンティブ
制度による1制度(厚労12)であり、受検対応コストの低減とともに機会費用の低減がみら
れた。

表3-15 運 転 時 検 査 を 導 入 し た も の

省別整理番号	検査検定制度名	制度変更の内容	制度変更の影響	変化
厚労12	特定機械等の検 査	【ボイラーの性能検査】及び【第一種圧力 容器の性能検査】 平成8年3月22日 所轄労働基準監督 署長が認めたボイラー・第一種圧力容器に ついては、隔年でボイラーの運転時に性能 検査を受けることができることとした(2年連 続運転)。 平成14年3月29日 所轄労働基準監督 署長が認めたボイラー・第一種圧力容器に ついては、開放検査の周期を最大4年まで 延長し、その間はボイラーの運転時に性能 検査を受けることができることとした(4年連 続運転)。	(コスト) 受検者において、インセンティブ制度の認 定を受けるために書類作成等の一定のコストを 要するものの、運転時検査の導入により、開放 検査の場合にボイラーを停止することによる 「機会費用」、受検準備のために清掃・整備等 を委託して行うための「部外委託経費」、あるい はこれを自社で行うための「事前準備コスト」の 各項目にコスト削減の影響がみられる。 検査検定実施主体においては、開放検査 に比べ運転時検査において、検査検定実施コ スト(人件費)が僅かに減少している。	

(注) 当省の調査結果による。

エ その他

今回の把握結果では、表3 - 16 のとおり、上記ア、イ及びウ以外で検査検定方法に係る制度改変が行われたものは31 制度であった。

このうち、検査検定方法を簡素化する20 制度(総務3、7、8、厚労5、農水7、経産10、12、国交34、38、39、40、41、42、43、44、45、46、47、48、49)についてはコスト低減等がみられた。

他の11 制度については、今回の調査では把握の対象としなかったものが9 制度(総務10、経産14、16、17、国交14、50、51、53、環境1)、調査はしたが変化のなかったものが2 制度(厚労13、国交15)であった。

表3 - 16 検査検定方法に係るその他の制度改変

省別整理番号	検査検定制度名	制度改変の内容	制度改変の影響	変化
総務3	技術基準適合証明	平成11年3月6日 従来の機器1台ごとに確認する制度(個別検定)に加え、大量生産機種向けに工事設計による認証制度(型式検定)を導入	(コスト) 調査結果によると、検査1件当りに要するコストは、個別検定に比べて型式検定の方が大きい一方、受検1件当りに受検する機器数(型式検定の場合は、1型式で生産される機器数)で割り戻した、機器1台当りに要するコストを比較すると、個別検定に比べて型式検定の方が圧倒的に小さい。 (選択範囲) 製品開発段階において、新機種の機能確認やフィールドテストを行うための試験機については、個別機器ごとに実施される技術基準適合証明を受検し、その後、大量生産段階になったとき(市場出荷前)には、同一型式ごとに実施される工事設計認証を受検する、などのように、受検機器の開発レベルと検査検定制度の特性に応じて受検方法を使い分けており、選択範囲は拡大している。	
総務7	端末機器技術基準適合認定	平成11年3月6日 機器を提出せず、書面のみで同一の型式ごとに認定を受ける従来の方式(個別認定)の一つを、大量生産機種向けの設計による認証制度(型式検定)へと移行	(コスト) 基本的には書類による審査であり、審査方法に大きな変更がなかったことから、制度改変前後でのコスト面での変化はみられない。 (選択範囲等) 従来から存在する個別認定に、型式検定が並立的に導入されており、受検者がこれらの制度の活用を選択することができることになり、受検者にとっての選択範囲は拡大している。	
総務8	端末機器の設計についての認証	同上	同上	
総務10	製造所等の検査	平成13年4月9日 国際流通の一層の円滑化を図る観点から、タンクコンテナの輸入時に行う完成検査について、危険物を貯蔵した状態で行う等を内容とするタンクコンテナにかかる完成検査の簡素化及び合理化等を実施	(今回の調査では把握の対象としていない。)	

(次のページに続く。)

(続き)

省別整理番号	検査検定制度名	制度改変の内容	制度改変の影響	変化
厚労5	製品検査	平成10年3月 検査検定の対象品目(タール色素)における検査単位となるロットを形成する最大量について、これまで300キログラムとされていたものを撤廃(検査抽出率の緩和)	(コスト) 受検者については、受検件数の減少に伴い、手数料及び都道府県が行う検査検定対象品目の採取等への立会いなどの人件費が減少している。 検査検定実施主体及び検査検定事務の経由機関である都道府県についても、同様に、検査検定の実施件数の減少に伴い人件費等のコストが減少している。	
厚労13	小型ボイラー等の個別検定	平成9年12月 第二種压力容器、小型ボイラー及び小型压力容器について、品質管理や生産管理等が良好であること等の一定の条件の下に個別検定代行機関等が認めた製造者については、同一型式の2回目以降の個別検定の運用を簡素化できるインセンティブ制度の導入	(コスト) インセンティブ制度の認定を受けている事業者は、制度改変による影響について変化がないと回答しており、同事業者における制度改変によるコスト削減への影響は把握できなかった。 (選択範囲) インセンティブ制度の活用は事業者の任意であり、選択範囲は拡大されている。	
農水7	医薬品の検定	平成12年度 力価試験等の試験項目の廃止(ニューカッスル病生ワクチン等19品目)	(コスト) 試験項目が廃止されたことにより、検査検定手数料が軽減された。	
経産10	燃料体の検査	平成8年6月 燃料体の品質管理の状況や加工の内容等により、経済産業大臣が支障がないと認めた場合には、検査工程の全部又は一部の検査を受けないで使用することが可能	(コスト) インセンティブ制度が適用されるケースと適用されないケースとの比較を行う場合、インセンティブ制度が適用されるケースにおいては、受検対応コストにおいてコスト負担が約3分の1程度に削減される一方、燃料体の品質実績や品質管理体制等をまとめた書類を作成・更新するためのコスト負担が新たに発生する。当該の費用については、固定費的に発生するコストであるため、受検実績の多い事業者ほどインセンティブ制度導入によるコスト負担軽減メリットを享受することができている。 (選択範囲) インセンティブ制度の活用は事業者の任意であり、選択範囲は拡大されている。	
経産12	ガス工作物の使用前検査	【ガス工作物の使用前検査】 (一般ガス事業者) 平成12年10月1日 使用前検査について、工程中検査を省略するなど検査内容を簡素化	(コスト) 検査の簡素化による受検負担の減少等があり、全体としてのコストは低減している。	
経産14	高圧ガス製造施設等の検査	【特定施設の保安検査】 平成13年3月26日 ポンプ及び圧縮機の耐圧試験適用除外期間の延長	(今回の調査では把握の対象としていない。)	
経産16	容器検査	【容器再検査】 平成11年4月1日 液化天然ガス自動車燃料装置用容器の外観検査等につき、車載状態のまま検査可能とすべく附属品再検査の方法の見直しを実施	今回、調査対象としたが、対象品目に係る実績がなく、影響の変化は把握できなかった。	
経産17	附属品検査	【附属品再検査】 平成11年4月1日 液化天然ガス自動車燃料装置用附属品の外観検査等につき、車載状態のまま検査可能とすべく附属品再検査の方法の見直しを実施	今回、調査対象としたが、対象品目に係る実績がなく、影響の変化は把握できなかった。	

(次のページに続く。)

(続き)

省別整理番号	検査検定制度名	制度改変の内容	制度改変の影響	変化
国交14	気象測器の検定	平成11年3月 検定処理期間の短縮	今回の調査では影響の変化は把握できなかった。	
国交15	航空機の耐空証明	【航空機の耐空証明】 平成9年10月1日 国際民間航空条約附属書に定める標準に基づき、発動機の排出物を規制するための規定のうち、航空機の安全性、騒音及び発動機の排出物についての国の証明を一本化	(コスト) 耐空証明に新たに発動機の排出物の検査が追加されているが、書類審査であり、受検者及び検査検定実施主体の双方にとって大きな負担増とはなっていない。	
国交34	自動車ターミナルの検査	平成8年5月29日 国が行っていた検査制度を改変し、事業者自ら構造及び設備の基準適合性を審査し、その旨を書面で提出する制度へ改正	(コスト) 制度改変により現地調査が省略されることになったことから、受検者及び検査検定実施主体の双方に負担の減少が認められる。	
国交38	耐火構造の認定	本認定制度は、平成10年の法改正により新たに整備されたものであるが、法改正前にも認定等に係る制度(旧法第38条に基づく「特殊な建築材料又は構造方法の認定」等)があり、従前の制度においては、基本的に「指定試験機関による試験」、「財団法人日本建築センター防火性能審査会による認定」、「大臣による認定」の3段階で構成されていたものが、改正後は「指定性能評価機関による評価」、「大臣による認定」の2段階となっている。	(コスト) 今回、分析を行った例においては、受検対応人件費及び旅費については、認定前の手続が試験・評定の2段階から性能評価に1本化されたことにより低減している。提出する書類についても、改変後は簡素化されている。 (選択範囲) 制度改変後は、制度上、公益法人だけでなく、一定の公正中立要件を満たす民間機関も指定を受けることが可能となったことにより、窓口も増えており受検者の選択範囲は拡大している。	
国交39	準耐火構造の認定	同上	同上	
国交40	防火構造の認定	同上	同上	
国交41	不燃材料の認定	同上	同上	
国交42	耐火建築物に設ける防火戸等の認定	同上	同上	
国交43	準耐火建築物に設ける防火戸等の認定	同上	同上	
国交44	屋根の構造の認定	同上	同上	
国交45	外壁で延焼のおそれのある部分の構造の認定	同上	同上	
国交46	大規模木造建築物等の屋根の構造の認定	同上	同上	
国交47	長屋等の各戸の界壁・構造の認定	同上	同上	
国交48	し尿浄化槽の構造の認定	同上	同上	
国交49	基礎等に使用する建築材料の適合認定	同上	同上	
国交50	建築物の確認・検査	平成11年5月1日 中間検査制度の導入(阪神・淡路大震災を受けての規制内容の見直し)	(コスト) 中間検査の受検は負担増であるが、対象は限定的である(今回調査した都道府県では、中間検査の件数は建築確認を受けたものの約11パーセント)。	
国交51	建築設備の確認・検査	平成11年5月1日 中間検査制度の導入(阪神・淡路大震災を受けての規制内容の見直し)	(コスト) 中間検査の受検は負担増であるが、対象は限定的である(今回調査した都道府県では、中間検査の件数は建築確認を受けたものの約0.08パーセント)。	

(次のページに続く。)

(続き)

省別整理番号	検査検定制度名	制度改変の内容	制度改変の影響	変化
国交53	煙突等の工作物及び昇降機等の確認・検査	平成 11 年 5 月 1 日 中間検査制度の導入(阪神・淡路大震災を受けての規制内容の見直し)	(コスト) 中間検査の受検は負担増であるが、対象は限定的である(今回調査した都道府県では、中間検査の件数は建築確認を受けたものの約 0.17 パーセント)。	
環境1	浄化槽の検査	【浄化槽の設置受等の水質検査】 【浄化槽の定期検査】 平成 14 年 2 月 7 日 新しい処理方式の浄化槽に係る検査項目を追加、オルトトリジン法を用いた残留塩素の検査方法を削除	(今回の調査では把握の対象としていない。)	

(注) 当省の調査結果による。

(5) その他

ア 手続の電子化

今回の把握結果では、表3 - 17 のとおり、2制度(農水6、10)において手続の電子化が図られており、手続に係る受検者の負担の減少がみられた。

なお、平成 14 年度から提出書類の電子化を行ったものに、新規化学物質の届出に基づく審査(厚労 10・経産 25・環境 4)があるが、利用率は6パーセントであり、受検負担についても受検者からは、増加と減少の両方の回答があった。

表3 - 17 手 続 の 電 子 化 を 行 っ た も の

省別整理番号	検査検定制度名	制度改変の内容	制度改変の影響	変化
農水6	指定検疫物等の検査	【指定検疫物の輸入検査】 平成 9 年から「動物検疫所手続電算処理システム」を導入した。これにより、申請者は輸入畜産物の電子申請が可能となった。また、同システムは税関システム(NACCS)と連携しており、税関手続との同時並行処理が図られている。 平成 13 年度には、機能追加により、輸入動物の手続も可能となった。	(コスト) 指定検疫物の輸入検査については、電子申請が可能となっており、今回調査した受検者のうち、畜産物の輸入については約半数が導入している。これらの事業者では、申請から合格に至る一連の事務が迅速に行われるようになったとしている。 なお、添付書類(輸出国の証明等)を持参して提出する必要性は残るものの、必ずしも事前に提出する必要性がなくなったため、受検者が動物検疫所へ行くこと負担は減少している。	
農水10	輸出入植物等の検査	【輸入検査】 平成 8 年以前から「輸入植物検査手続電算処理システム」を導入しているが、平成 9 年度から税関システム(NACCS)と連携しており、税関手続との同時並行処理が図られている。	(コスト) 輸入植物等の検査の申請については、電子申請が可能となっており、今回調査した受検者のほとんどが導入している。これにより、申請から合格に至る一連の事務が迅速に行われるようになった。 なお、添付書類(輸出国の証明等)は持参して提出する必要性は残るものの、必ずしも事前に提出する必要性がなくなったため、受検者が植物防疫所へ行くこと負担は減少している。	

(次のページに続く。)

(続き)

省別整理番号	検査検定制度名	制度改変の内容	制度改変の影響	変化
厚労10 経産25 環境4	新規化学物質の届出に基づく審査	平成14年度から、CD-Rによる届出を可能とした。	(コスト) 平成14年度におけるCD-Rの利用は全292件中18件(6パーセント)である。今回調査した14事業者では、6事業者が利用しているが、書類作成の手間が減った反面電子化作業の増もある。未利用者の中には、電子化作業の負担増のため利用予定はないとするものもあった。	

(注) 当省の調査結果による。

イ 手数料の改定

今回の把握結果では、表3-18のとおり、手数料の改定が行われたものが7制度あった。
なお、物価変動に伴う事務的な改定は除いている。

表3-18 手 数 料 を 改 定 し た も の

省別整理番号	検査検定制度名	制度改変の内容	制度改変の影響	変化
総務7	端末機器技術基準適合認定	平成13年11月30日 指定認定機関に係る手数料を法定制から大臣認可制へ移行	(コスト) 当該制度改変を受けて、財団法人電気通信端末機器審査協会では、平成14年1月1日に手数料を一律約10パーセント程度値下げしており、その影響は手数料に反映されている。	
総務8	端末機器の設計についての認証	同上	同上	
経産21	火薬類の製造施設等の検査	平成12年7月1日 保安検査の有料化	(コスト) 制度改変前は無料で実施していた保安検査が有料化されたことにより、受検者にとってコスト負担は増加している。	
国交50	建築物の確認・検査	平成11年5月1日 手数料について政令を改正し、確認、中間検査、完了検査の各段階で徴収する方式に改めるとともに額についても改定 平成12年4月1日 政令の手数料関係規定が削除され、建築主事においては条例により、民間検査機関においては自由に設定できることとなった。	(コスト) 平成11年の政令改正により、行政機関(特定行政庁の建築主事)が確認検査に要していた実費を勘案して見直した結果、手数料の総額は増加している。 民間検査機関の中には、行政機関に比して高額の手数料を設定しているところもある一方、行政機関と同額とした上で割引制度を導入しているところもあり、多様なものとなっている。	
国交51	建築設備の確認・検査	同上	同上	
国交53	煙突等の工作物及び昇降機等の確認・検査	同上	同上	
国交54	製造施設等の工作物の確認・検査	平成11年5月1日 手数料について政令を改正し、確認、完了検査の各段階で徴収する方式に改めるとともに額についても改定 平成12年4月1日 政令の手数料関係規定が削除され、建築主事においては条例により、民間検査機関においては自由に設定できることとなった。	同上	

(注) 当省の調査結果による。

ウ その他

今回の把握結果では、表3 - 19 のとおり、上記以外の制度改変が行われたものは2制度であった。

表3 - 19 そ の 他 の 制 度 改 変

省別整理番号	検査検定制度名	制度改変の内容	制度改変の影響	変化
厚労11	食鳥検査	平成12年3月 厚生省(当時)は、総務庁(当時)の「基準認証等の制度及び運営の実態調査の結果に基づく勧告」(平成12年3月23日)を受け、都道府県等に対し、早朝、時間外における検査実施を認める弾力化、食鳥検査における民間獣医師の活用等について更なる要請を行っている。	(コスト・選択範囲) 今回、調査した10検査検定制度実施主体(内訳:地方公共団体4、指定検査機関6)は、いずれも平成12年3月以前から、早朝及び時間外の検査実施を認める弾力化などを図っていた。	
国交31	自動車検査	【自動車の型式指定】 平成10年11月24日 特定装置の型式指定制度(国交31-7)が創設され、指定を受けた装置等については、自動車型式指定の審査が省略されることとなった。 なお、手数料については、42万円から、2万6,000円に指定を受けた装置の種類数を乗じた額を減額されることとなった。	(コスト) 特定装置の型式指定制度の導入後、対象装置が拡大され、受検者の装置型式指定の取得数に応じて、受検者が支払う手数料が減少すること、受検に対応するための時間・人員が減少することが影響として想定される。 コスト分析結果をみると、手数料負担については減少傾向がみられる。	

(注) 当省の調査結果による。

3 コストや選択範囲等の影響を小さくする制度改変についての分析

検査検定制度の制度改変の状況及び直接的影響の把握結果に基づき、コストの上昇、選択範囲の限定等の影響を小さくするという観点から、どのような制度改変を行えば、どのような事項においてどのような変化が生じるかという影響の発現のパターンを明らかにすることとした。

今回の調査では、検査検定の実施・受検に当たって検査検定実施主体・受検者が直接的に負担するコスト、そのコスト項目ごとにその大きさ、また、変化した場合はその内容・度合いを把握した。

このコストの項目は、

検査検定実施主体側のコストについては、

- ・ 検査検定の実施に係る人件費・旅費、
- ・ 検査用機器に係る経費（維持管理経費等）等、

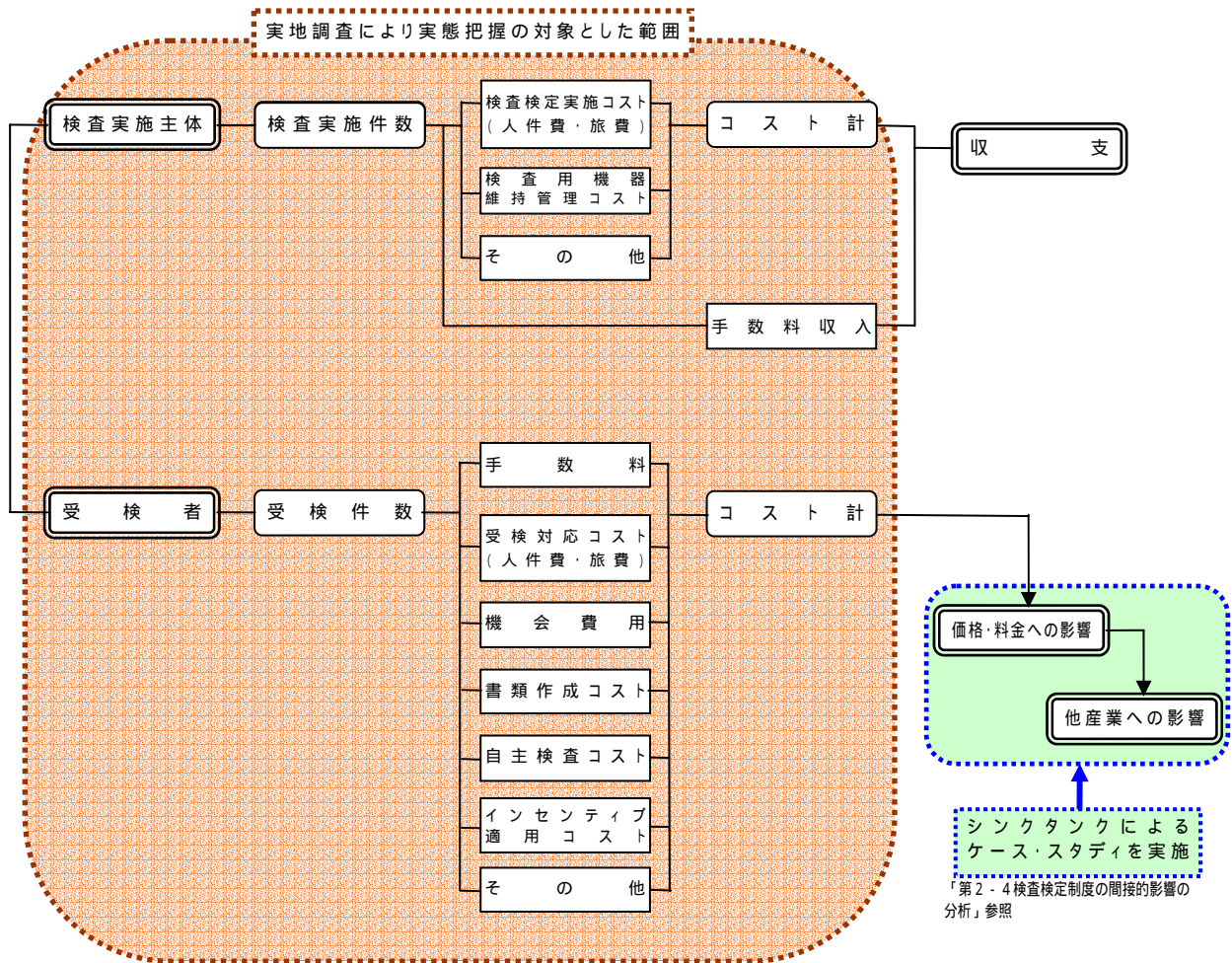
受検者側のコストについては、

- ・ 手数料、
- ・ 検査検定の受検に係る人件費・旅費（各種手続や立会い等に要する経費）
- ・ 機会費用（検査検定対象の施設設備を受検のために停止する場合、稼働できれば得られたであろう収益の損失。今回の調査では施設設備の年間総稼働時間数や受検のための運転停止時間数等で把握）
- ・ 書類作成コスト（申請書類や添付書類等の作成に要する経費）
- ・ 自主検査コスト（事業者自ら行う検査に要する経費）
- ・ インセンティブ適用コスト（優良事業者として認定を受けるために要する経費。申請費用は、初期設備整備費用等導入時の経費と導入後の維持に係る経費がある。）等

で構成されている。

以下、制度改変の種類ごとに、このコスト構造のどの部分にどのような変化が生じたかを示すこととし、まず、検査検定制度のコスト構造の基本パターンを示すと、図2 - 1のとおりとなる。

図2-1 検査検定制度のコスト構造の基本パターン



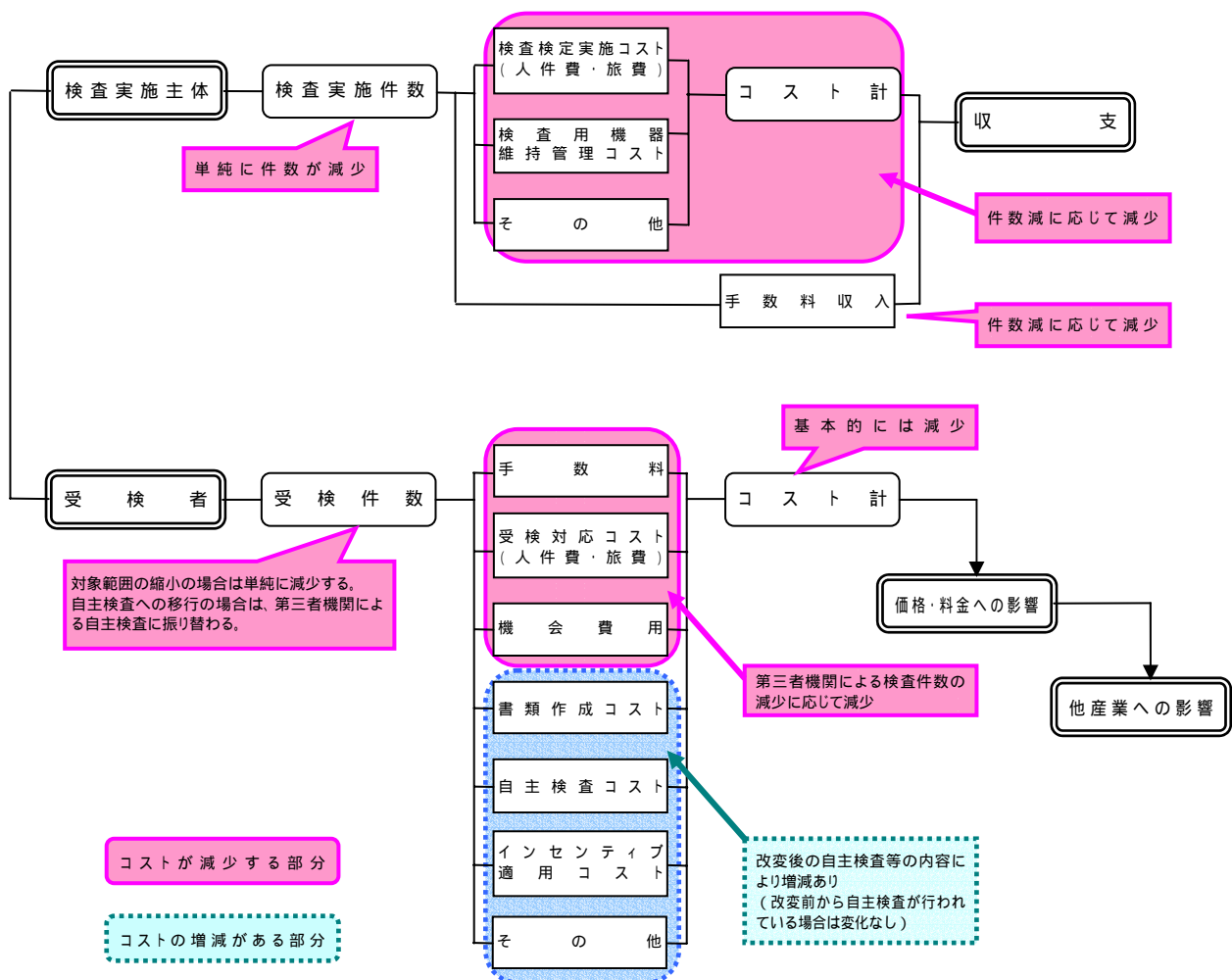
- (注) 1 当省の調査結果による
 2 実地調査により実態把握の対象とした範囲においては、検査検定の受検・実施に要する直接的なコストを把握した。
 3 コスト項目については、制度内容により該当の有無がある。

ア 検査検定対象範囲の縮小、自主検査への移行の場合

検査検定対象範囲の縮小の場合、検査検定が必要とされる範囲が縮小されることから、検査検定実施主体においては、検査実施件数が減少し、それに伴い、検査実施に伴うコストが減少する。一方、受検者においても、受検件数が減少し、それに伴い、受検に伴うコストが減少することとなり、検査検定実施主体・受検者双方においてコストが低減する（17 ページ表3 - 1中の厚労 1、9 の項参照）。

自主検査への移行の場合は、検査検定実施主体による検査検定は不要となるので、検査検定実施主体における変化は検査検定対象範囲の縮小の場合と同様である。一方、受検者においては、検査検定実施主体への対応部分（手数料、受検対応コスト及び機会費用）については減少するが、自主検査を行う義務は残るので、自主検査コスト、それに関連する書類作成コスト等は変化しない（21 ページから 22 ページまでの表3 - 3参照）。ただし、改変前に自主検査に相当する対応がなく、改変後に新たに自主検査に取り組むことになるような場合には、検査検定実施主体への対応部分は不要となるが、新たな自主検査に係る負担部分の内容によっては、受検者のコストが割高となる場合と割安になる場合がある（21 ページ表3 - 3中の経産 6 の項参照）。

図 2 - 2 検査検定対象範囲の縮小、自主検査への移行の場合の変化の発現パターン



(注) 当省の調査結果による

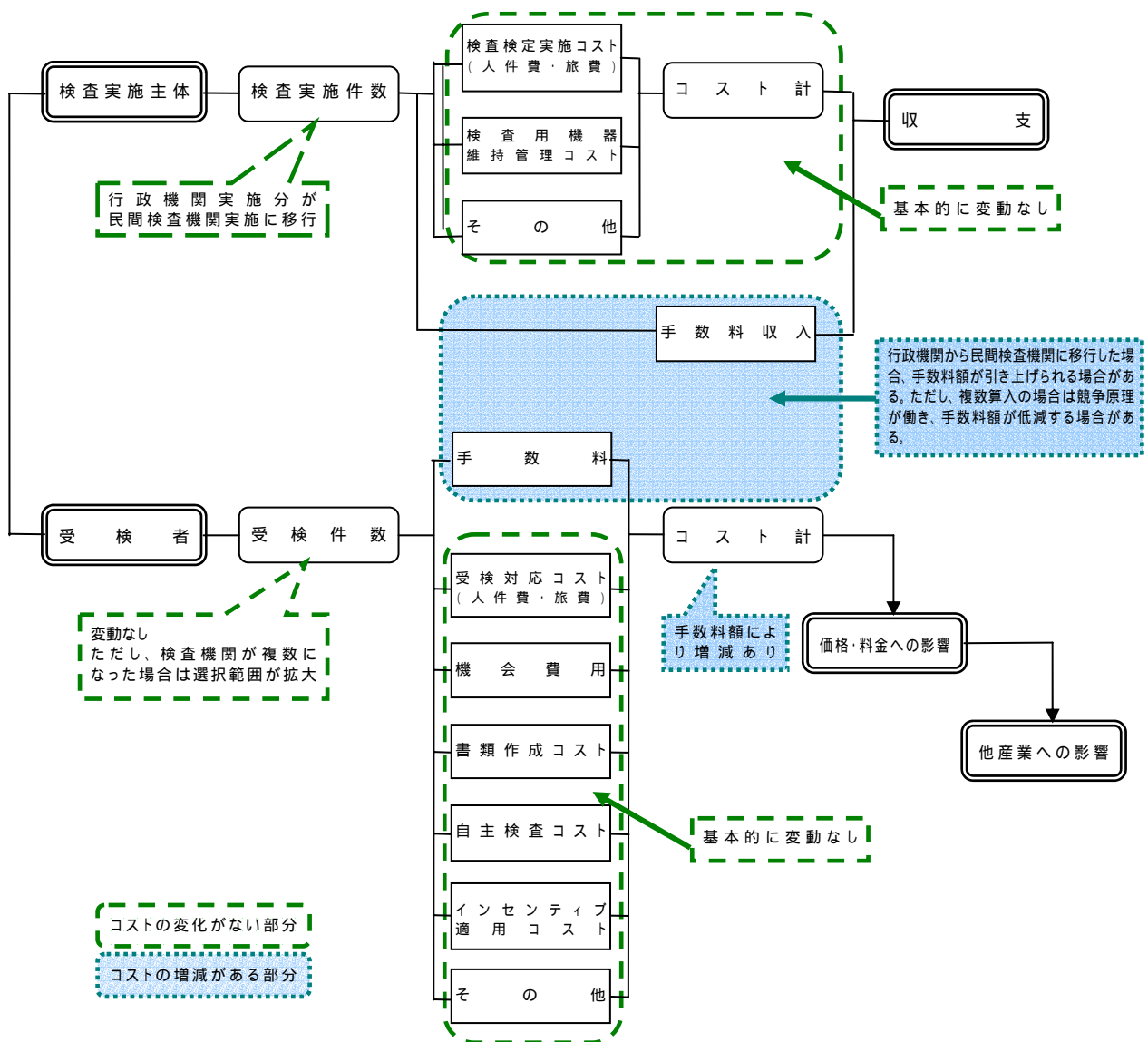
イ 行政機関検査から民間検査機関検査への移行の場合

行政機関検査から民間検査機関検査への移行の場合、検査検定実施主体の移行のみで検査検定対象や検査検定方法の改変がなければ、検査件数及び検査検定の実施・受検に係る負担部分については基本的には変化は生じていない(25ページ表3-5中の国交14の項及び26ページから27ページまでの表3-6参照)。

ただし、手数料については、行政機関から民間検査機関に移行した後、手数料額が増額された場合がある一方、複数参入により競争原理が働く場合においては手数料額が減額された場合もある(25ページ表3-5中の経産12の項参照)。

なお、民間検査機関が複数になった場合においては、受検者側が検査検定実施主体を選択できる範囲が拡大する。このほか、民間検査機関への移行による変化として、日程調整の弾力化されたものや処理期間の短縮が図られたもの等の例がみられる。

図2-3 行政機関検査から民間検査機関検査への移行の場合の変化の発現パターン



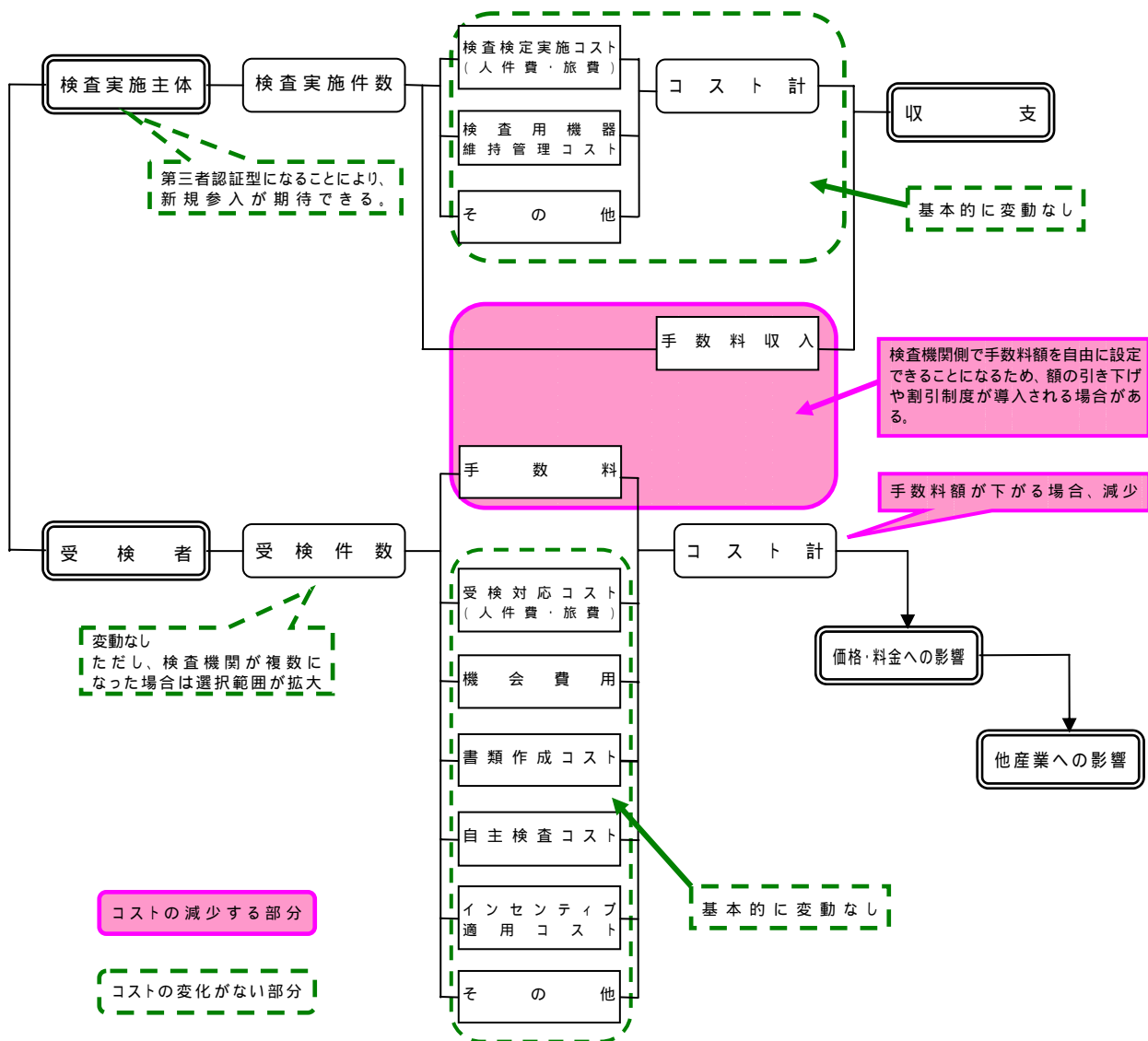
(注) 当省の調査結果による。

ウ 代行機関型から第三者認証型への移行の場合

民間検査機関において代行機関型から第三者認証型に移行する場合、検査検定実施主体としての性格の変更のみで検査検定対象や検査検定方法の改変がなければ、検査件数及び検査検定の受検に係る負担部分については基本的には変化は生じない。

しかし、代行機関型から第三者認証型に移行することにより、監督官庁の規制が緩和されることに伴い、手数料設定についても、変更前の行政機関が設定する方式から自由化されることから、手数料額が低減される場合がある。具体的には、自由化を受けて割引制度を導入する等による弾力化が図られている（28 ページから 29 ページまでの表3 - 7 参照）。

図 2 - 4 代行機関型から第三者認証型への移行の場合の変化の発現パターン



(注) 当省の調査結果による。

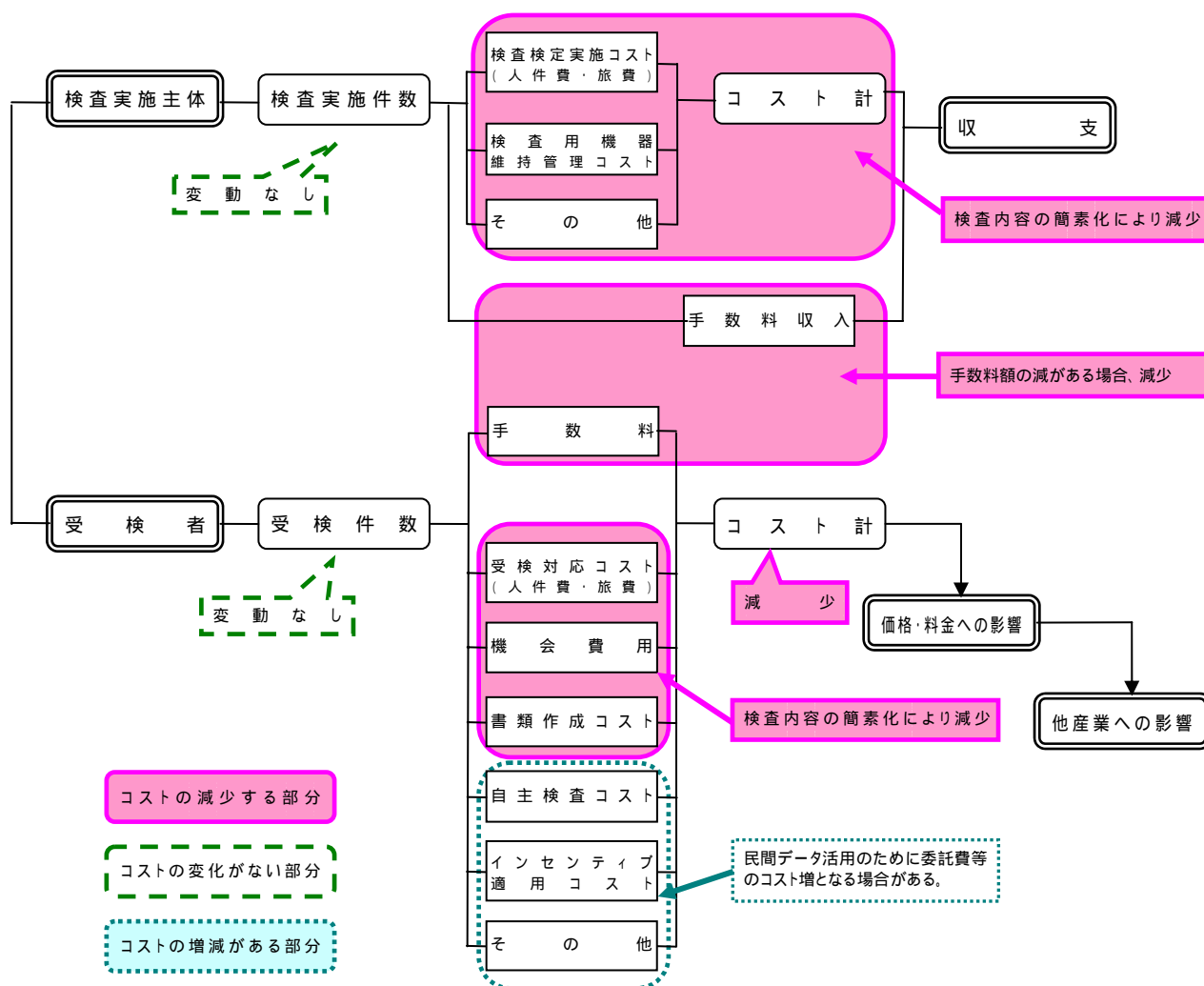
エ 外国データ及び民間データの活用の場合

国際的整合化による外国データの活用や、インセンティブ制度等による民間データの活用により検査検定の内容が簡素化される制度改変の場合は、検査検定の受検・実施に係る負担部分が軽減される。

また、検査内容の簡素化に併せて手数料額が減額される場合もある。

受検者においては、インセンティブ制度の導入等に係る負担が発生する可能性があるが、当該制度を活用するか否かは受検者が任意に選択できることになっており、実際に利用している者は、制度の利用に係るコストと、制度を利用することによって生じる受検コストの削減額とを勘案した上で選択しているものと考えられる(外国データの活用については34ページ表3-11中の国交15及び16の項参照。民間データの活用については40ページから41ページまでの表3-14参照)。

図2-5 外国データ、民間データの活用の場合の変化の発現パターン

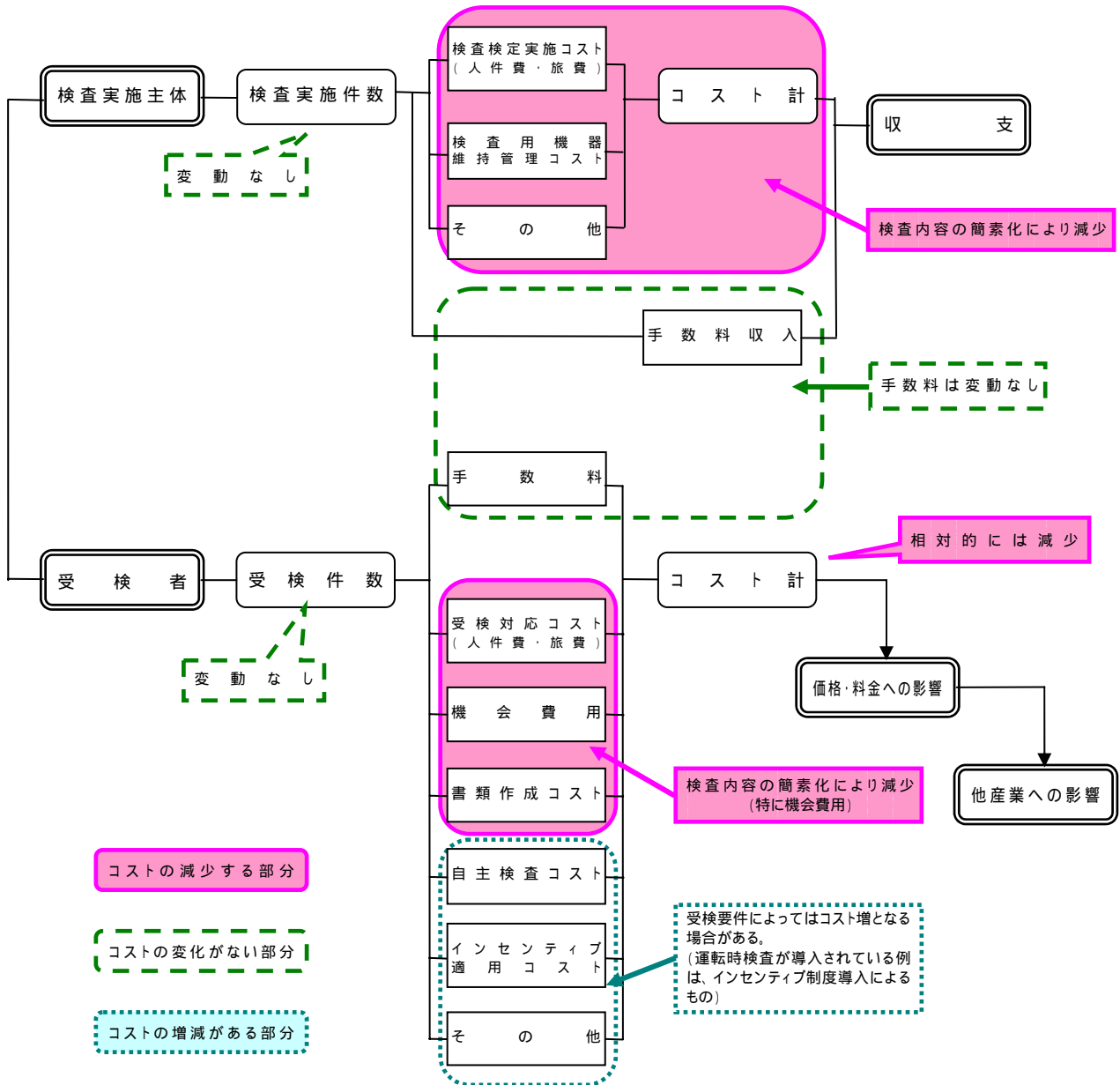


オ 運転時検査導入の場合

運転時検査導入の場合、従前の運転停止検査方式が運転時検査方式に変わることから、検査内容が簡素化されれば、検査検定の受検・実施に係る負担部分が軽減される。

さらに、これまで受検対応のために施設・設備の運転を停止し、そのために相当規模の機会費用が発生している場合においては、運転時検査の導入はコスト減に大きく結びついている（41 ページ表3 - 15 参照。また、機会費用の積算については 60 ページ表4 - 3中の厚労 12 の項参照）。

図2-6 運転時検査導入の場合の変化の発現パターン



(注) 当省の調査結果による。

カ その他の場合

検査検定の有効期間・周期の廃止・延長の場合は、1件当たりの負担については変動がなく、受検頻度が少なくなることから総体的にコストが低減することとなる。

その他、検査検定方法の簡素化等については、それぞれの内容に応じた対応の簡素化が図られ、負担が低減することとなる。

以上にみたように、どのような制度改変を行えば、どのような事項においてどのような変化が生じるかという影響の変化の発現にはパターンがあることが判明した。

これは、今回総務省において採用したコスト分析の手法により、

　　どういう事項で、どれくらいのコストがかかっているのか、

　　それは制度改変により変化したのか、しなかったのか、

　　変化したとすればどの程度か

などを把握することができた結果、判明したものであり、検査検定制度の今後の在り方を検討していくために重要な情報になると考える。

4 検査検定制度の間接的影響の分析

(1) 分析の目的

検査検定制度において規制改革措置が講じられ、その結果、支払手数料や受検対応のための人件費等、受検者が負担しているコストが削減された場合、受検者である事業者（産業）にとっては生産費用の低減となる。

これは、当該市場において直接効果をもたらすだけにとどまらず、他産業において生産性向上、所得増大、雇用拡大、物価変動等の波及効果をもたらすこととなる。

このように、規制改革措置による影響の変化は、必ずしも受検当事者に与える直接的影響にとどまらず、当該産業に与える直接効果や、他産業や一般国民等のより広い範囲に与える波及効果といった間接的影響をもたらすと考えられる。

間接的影響を把握するための手法については複数の手法があるが、ここでは、規制改革措置による間接的影響分析に取り組む際に、どういう場合においてどういう分析手法を用いればいいのか、その際の留意点は何かを整理することを目的として、今回の実地調査等により把握された直接的影響データ（受検者の検査コストの削減状況等）を基に、間接的影響について複数の分析手法を用いて計測を行った。

なお、実際の検討・分析に際しては、経済的分析についての知見を有する民間シンクタンク（株式会社価値総合研究所）に委託して調査研究を実施した。

(2) 分析手法の検討

社会経済に与える間接的影響の計測については複数の手法があるが、これまで一般に用いられているもので、今回の実地調査等により把握された直接的影響データを活用できる手法として、消費者余剰分析、産業連関分析及び応用一般均衡分析の三つの手法を使用することとした。

ア 消費者余剰分析

消費者余剰とは、消費者・利用者が当該財・サービスを購入するのに最大限支払っても良いと考える金額と実際に支払った金額との差額で示され、この差額部分を計測し、それを経済効果としてみなす分析手法が消費者余剰分析である。財・サービスの価格が直接影響する市場における直接効果のみを分析する手法であるため、他市場への影響（波及効果）については考慮されていない。

特徴として、経済効果の概念が比較的分かりやすく、かつ分析作業の手間が少ないという長所がある。その一方で、当該市場のみの分析であり、他市場への影響を分析できない等の短所がある。

イ 産業連関分析

ある産業の生産活動は、原材料やサービスの購入を通して他産業の生産活動にも影響を与える。産業連関分析とは、こうした産業間の財の取引（投入 - 産出）関係を体系的に示した

「産業連関表」を用いて、各産業への波及効果を分析する手法であり、当該財・サービスの価格等の低下が、産業間の取引により各産業の生産額や物価水準にどの程度影響を与えるかについて分析を行うことが可能である。

特徴として、産業の循環構造を利用して詳細に各産業部門への波及効果が計測できること、産業連関表入手の容易さ、波及効果分析の容易さ等の長所がある。一方、生産要素の供給制約が加味されていないため、各産業における需要の増加は、価格の変化をもたらさないまま、直接生産の増加をもたらすという前提で計測することから、金銭的支出が伴えば、たとえ便益の方が費用よりも低い施策であっても誘発効果をもたらすことになり、効果が過大に評価されるおそれがある等の短所がある。

ウ 応用一般均衡分析

産業間の財の取引関係を示す産業連関表の特徴をいかしつつ、競争的な資本・労働市場をモデルに導入することで供給制約を考慮すると共に、家計・企業・政府の行動を明示的に示したのが応用一般均衡分析である。政策実施に伴う当該市場の価格の変化がもたらす当該産業や他産業の財・サービスの価格や生産量の変化、さらにはそれに伴う資本と労働需給の変化等をモデル分析することにより、一国及び産業別の GDP(国内総生産)や市場経済的便益(注1)を推計する。理論的には、完全競争(注2)の下では、波及効果はすべて相殺されるため、応用一般均衡分析と消費者余剰分析の計測結果は合致するものとされている。なお、公共事業等の効果計測では、消費者余剰分析を行った上で、地域別、経済主体別の便益の配分をみるために、応用一般均衡分析を補完的に行うことがある。

(注1) 家計によって供給される資本と労働の市場価値

(注2) 家計や企業は財の価格について個人的に影響力を行使することができず、市場で決定された価格を受け入れる状態のこと

特徴として、生産要素の供給制約を加味しており、財・サービスの需給は市場機構(価格メカニズム)を介して決定されるため、効果が過大にならないこと、他産業へ及ぼす影響、GDP、資本、労働投入量の変化が把握できること等の長所がある。一方、パラメータ推定(注3)をする際にキャリブレーション法(注4)を用いており、統計的な根拠が乏しいと指摘される場合があること、すべての経済メカニズムを完全に考慮しているものではない(例えば、財・サービスの代替関係や補完関係等は考慮されていない)こと、モデル作成者の独自性が反映されやすいこと等の短所がある。

(注3) 分析に必要な変数(パラメータ)を推定すること。

(注4) ある基準年で社会経済が一般均衡状態にあると想定して、その基準年のデータセットのみを正確に再現するようなパラメータを連立方程式や収束計算によって求める方法のこと。

上記三つの分析手法の特徴を比較整理したものが表4-1である。

本検討においては、こうしたそれぞれの分析手法の特性や、長所・短所を明確にする観点から、具体の制度の間接的影響について、当該3手法を並行的に用いて効果計測のケーススタディを行うこととした。

表4-1 各分析手法の比較

区分	(1) 消費者余剰分析	(2) 産業連関分析	(3) 応用一般均衡分析
測定効果	国内生産額 (中間財を含む)	国内生産額 (中間財を含む)	市場で取引された すべての経済効果
効果の範囲	直接効果	波及効果	直接効果及び波及効果
測定項目	・ 消費者余剰の変化	・ 国内生産額の変化 ・ 物価の変化	・ 市場経済的便益 ・ GDPの変化 ・ 資本及び労働投入の変化
手法の 性質	・ 効果の概念が分かりやすく、分析が容易である。 ・ 当該市場のみの分析であるため、他市場への影響を分析できない。	・ 産業間の関係を分析すること、かつ、詳細な産業分類による分析することが可能 ・ モデル(産業連関表)の入手が比較的容易 ・ 波及効果を比較的容易に計測可能 ・ 供給制約がないため、効果が過大に推計される。	・ 産業間の関係を分析することが可能 ・ モデルを構築するためのデータの入手が比較的容易 ・ 供給制約を取り入れているため、効果は過大に推計されない。 ・ 財の代替関係、補完関係は明示していない。 ・ パラメータの推定方法に統計的な根拠が乏しい場合がある。

(注) 株式会社社価値総合研究所の整理結果による。

(3) 個別計測(ケーススタディ)

ア 分析対象の選定

間接的影響分析の対象とする検査検定制度の選定に当たっては、

当該財・サービスの特定化が可能であること、

当該財・サービスの市場把握が容易であること、

検査コストの削減総額が小規模ではないこと、

結果的に、分析対象とする制度改変の類型が同一のものに偏らないこと

等の視点に基づき選定を行い、下表に示す8制度(対象分野としては5分野)を選定し、間接的影響の計測を実施した。

表4-2 分析対象制度の概要

省別整理番号	検査検定制度名	検査対象	分析対象品	制度改変類型	制度改変概要
総務3 総務7 総務8	技術基準適合証明 端末機器技術基準適合認定 端末機器の設計についての認証	無線設備 端末機器	携帯電話機器	検査方法	民間データの活用
国交31	自動車検査	自動車	自家用 乗用自動車	検査方法	有効期間・検査周期の延長 (車齢11年以上の自家用乗用自動車)
厚労12	特定機械等の検査	ボイラー・ 第一種圧力容器	石油精製・ 石油化学工業製品	検査方法	運転時検査の導入 (認定事業者のみ)
経産12	ガス工作物の使用前検査	ガス工作物	都市ガス	実施主体	政府認証(国)から第三者認証又は自主検査へ移行
経産13 経産20	特定ガス用品の適合性検査 特定液化石油ガス器具等の 適合性検査	ストーブ・ 瞬間湯沸器	ストーブ・ 瞬間湯沸器	実施主体	政府認証(代行機関)から第三者認証又は自主検査へ移行

(注) 当省の調査結果を踏まえて選定したものである。

イ 計測に当たっての留意事項

本政策評価は、個々の検査検定制度に関連する詳細な情報・データ等を保有・入手可能な所管府省とは異なり、第三者的立場である総務省が、政策目的も対象も異なる多種多様な検査検定制度について、横断的・統一的に分析を行うものである。したがって、間接的影響分析における効果計測に際しては、総務省が行った実地調査等により把握された直接的影響データ（受検者の受検コストの削減状況等）と、既存の統計データを基本として、可能な範囲で行っている。

消費者余剰分析では、需要曲線を推計する必要があるが、今回は既存の統計データより得られる当該財・サービスの価格と需要量のデータを用いて線形の需要曲線(注5)を推計することとした。規制改革措置のように一国全体に同時・一律の影響をもたらすものについては、その影響を受ける財・サービスのクロスセクションデータ(注6)を用いて分析を行うことが望ましいが、今回の分析においては入手が困難であったため、既存統計から全国規模の時系列データを抽出し、当該市場の価格と需要量データから需要曲線を推計することとした。また、受検者の受検コスト削減額は当該財・サービスの価格にすべて転嫁されるものと仮定し、それに伴う市場価格の低下と、上述の需要曲線によって導き出される需要量の増加によって消費者余剰の増加分を推計している。

(注5) 需要の価格弾力性(価格の変化に対する需要量の変化)を一定のものとして、需要曲線を線形に単純化したもの。

(注6) 同一「時点」における、異なる「対象」についてのデータ(例:平成 年 月 日の複数地域の気温データ)。横断面データとも呼ばれる。これに対して、時系列データは、同一「対象」における、異なる「時点」についてのデータ(例: 市の月別平均気温データ)である。

産業連関分析では、消費者余剰で推計された消費者余剰の増加分（直接効果）を家計部門の消費支出等最終需要の増加額としてとらえ、この最終需要の増加が各産業にもたらす生産誘発効果（波及効果）と直接効果とを合計した値を全効果として計測している。また、本分析では、産業連関表の産業分類を 186 部門として分析を行い、計測結果については 32 部門に統合した形で整理している。

応用一般均衡分析では、実地調査等によって求められる受検コスト削減総額及び統計データとの組み合わせにより算出される価格低下率を使用することで市場経済的便益を求めている。また、本分析では、産業分類を 92 部門として分析を行い、計測結果については 32 部門に統合した形で整理を行っている。

三つの手法による分析に用いた受検者の受検コスト削減額は、表4 - 3のとおりであり、これは、今回の政策評価において総務省が実施した実地調査等に基づき把握・分析したものである。

表4-3 実地調査結果の概要

省別整理番号	検査検定制度名	受検コスト削減額 (1件当たり)	年間件数	受検コスト削減総額
総務3 総務7 総務8	技術基準適合証明 端末機器技術基準適合認定 端末機器の設計についての認証	1.24円	44,866千台 (生産台数・理論値)	5,563万円
国交31	自動車検査	3,493円/年	1,647千台 (保有台数・平成7年度実績値)	57億5,300万円
厚労12	特定機械等の検査	ボイラー 299,154円/年 第一種圧力容器 218,788円/年	130億8,600万円(注2)	
経産12	ガス工作物の使用前検査	定期検査 363,000円 使用前検査 204,000円	定期検査 304件 使用前検査 152件	1億4,100万円
経産13	特定ガス用品の適合性検査	ストーブ 開放式 297,000円 半密閉式 135,000円 瞬間湯沸器 開放式 297,000円 半密閉式 135,000円	ストーブ 開放式 175.7件 半密閉式 13.7件 瞬間湯沸器 開放式 98.7件 半密閉式 386.3件	2億13万円
経産20	特定液化石油ガス器具等の適合性検査	ストーブ 開放式 199,000円 半密閉式 84,000円 瞬間湯沸器 開放式 199,000円 半密閉式 84,000円	ストーブ 開放式 95.0件 半密閉式 15.5件 瞬間湯沸器 開放式 117.5件 半密閉式 250.5件	

(注)1 当省の調査結果による。

2 「厚労12 特定機械等の検査」における受検コスト削減総額の積算方法等については、以下のとおりである。
(単位:百万円)

	石油化学工業	石油精製業	計
ボイラー (1)	169	117	286
第一種圧力容器 (1)	1,208	552	1,760
機会費用 (2)	11,040	-	11,040
合計	12,417	669	13,086

1 受検1件当たりのコスト削減額を基に、石油化学工業及び石油精製業における年間のコスト削減額を計算した。

2 機会費用については、石油化学工業について、業界団体から聴取した情報(年間生産量30万トンのエチレン装置の場合の1日当たり生産額3,000万円、受検時の装置停止期間30日)を基に計算した。

ウ 計測結果

上述の5分野について、三つの分析手法を基に個別に実施した効果計測結果を整理すると表

4-4のとおりである。

表4-4 分析手法別の効果計測結果

省別整理番号	検査検定制度名	消費者余剰分析 (消費者余剰増加額)	応用一般均衡分析 (市場経済的便益)	産業連関分析 (生産誘発額)
総務 3 総務 7 総務 8	技術基準適合証明 端末機器技術基準適合認定 端末機器の設計についての認証	5,565 万円	1 億 760 万円	1 億 8,348 万円
国交 31	自動車検査	57 億 5,300 万円	116 億 8,200 万円	189 億 6,800 万円
厚労 12	特定機械等の検査	(注2)	264 億 300 万円	431 億 4,600 万円
経産 12	ガス工作物の使用前検査	1 億 4,103 万円	2 億円	4 億 6,500 万円
経産 13 経産 20	特定ガス用品の適合性検査 特定液化石油ガス器具等の 適合性検査	2 億 33 万円	3 億 3,540 万円	6 億 6,040 万円

(注)1 当省の調査結果を踏まえて、株式会社価値総合研究所が行った計測結果である。

2 「厚労 12 特定機械等の検査」については、分析対象としたのが石油精製業及び石油化学工業におけるボイラー及び第一種圧力容器という、当該産業における生産財(中間財)であり、検査コスト削減の効果が及ぶ当該産業の最終生産財は、石油精製業ではガソリン・灯油・ナフサ等、石油化学工業ではエチレン・合成樹脂・合成繊維等多岐にわたる。このため、影響を受ける財・サービスを特定して実施する消費者余剰分析になじまないことから、消費者余剰分析は実施していない。

(4) 間接的影響分析の課題

ア 計測結果の解釈

表4-4から、5分野に係る効果計測結果を見ると、三つの分析手法それぞれの計測値が異なっていることがわかる。

三つの分析手法ごとに計測された効果の値の大きさを比較すると、小さい方から、消費者余剰分析、応用一般均衡分析、産業連関分析の順番になる点が、5分野にかかる計測結果すべてにおいて共通的な結果として現れた。(注7)

(注7) 理論的にも産業連関分析では供給制約が存在せず乗数効果が生じるため、直接効果のみを検出する消費者余剰分析に比べて便益が増大することとなる。一方、応用一般均衡分析では、必ずしも消費者余剰の増額よりも市場経済的便益が上回るとは限らない。

今回の計測結果を踏まえて、三つの手法のそれぞれにおける課題を整理すると以下のとおりである。

(ア) 消費者余剰分析

前述のとおり、理論上は消費者余剰分析と応用一般均衡分析の計測結果は合致すべきものである(注8)が、実際の計測では合致しなかった。その理由の一つとして、今回の消費者余剰分析で使用している需要曲線の推計に以下の課題があったためであると考えられる。

(注8) 波及効果として生じた特定市場における価格の変化は、その財・サービスの取引者のどちらか一方に利益をもたらす、もう一方には損失をもたらす。取引者同士の利益と損失は貨幣額としては全く同じであり、需給が均衡しているときには間接市場における効果は相殺してゼロとなるため、最終的には直接効果として算出される消費者余剰の増加分のみが残ることとなる。

今回の分析では、既存統計から全国規模の時系列データを抽出し、当該市場の価格と数量データから需要曲線を推計することとしたが、実際の価格と数量データからだけでは、消費者の購入量を表すものなのか、販売者の供給量を表すものなのかを判断することができない。

これらを厳密に区別するためには、当該財・サービスの価格と数量以外の要素（例えば、GDP や為替等の説明変数）を加えることで識別を行う必要があるが、今回の分析では横断的・統一的分析を行う観点から、当該財・サービスの価格と数量の関係のみから成る需要曲線を推計することとし、個々の検査検定制制度や、個々の財・サービスの市場の特性に対応した精緻な需要曲線の推計は行わなかった。

消費者余剰分析を行う際には、個々の制度や市場の特性に応じて需要曲線の推計を行う必要があるが、その精度は関連するデータの入手可能性、多寡、及び分析者の判断に大きく依存するという、言い換えれば、需要曲線の精度について十分に注意を払わないまま分析を行うと、計測値に大きなひずみが生じるおそれがあることについて留意する必要がある。また、需要曲線を推計するに当たり、使用するデータの期間・範囲や特異値の扱い等を分析者の判断によって決定することができるなど、分析者の恣意性が入る可能性があることにも留意する必要がある。

(イ) 産業連関分析

産業連関分析は、産業連関表入手の容易さ、波及効果分析の容易さなどの理由から、政策効果計測時によく用いられる手法であるが、前述のとおり、生産要素の供給制約を加味していないため、各産業における需要の増加は、財・サービスの価格の変化をもたらさないまま、直接生産の増加をもたらすこととなり、政策効果が過大に計測される。このため、今回のケーススタディでも5分野すべての場合において最も大きな額となっている。

産業連関分析で計測された値は、経済状態がすべて良い方向に向かっているとの仮定の下で最大限発揮される効果として解釈することも可能であるが、今回の計測結果でも明らかになったとおり、政策効果が過大に計測されるという事実を十分に理解した上で取り扱う必要がある。

(ウ) 応用一般均衡分析

応用一般均衡分析で用いる需要曲線は、経済主体（家計や企業等）の行動理論と産業連関表から一義的に作成されるため、分析者の恣意性が極力排除されることや、競争的な資本・労働市場をモデルに導入することにより生産要素の供給制約を考慮しているため、産業連関分析のように効果は過大にならないことが挙げられる。このため、応用一般均衡分析は、消費者余剰分析における需要曲線の推計における分析者の恣意性の問題や、産業連関分析における過大な効果計測といった課題を克服している手法と言われている。

ただし、一方で、パラメータ推計の統計的根拠が乏しいこと、モデル作成者の独自性が反映されること、すべての経済メカニズム（財・サービスの補完・代替関係等）を反映させていないこと等に対する批判や、データ解析が複雑であるため、近年のコンピュータの計算能力の向上により軽減されつつはあるものの、消費者余剰分析や産業連関分析を実施するよりは多くの労力を必要とする等、実務上の困難性も存在する。さらに、消費者余剰分析のように個別の財・サービスに特化した形で需要曲線を推計することはできず、例えば今回の分析のように、当該財・サービスが分類される産業区分の市場における占有率によって便宜的に財を特定化するなどの対応が必要となるが、その場合には、精緻な（個別の財・サービスに特化した）需要曲線を使用した消費者余剰分析よりも効果計測の精度が低くなる可能性もあ

る。

以上のことから、応用一般均衡分析においてモデルを構築する際にはその客観性を担保するため、前提条件やモデル構造をすべて開示した上で、事後的に他の評価者によって効果を検証できるようにモデルの再現性を確保することが望ましい。

イ まとめ

上述のとおり、各分析手法にはそれぞれに長所・短所があり、また同じ経済効果を分析したとしても、前提条件や利用するデータ等により計測値が大きく異なることとなる。したがって、規制改革措置の間接的影響分析を行う際には、一つの分析手法を無批判に採用するのではなく、こうした分析手法の特性や活用可能なデータ等を十分に理解した上で、適切な分析手法を検討し、結果の取扱いにも留意することが必要である。

さらに、仮に特定の分析手法を用いて分析を行う場合、分析のベースとした前提条件や、利用したデータ、モデル、計算方法等を極力開示することにより、第三者による同一の分析手法での再計測（検証）や、別の分析手法での計測が可能な形にすることが望ましい。このことにより、分析の客観性を担保すると共に、個々の分析手法や計測方法をより精緻かつ高度に発展させていくことが可能となる。

第3 評価の結果及び意見

1 評価の結果

各省は、所管の検査検定制度について、「規制改革推進3か年計画」(平成13年3月30日閣議決定)等累次の閣議決定を踏まえ、国民の生命、身体、財産の保護等それぞれの制度が本来目的としている様々な政策目的の達成に支障が生じないことを前提として、行政の関与を必要最小限とする方向で、規制改革を推進してきているところであるが、規制のコスト及び効果の分析・把握を行い、現行規制制度の見直しに資することとされている点については、各省のいずれにおいても検査検定制度のコスト及び効果の分析・把握は行われていなかった。

こうした状況を踏まえ、総務省では、政府全体としての政策の統一性を確保する見地から、すべての検査検定制度を対象に、企業活動や消費活動に与える影響、特にコストの上昇や選択範囲の限定等の影響が可能な限り小さくなっているか、言い換えればこれらの影響を可能な限り小さくする方向に向けた実効ある取組みが実施されているかという観点から、各制度の制度変更の状況や運用の実態等を把握し、横断的な評価を行った。

具体的には、検査検定制度全126制度について、コスト分析の手法を用いて、検査検定制度の受検及び実施に係る直接的な経費について、

どういう事項でどれくらいのコストがかかっているのか、
それは制度変更があった場合変化したのか、しなかったのか、
変化したとすればどの程度か

を把握し、どのような制度変更がコスト、選択範囲等にどのような変化を与えるか分析を行い、影響の変化の実態を整理することができた。

また、制度変更のうち、累次の閣議決定に挙げられた検査検定制度に係る規制改革に基づく措置が、以下のとおり、企業活動や消費活動に与えるコスト、選択範囲等の影響を小さくする上で有効であることが明らかになった。

すなわち、検査検定制度を構成する共通の要素で整理すると、

検査検定対象範囲に係る措置では検査検定対象範囲の縮小、
検査検定実施主体に係る措置では自己確認・自主保安への移行、行政機関検査から民間検査機関検査への移行、代行機関検査から第三者認証機関検査への移行、
検査検定基準に係る措置では性能規定化、国際的整合化、
検査検定方法に係る措置では有効期間等の廃止・延長、運転時検査の導入、民間データの活用、
その他の措置では手続の電子化

が、それぞれコストの低減や選択範囲の拡大等の変化に結びついていることが確認でき、どのような規制改革措置がコスト、選択範囲等のどの部分に変化を与えるか、そのパターンを整理することができた。

さらに、影響を把握する手法として今回用いたコスト分析の手法が、影響の帰着先や度合いを明らかにする上で有効であることも認められた。

2 意 見

検査検定制度を所管する各省においては、今回の総務省による評価結果及び評価において用いたコスト分析の手法を最大限活用して、検査検定制度のコスト及び効果の分析・把握を行い、これを通じ、それぞれの制度が本来目的としている様々な政策目的の達成に支障が生じないことを前提としつつ、コストの上昇や選択範囲の限定等の影響を可能な限り小さくする観点から規制改革を更に推進する必要がある。

平成 14 年 11 月 1 日

「検査検定制度に関する政策評価研究会」開催要領

総務省行政評価局
規制改革等担当評価監視官室

1 開催目的

総務省行政評価局（規制改革等担当室）では、平成 14 年度から 15 年度にかけて、「検査検定制度に関する政策評価」を実施することとしている。

この政策評価は、統一性評価として、検査検定制度全 129 制度を対象とし、その全貌を把握し明らかにするとともに、「企業活動や消費活動に与えるコスト、選択範囲等への影響が可能な限り小さくなっているかなど」という統一的な観点から横断的に評価するものである。

具体的には全 129 制度の主要構成要素（検査検定対象、検査検定実施主体、検査検定基準、検査検定方法）をベースにして、企業や消費者の活動に与えるコスト、それらの活動における選択範囲等への影響、その帰着先との相関関係等を明らかにすることが必要であり、その際、影響やその帰着先の範囲等をどのように確定し、把握するかが課題である。

本件については、既に本年 8 月から本省調査に着手しているが、12 月からは、検査実施主体、受検者双方を対象に、コスト、選択範囲等の実態がどうなっているかを把握するための実地調査を行う予定であり、そのための調査事項の設計及び分析手法の検討を進めているところである。

この研究会は、調査事項の設計や分析手法の検討について、その内容の信頼性・客観性を確保する観点から、政策評価、経済学等各分野の専門的知見を有する学識経験者の意見を適宜反映させていくために開催するものである。

2 検討事項

- (1) 12 月から行う実地調査における調査事項の設計について
- (2) 本政策評価における分析手法の検討について
- (3) その他

3 開催方法等

規制改革等担当評価監視官が主催する。

4 参集メンバー

別紙のとおり

5 庶務

本研究会の庶務は、規制改革等担当評価監視官室が行う。

(別紙)

「検査検定制度に関する政策評価研究会」参集メンバー

氏名	専門分野等	所属(職名)及び主な履歴
たなべ 田辺 くにあき 国昭	行政学 公共政策 社会保障 政策評価	東京大学大学院法学政治学研究科教授 政策評価・独立行政法人評価委員会臨時委員(H13.1~)
かねもと 金本 よしつぐ 良嗣	都市経済学 公共経済学 交通経済学	東京大学大学院経済学研究科教授 運輸政策審議会委員(H9~H13.1) 電気事業審議会専門委員(H10~H13.1) 政策評価・独立行政法人評価委員会臨時委員(H13.1~)
みやむら 宮村 てつお 鐵夫	信頼性工学 製品安全技術 新商品開発の進め方	中央大学理工学部経営システム工学科教授 規制改革委員会参与 総合規制改革会議基準認証ワーキンググループ主査
なかいずみ 中泉 たくや 拓也	契約理論 産業組織論 規制 政策評価	関東学院大学経済学部専任講師 通商産業省通商産業研究所客員研究員(H11.6~H13.3) 独立行政法人経済産業研究所研究協力者(H13.4~H14.3) 国土交通省次世代内航海運懇談会委員(H13.5~H14.4) 独立行政法人経済産業研究所非常勤リサーチアソシエイト(H14.4~)
むらばやし 村林 まさつぐ 正次	都市政策 都市開発 住宅政策	(株)価値総合研究所(戦略調査事業部長)主席研究員 (財)日本開発構想研究所(S53.4入社) (株)住信基礎研究所(S63.7入社)
あらかわ 荒川 じゅん 潤	公共経営(政策評価・行政評価・業績評価) 産業政策	(株)UFJ総合研究所新戦略部主任研究員

資料 2

検査検定に係る閣議決定・答申等の概要
(平成9年以降)

年月日	閣議決定・答申等の概要
平成10年3月31日	規制緩和推進3か年計画(閣議決定) 基準・方法等の国際整合化 自己確認、自主保安及び自主検査の導入 民間の活用(競争原理の導入) 性能規定化
11年10月19日	横断基準認証分野における検討結果の中間的整理 (行政改革推進本部規制改革委員会(第4ワーキング・グループ・横断基準認証分野)) 検査検定制度の見直しの方向 個別の検査検定制度についての意見
11年12月14日	規制改革についての第2次見解(行政改革推進本部規制改革委員会) 検査検定制度の見直しの方向 個別の検査検定制度についての意見
12年3月23日	規制行政に関する調査 基準・規格及び検査・検定 (勧告) 国が関与する基準認証等の範囲の見直し、自己確認・自主保安を基本とした制度への移行、基準の国際整合化、重複検査の排除等 36 事項について指摘
12年3月31日	規制緩和推進3か年計画(再改定)(閣議決定) 政府の直接的な規制を最小限とすることを基本 国が関与する基準認証等の範囲の見直し及び自己確認・自主保安を基本とした制度への移行 基準の国際整合化・性能規定化 外国データの受入れと国際的な相互承認の推進 重複検査の排除等 民間を活用した場合の競争原理の導入
12年12月1日	行政改革大綱(閣議決定) 公益法人に関する行政の関与の在り方の改革(公益法人が国の委託等を受けて行っている検査・認定・資格付与等の事務・事業については、官民の役割分担及び規制改革の観点から厳しく見直し)
12年12月12日	規制改革についての見解(行政改革推進本部規制改革委員会) 検査検定制度の見直し(基準認証制度の見直し状況の公表・取りまとめ、個別の基準認証等についての意見、基準認証等に係る意見・要望)
13年3月30日	規制改革推進3か年計画(閣議決定) 基準認証関係 ・ 個々の制度について国が関与した仕組みとして維持する必要があるかについての抜本的見直し ・ 行政の関与を必要最小限とする方向で、事業者の自己確認・自主保安を基本とした制度への移行、基準の国際整合化・性能規定化、重複検査等の排除等を推進

(次ページへ続く)

(続き)

年月日	閣議決定答申等の概要
平成 13 年 4 月 13 日	行政委託型公益法人等改革の視点と課題(内閣官房行政改革推進事務局) 国が公益法人に対して委託等を行っている検査・検定等に係る事務・事業については、事業者及び国の責任を明確化 事業者の自己確認・自主保安を基本とした制度への移行を図るなど、国の関与を必要最小限とする方向で検討
13 年 7 月 23 日	行政委託型公益法人等改革を具体化するための方針(行政改革推進本部) 検査・検定等の社会的必要性が失われつつあると考えられるものについては、制度そのものを廃止 制度存続の必要性がある場合には、自己確認・自主保安に移行 事務・事業の性格及び効率性の観点から適切な場合には、国又は独立行政法人により事務・事業を実施 上記によりがたい場合には、第三者認証への移行、又は事務・事業実施の公益法人要件を撤廃するとともに、法人類型を問わず能力のある者に広く開放
14 年 3 月 29 日	公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画(閣議決定) 自己確認・自主保安を基本とする制度に移行することを基本原則 自己確認等に移行することが適当でないときは、公正・中立な第三者機関(登録機関)による検査等の実施に移行 上記によりがたい場合には、国又は独立行政法人による実施 やむを得ない理由がある場合、公益法人が国の代行機関として実施するが、登録機関による実施に準じた措置を検討
14 年 3 月 29 日	規制改革推進 3 か年計画(改定)(閣議決定) 基準認証関係 ・ 個々の制度について国が関与した仕組みとして維持する必要があるかについて抜本的な見直し ・ 行政の関与を必要最小限とする方向で、事業者の自己確認・自主保安を基本とした制度への移行、基準の国際整合化・性能規定化、重複検査等の排除等を推進
15 年 3 月 28 日	規制改革推進 3 か年計画(再改定)(閣議決定) 基準認証関係 ・ 個々の制度について国が関与した仕組みとして維持する必要があるかについて抜本的な見直し ・ 行政の関与を必要最小限とする方向で、事業者の自己確認・自主保安を基本とした制度への移行、基準の国際整合化・性能規定化、重複検査等の排除等を推進
16 年 3 月 19 日	規制改革・民間開放推進 3 か年計画(閣議決定) 基準認証関係 ・ 個々の制度について国が関与した仕組みとして維持する必要があるかについて抜本的な見直し ・ 行政の関与を必要最小限とする方向で、事業者の自己確認・自主保安を基本とした制度への移行、基準の国際整合化・性能規定化、重複検査等の排除等を推進

(注) 各種答申や閣議決定等を基に当省が作成した。

規制改革推進3か年計画(再改定) (抄)

平成 15 年 3 月 28 日
閣 議 決 定

規制改革推進3か年計画(平成13年3月30日閣議決定)の再改定に当たっては、「規制改革の推進に関する第2次答申 - 経済活性化のために重点的に推進すべき規制改革 - 」(平成14年12月12日総合規制改革会議。以下「第2次答申」という。)に示された具体的施策を最大限に尊重する旨の閣議決定(平成14年12月17日)を踏まえ、第2次答申の指摘事項を重点計画事項として列記する等下記のとおり改定する。

記

共通的事項

4 規制改革の推進に伴う制度的な取組

(5) 規制改革・規制制度の評価等

ア 規制制度に関する基礎的な調査研究の充実

総務省は、規制改革の推進に資するため、我が国の規制制度の全体像の把握等規制制度に関する基礎的な調査研究の充実を図る。

イ 規制改革の数量的効果分析の実施・公表

内閣府は、規制改革に関する国民の関心と理解を深めるため、政府における規制改革の推進に関し、規制改革による需要拡大効果、生産性向上効果、雇用創出効果、物価引下げ効果等の経済効果につき数量的な分析を積極的に行い、公表する。

ウ 規制のコスト及び効果の分析・公表

各府省は、所管する行政分野における国民の負担等の規制のコスト及び効果の分析・把握を行い、現行規制制度の見直しに資するとともに、新たに規制を設ける場合においては、当該規制のコスト及び効果についての情報の積極的な提供・公表を行い、国民への説明責任を果たすためのシステムの確立に向けて検討を進める。

エ 政策評価等の実施等

規制制度等の評価に当たっては、各府省における政策評価の積極的な実施を図るとともに、総務省の政策評価機能及び行政評価・監視機能を積極的に活用する。

横断的措置事項

5 基準認証等関係

(1) 基準認証等分野の基本方針

基準・規格及び検査・検定(以下「基準認証等」という。)は、経済活動のグローバル化が進んだ現在においては、企業活動や消費活動に対しても、コストの上昇や選択範囲の限定等、大きな影響を与えることとなる。このため、基準認証等の制定・運用に当たっては、国民の生命、身体、財産の保護などそれぞれの制度が本来目的としている様々な政策目的の達成に支障が生じないことを前提として、こうした諸活動への影響が可能な限り小さくなるよう配慮することが重要である。

このため、基準認証等の見直しに当たっては、個々の制度について真に国が関与した仕組みとして維持する必要があるかについて抜本的な見直しを行い、国が関与した制度を維持する必要がある場合においても、行政の関与を必要最小限とする方向で以下のとおり、事業者の自己確認・自主保安を基本とした制度への移行、基準の国際整合化・性能規定化、重複検査の排除等を推進する。

行政の効率化の推進や企業コストを低減する観点から、対象分野の特性を踏まえた事後措置を整備した上で、事業者の自己確認・自主保安とすることについて検討する。一律的な自己確認・自主保安化が適当でない場合にあっては、優良な実績を有する事業場については自己確認等を認めるインセンティブ制度を検討する。

基準の内容が、技術革新に対して柔軟に対応できるよう、仕様規定となっている基準については原則としてこれをすべて性能規定化するよう検討を行う。

事業者や消費者の負担を軽減する観点から、国際規格との整合化を図るほか、外国データの受入れや国際的な相互承認を推進する。

複数の法令に基づく検査を一つの検査機関において受検することが可能となるよう、検査機関の指定要件の見直しを行う。

なお、公益法人が国から委託等、推薦等を受けて行う検査・認定等の事務・事業については、公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画(平成14年3月29日閣議決定)に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

(2) 上記方針に基づく措置

ア 横断的見直し

各府省は、平成13年4月、規制緩和推進3か年計画(再改定)に基づく基準・認証等に関する見直しの検討結果を公表した。また、別紙の指針に基づき、通信端末機器等の技術基準への適合性に関する制度及び電気用品安全法に関する制度を更に見直すこととしている。今後とも引き続き、別紙の指針に基づく見直しを更に行う。

イ 個別措置事項

上記アの横断的見直しを行うほか、各府省においては、行政改革推進本部規制改革委員会の規制改革についての見解の指摘等を踏まえ、別添1の措置を講ずる。

(別紙)

基準認証等の見直し

1 国が関与する基準認証等の範囲の見直し

安全の確保や取引の効率化等基準認証等の政策目的には、事故又は災害発生時の社会・経済的影響等から国が関与しなければ達成できないものがある一方、技術の進展等に伴い、国による基準認証等によらなくとも、事業者による自主的な取組によって達成できるものも多くなってきている。

したがって、個々の基準認証等の制度について、真に国が関与した仕組みとして維持する必要があるかどうかについて抜本的な見直しを行う。

2 自己確認・自主保安を基本とした制度への移行

上記の見直しを経た上で、なお国が関与した制度を維持する必要がある場合においても、政府が自ら検査を行うのは、違反発生時の影響(危険等)が到底看過し得ないほど重大であるなどその危険の大きさ、発生 of 蓋然性等を踏まえ、国民意識の上からも行政処分権限を持つ官庁が自ら対応すべきものと思われるものに限定することとし、次の措置を講ずる。

ア 事業者の自己確認・自主保安

行政効率化の推進や、企業コストの低減の観点から、国は基準の設定及び当該基準の遵守状況の監視等を行うにとどめ、対象分野の特性を踏まえた事後措置を整備した上で、事業者の自己確認・自主保安とすることについて検討を行う。その際、製品の作り手自体に責任を負わせることが最も確実・効果的に製品等の不具合の発生を抑止するという自己責任の考え方を重視する。

具体的には、検査検定制度のうち、保護法益の面から比較的危険度が小さいものであって、かつ違反による危害発生 of 蓋然性も小さいものについては、現在、政府が行っている検査検定制業務を事業者自身にゆだね、自己確認・自主保安化する。

なお、自己確認・自主保安を基本とする場合においては、消費者等の市場に参加する者への十分な情報提供が前提となることから、行政庁における情報公開はもとより、事業者側においても情報提供を促進する等の取組を行うことが期待される。

イ 第三者認証

次に、事業者の自己確認・自主保安のみにゆだねることが必ずしも適当でない場合であっても、直ちに国による検査を義務付けることとするのではなく、自己確認・自主保安を基本としつつ、国際ルールを踏まえ、公正・中立な第三者による検査等を義務付ける仕組み(第三者認証)とすることについて十分な検討を行う。

具体的には、ある程度の危険度や危害発生 of 蓋然性が認められるものについては、国民の安全を確保するために、事業者だけでなく、第三者も関与した仕組みを設けることとするが、この場合であっても、あくまで事業者の自己確認・自主保安を基本とし、これを補完する意味で、第三者の検査を受検することを義務付ける形にするよう検討する。

ウ インセンティブ制度の導入

上記ア及びイの場合において、一律にすべての事業者に対して自己確認・自主保安や第三者認証とすることが不適当な場合にあっては、優良な実績を有する事業者に対して選択的

に自己確認・自主保安や第三者認証を認める等のインセンティブ制度の導入を積極的に検討する。

エ 国の代行機関(指定検査機関等)

現在、国の代行機関(指定検査機関等)が検査を行っている基準認証等についても、以上の見直し・検討を行い、技術の進歩等を踏まえつつ、引き続き将来における自己確認・自主保安又は第三者認証への移行を検討することとする。

また、指定検査機関等による検査を存続させる場合であっても、原則として、その指定基準は国による裁量の余地を極力小さくするとともに、検査機関相互の競争を促進する観点から、複数の機関の参入を可能とする。

3 基準の国際的整合化・性能規定化、重複検査の排除等

ア 国際的整合化

国際規格が既に存在するものについて、その妥当性を検証した上で、当該国際規格との整合化を図るほか、国際規格の存在しないもの等について、我が国の規格に基づく国際規格の提案や採用の働き掛けを行い、また、外国データの受入れや相互承認を推進する。

イ 性能規定化

基準の内容が、技術革新に対して柔軟に対応できるものとなるよう、現在仕様規定となっている基準については、原則としてこれをすべて性能規定化するよう検討を行う。

ウ 重複検査の排除等

検査の実施に当たり、複数の基準に係る検査が行われる場合には、類似の検査事項については重複検査を排除する等、事業者の負担軽減のための措置を講ずる。

(注) 上記の見直しに当たっては、行政改革推進本部規制改革委員会の規制改革について
の見解の第2章14 - 1の指摘を踏まえるものとする。

資料 4

規制改革・民間開放推進3か年計画 (抄)

平成16年3月19日
閣議決定

政府は、これまで、3次にわたる「規制改革(緩和)推進計画」を策定し、これを強力に推進することにより、行政の各般の分野について、概ね5,000項目以上にのぼる数多くの規制改革を実施してきた。このように、規制改革は着実に進みつつあるものの、依然多くの本格的に取り組むべき課題が残っており、改革はなお途上にある。

規制改革は、引き続き、構造改革の重要な柱であり、今後とも民間開放をはじめ困難な課題に強力かつ着実に取り組んでいく。このため、平成16年度速やかに、総理の諮問機関として民間人主体の「規制改革・民間開放推進会議」を設置するとともに、これと並んで、政府にも関係閣僚から構成される「規制改革・民間開放推進本部」(仮称。以下同じ。)を設け、政治的リーダーシップの下、本格的な取組を進めるための体制を整備する。

また、このような体制整備と併せ、構造改革特別区域推進本部等の関連する諸組織との連携や、規制影響分析(RIA)等の規制改革手法の導入・充実のほか、平成15年度から開始した国民の声を広く丁寧に汲み上げる「規制改革集中受付月間」活動の推進や、広報等を通じた国民への情報提供の充実等、規制改革を国民本位の改革として、一層力強く推進していく。

共通的事項

10 規制に関する基本ルールの見直し等

(1) 今後の規制改革推進の在り方

エ 規制改革・規制制度の評価等及び国民への情報提供等

(ア) 規制制度に関する基礎的な調査研究の充実

総務省は、規制改革の推進に資するため、各府省の協力を得て、規制制度に関する基礎的な調査研究の充実を図り、その成果を国民に分かりやすい形で公表する。

(イ) 規制改革の数量的効果分析の実施・公表

内閣府は、規制改革に関する国民の関心と理解を深めるため、政府における規制改革の推進に関し、規制改革による需要拡大効果、生産性向上効果、雇用創出効果、物価引下げ効果等の経済効果につき数量的な分析を積極的に行い、その成果を国民に分かりやすい形で毎年度公表する。

(ウ) 規制コスト及び効果の分析

各府省は、所管する行政分野における国民の負担等の規制のコスト及び効果の分析・把握を行い、現行規制制度の見直しに資する。

(エ) 政策評価等の実施等

規制制度等の評価に当たっては、各府省における政策評価の積極的な実施を図るとともに、総務省の政策評価機能及び行政評価・監視機能を積極的に活用する。

(オ) 規制改革に関する広報の充実

内閣府は、上記(ア)、(イ)、(ウ)を含め、公的規制の現状、規制改革の実施状況、規制改革の経済効果等を国民に分かりやすい形で取りまとめ公表する。

その他、規制改革に関する国民の理解を促進するための施策を実施し、広報の充実を図る。

16 基準認証等関係

(1) 基準認証等分野の基本方針

基準・規格及び検査・検定(以下「基準認証等」という。)は、経済活動のグローバル化が進んだ現在においては、企業活動や消費活動に対しても、コストの上昇や選択範囲の限定等、大きな影響を与えることとなる。このため、基準認証等の制定・運用に当たっては、国民の生命、身体、財産の保護などそれぞれの制度が本来目的としている様々な政策目的の達成に支障が生じないことを前提として、こうした諸活動への影響が可能な限り小さくなるよう配慮することが重要である。このため、基準認証等の見直しに当たっては、個々の制度について真に国が関与した仕組みとして維持する必要があるかについて抜本的な見直しを行い、国が関与した制度を維持する必要がある場合においても、行政の関与を必要最小限とする方向で以下のとおり、事業者の自己確認・自主保安を基本とした制度への移行、基準の国際整合化・性能規定化、重複検査の排除等を推進する。

行政の効率化の推進や企業コストを低減する観点から、対象分野の特性を踏まえた事後措置を整備した上で、事業者の自己確認・自主保安とすることについて検討する。一律的な自己確認・自主保安化が適当でない場合にあっては、優良な実績を有する事業場については自己確認等を認めるインセンティブ制度を検討する。

基準の内容が、技術革新に対して柔軟に対応できるよう、仕様規定となっている基準については原則としてこれをすべて性能規定化するよう検討を行う。

事業者や消費者の負担を軽減する観点から、国際規格との整合化を図るほか、外国データの受入れや国際的な相互承認を推進する。

複数の法令に基づく検査を一つの検査機関において受検することが可能となるよう、検査機関の指定要件の見直しを行う。

なお、公益法人が国から委託等、推薦等を受けて行う検査・認定等の事務・事業については、公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画(平成14年3月29日閣議決定)に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

(2) 上記方針に基づく措置

ア 横断的見直し

各府省は、平成13年4月、規制緩和推進3か年計画(再改定)に基づく基準・認証等に関する見直しの検討結果を公表した。また、別紙の指針に基づき、電気用品安全法に関する制度を更に見直すこととしている。今後とも引き続き、別紙の指針に基づく見直しを更に行う。

イ 個別措置事項

上記アの横断的見直しを行うほか、各府省においては、行政改革推進本部規制改革委員会の規制改革についての見解の指摘等を踏まえ、別添の措置を講ずる。

(別紙)

基準認証等の見直し

1 国が関与する基準認証等の範囲の見直し

安全の確保や取引の効率化等基準認証等の政策目的には、事故又は災害発生時の社会・経済的影響等から国が関与しなければ達成できないものがある一方、技術の進展等に伴い、国による基準認証等によらなくとも、事業者による自主的な取組によって達成できるものも多くなってきている。

したがって、個々の基準認証等の制度について、真に国が関与した仕組みとして維持する必要があるかどうかについて抜本的な見直しを行う。

2 自己確認・自主保安を基本とした制度への移行

上記の見直しを経た上で、なお国が関与した制度を維持する必要がある場合においても、政府が自ら検査を行うのは、違反発生時の影響(危険等)が到底看過し得ないほど重大であるなどその危険の大きさ、発生の蓋然性等を踏まえ、国民意識の上からも行政処分権限を持つ官庁が自ら対応すべきものと思われるものに限定することとし、次の措置を講ずる。

ア 事業者の自己確認・自主保安

行政効率化の推進や、企業コストの低減の観点から、国は基準の設定及び当該基準の遵守状況の監視等を行うにとどめ、対象分野の特性を踏まえた事後措置を整備した上で、事業者の自己確認・自主保安とすることについて検討を行う。その際、製品の作り手自体に責任を負わせることが最も確実・効果的に製品等の不具合の発生を抑止するという自己責任の考え方を重視する。

具体的には、検査検定制度のうち、保護法益の面から比較的危険度が小さいものであって、かつ違反による危害発生蓋然性も小さいものについては、現在、政府が行っている検査検定業務を事業者自身にゆだね、自己確認・自主保安化する。

なお、自己確認・自主保安を基本とする場合においては、消費者等の市場に参加する者への十分な情報提供が前提となることから、行政庁における情報公開はもとより、事業者側においても情報提供を促進する等の取組を行うことが期待される。

イ 第三者認証

次に、事業者の自己確認・自主保安のみにゆだねることが必ずしも適当でない場合であっても、直ちに国による検査を義務付けることとするのではなく、自己確認・自主保安を基本としつつ、国際ルールを踏まえ、公正・中立な第三者による検査等を義務付ける仕組み(第三者認証)とすることについて十分な検討を行う。

具体的には、ある程度の危険度や危害発生蓋然性が認められるものについては、国民の安全を確保するために、事業者だけでなく、第三者も関与した仕組みを設けることとするが、この場合であっても、あくまで事業者の自己確認・自主保安を基本とし、これを補完する意味で、第三者の検査を受検することを義務付ける形にするよう検討する。

ウ インセンティブ制度の導入

上記ア及びイの場合において、一律にすべての事業者に対して自己確認・自主保安や第三者認証とすることが不適当な場合にあっては、優良な実績を有する事業者に対して選択的に自

己確認・自主保安や第三者認証を認める等のインセンティブ制度の導入を積極的に検討する。

エ 国の代行機関

現在、法令等に基づいて国の代行機関が行っている基準認証等についても、以上の見直し・検討を行い、技術の進歩等を踏まえつつ、引き続き将来における自己確認・自主保安又は第三者認証への移行を検討することとする。

また、国の代行機関による検査を存続させる場合であっても、原則として、その機関選定の基準は国による裁量の余地を極力小さくするとともに、検査機関相互の競争を促進する観点から、複数の機関の参入を可能とする。

3 基準の国際的整合化・性能規定化、重複検査の排除等

ア 国際的整合化

国際規格が既に存在するものについて、その妥当性を検証した上で、当該国際規格との整合化を図るほか、国際規格の存在しないもの等について、我が国の規格に基づく国際規格の提案や採用の働き掛けを行い、また、外国データの受入れや相互承認を推進する。

イ 性能規定化

基準の内容が、技術革新に対して柔軟に対応できるものとなるよう、現在仕様規定となっている基準については、原則としてこれをすべて性能規定化するよう検討を行う。

ウ 重複検査の排除等

検査の実施に当たり、複数の基準に係る検査が行われる場合には、類似の検査事項については重複検査を排除する等、事業者の負担軽減のための措置を講ずる。

(注)上記の見直しに当たっては、行政改革推進本部規制改革委員会の規制改革についての見解の第2章14 - 1の指摘を踏まえるものとする。

検査検定制度に関する政策評価書

平成 16 年 4 月

総 務 省

前 書 き

検査検定制度は、鉱工業製品等の物資や施設・設備が満たすべき基準と、当該基準に適合することを確認する方法や手続を法令等に規定し、基準への適合性を確認又は証明する制度であり、国民の生命、身体及び財産の保護、災害防止、安全の確保等を目的とするものである。その総数は平成 14 年 8 月現在、126 制度であり、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省の 7 省において所管されている。

検査検定制度については、「規制改革推進 3 年計画（再改定）」（平成 15 年 3 月 28 日閣議決定）において、「基準・規格及び検査・検定（以下「基準認証等」という。）は、経済活動のグローバル化が進んだ現在においては、企業活動や消費活動に対しても、コストの上昇や選択範囲の限定等、大きな影響を与えることとなる。このため、基準認証等の制定・運用に当たっては、国民の生命、身体、財産の保護などそれぞれの制度が本来目的としている様々な政策目的の達成に支障が生じないことを前提として、こうした諸活動への影響が可能な限り小さくなるよう配慮することが重要である。このため、基準認証等の見直しに当たっては、個々の制度について真に国が関与した仕組みとして維持する必要があるかについて抜本的な見直しを行い、国が関与した仕組みとして維持する必要がある場合においても、行政の関与を必要最小限とする方向で以下のとおり、事業者の自己確認・自主保安を基本とした制度への移行、基準の国際整合化・性能規定化、重複検査の排除等を推進する」とされている。

この政策評価は、検査検定制度について、このような政府全体としての改革の方向性を踏まえ、企業活動や消費活動に与える影響、特に、コストの上昇や選択範囲の限定等の影響が可能な限り小さくなっているかとの観点から、全 126 制度を統一的に評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するため実施したものである。

目 次

第1 評価の対象とした政策等	1
1 評価の対象とした政策及びその目的	1
2 評価を担当した部局及びこれを実施した時期	4
3 評価の観点	4
4 検査検定制度の影響の把握及び分析の手法	4
5 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	9
6 評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	9
第2 検査検定制度が与える影響の把握及び分析の結果	10
1 検査検定制度の制度改変状況の把握	10
(1) 検査検定制度の構成要素	10
(2) 制度改変の実施状況	10
(3) 各省におけるコスト分析等の実施状況	15
2 検査検定制度の直接的影響の把握	16
(1) 検査検定対象範囲に係る制度改変	16
(2) 検査検定実施主体に係る制度改変	20
(3) 検査検定基準に係る制度改変	32
(4) 検査検定方法に係る制度改変	36
(5) その他	46
3 コストや選択範囲等の影響を小さくする制度改変についての分析	48
4 検査検定制度の間接的影響の分析	56
(1) 分析の目的	56
(2) 分析手法の検討	56
(3) 個別計測（ケーススタディ）	58
(4) 間接的影響分析の課題	61
第3 評価の結果及び意見	64
資 料	66
資料1 「検査検定制度に関する政策評価研究会」開催要領	66
資料2 検査検定に係る閣議決定・答申等の概要	68
資料3 「規制改革推進3か年計画（再改定）」（抄） （平成15年3月28日閣議決定）	70
資料4 「規制改革・民間開放推進3か年計画」（抄） （平成16年3月19日閣議決定）	74

第1 評価の対象とした政策等

1 評価の対象とした政策及びその目的

検査検定制度は、鉱工業製品等の物資や施設・設備が満たすべき基準と、当該基準に適合することを確認する方法や手続を法令等に規定し、基準への適合性を確認又は証明する制度であり、国民の生命、身体及び財産の保護、災害防止、安全の確保等を目的とするものである。

本評価の対象とした検査検定制度は、平成14年8月の調査開始時点で126制度であり、これらの各制度は総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省の7省において所管されている。

本評価の対象とした検査検定制度126制度は、表1のとおりである。

表1 検査検定制度一覧

(平成14年8月1日現在)

所管省名	検査検定制度名
総務省 (14制度)	1 無線局の検査(電波法(昭和25年法律第131号))
	2 無線設備機器の検定(同上)
	3 技術基準適合証明(同上)
	4 搬送式インターホン、一般搬送式伝送装置、特別搬送式デジタル伝送装置、超音波洗浄器、超音波加工機又は超音波ウェルダーの型式の指定(同上)
	5 無線設備等の点検に使用する測定器等の検査(測定器等の較正に関する規則(平成9年郵政省令第74号))
	6 電気通信設備の技術基準適合確認(電気通信事業法(昭和59年法律第86号))
	7 端末機器技術基準適合認定(同上)
	8 端末機器の設計についての認証(同上)
	9 端末設備基準適合認定(郵便振替規則第50条の6第1項の基準等(平成10年郵政省告示第500号)第二)
	10 製造所等の検査(消防法(昭和23年法律第186号))
	11 検定対象機械器具等の検定(同上)
	12 石油パイプライン事業用施設の検査(石油パイプライン事業法(昭和47年法律第105号))*
	13 事業所の新設又は変更の確認(石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号))*
	14 特定防災施設等の設置の検査(同上)
文部科学省 (8制度)	1 原子炉施設の検査(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号))*
	2 核燃料物質の使用施設等の検査(同上)
	3 廃棄物の工場又は事業所外の廃棄に関する確認(同上)*
	4 核燃料物質等の運搬に関する確認(同上)*
	5 放射性同位元素の使用施設等の検査(放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号))
	6 放射性同位元素装備機器の機構確認(同上)
	7 放射性同位元素等に係る運搬物確認(同上)*
	8 教科書の検定(学校教育法(昭和22年法律第26号))
厚生労働省 (14制度)	1 病院等の構造設備の検査(医療法(昭和23年法律第205号))
	2 理容所の使用前の確認(理容師法(昭和22年法律第234号))
	3 美容所の使用前の確認(美容師法(昭和32年法律第163号))
	4 クリーニング所の使用前の確認(クリーニング業法(昭和25年法律第207号))
	5 製品検査(食品衛生法(昭和22年法律第233号))
	6 獣畜のとさつ又は解体検査(と畜場法(昭和28年法律第114号))
	7 専用水道布設工事の設計の確認(水道法(昭和32年法律第177号))
	8 簡易専用水道の管理についての検査(同上)
	9 医薬品、医療用具の検定(薬事法(昭和35年法律第145号))*
	10 新規化学物質の届出に基づく審査(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和48年法律第117号))*

所管省名	検 査 検 定 制 度 名
厚生労働省 (続)	11 食鳥検査(食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号)) 12 特定機械等の検査(労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)) 13 小型ボイラー等の個別検定(同上) 14 プレス機械等の型式検定(同上)
農林水産省 (13制度)	1 農産物の検査(農産物検査法(昭和26年法律第144号)) 2 漁船の工事完成後の認定(漁船法(昭和25年法律第178号)) 3 漁船登録票の検認(同上) 4 種畜検査(家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)) 5 飼料等の検定(飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)) 6 指定検疫物等の検査(家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)) 7 医薬品の検定(薬事法(昭和35年法律第145号))* 8 肥料の銘柄の登録(肥料取締法(昭和25年法律第127号)) 9 農機具の検査(農業機械化促進法(昭和28年法律第252号)) 10 輸出入植物等の検査(植物防疫法(昭和25年法律第151号)) 11 種苗の検査(同上) 12 農薬の登録(農薬取締法(昭和23年法律第82号)) 13 輸入する指定動物の感染症の検査(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号))
経済産業省 (32制度)	1 特定計量器の検定(計量法(平成4年法律第51号)) 2 基準器検査(同上) 3 計量証明検査(同上) 4 航空機の製造、修理の確認(航空機製造事業法(昭和27年法律第237号)) 5 航空機用機器の製造証明(同上) 6 特別特定製品の適合性検査(消費生活用製品安全法(昭和48年法律第31号)) 7 石油パイプライン事業用施設の検査(石油パイプライン事業法(昭和47年法律第105号))* 8 導管の使用前検査(熱供給事業法(昭和47年法律第88号)) 9 電気工作物の検査(電気事業法(昭和39年法律第170号)) 10 燃料体の検査(同上) 11 特定電気用品の適合性検査(電気用品安全法(昭和36年法律第234号)) 12 ガス工作物の使用前検査(ガス事業法(昭和29年法律第51号)) 13 特定ガス用品の適合性検査(同上) 14 高圧ガス製造施設等の検査(高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)) 15 輸入高圧ガスの検査(同上) 16 容器検査(同上)* 17 附属品検査(同上)* 18 液化石油ガス貯蔵施設等の検査(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)) 19 液化石油ガス充てん設備の検査(同上) 20 特定液化石油ガス器具等の適合性検査(同上) 21 火薬類の製造施設等の検査(火薬類取締法(昭和25年法律第149号)) 22 機械器具等についての性能検査(鉱山保安法(昭和24年法律第70号)) 23 坑内用品の検定(鉱山坑内用品検定規則(昭和24年通商産業省令第36号)) 24 事業所の新設又は変更の確認(石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号))* 25 新規化学物質の届出に基づく審査(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和48年法律第117号))* 26 加工施設の検査(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)) 27 再処理施設の検査(同上) 28 廃棄物埋設施設等に係る廃棄物埋設に関する確認(同上) 29 特定廃棄物管理施設の検査(同上) 30 廃棄物の工場又は事業所外の廃棄に関する確認(同上)* 31 核燃料物質等の運搬に関する確認(同上)* 32 原子炉施設の検査(同上)*

所管省名	検査検定制度名
国土交通省 (55 制度)	1 自動車道の検査(道路運送法(昭和26年法律第183号))
	2 石油パイプライン事業用施設の検査(石油パイプライン事業法(昭和47年法律第105号))*
	3 船舶の総トン数測度(船舶法(明治32年法律第46号))
	4 小型船舶の総トン数測度(小型船舶の登録等に関する法律(平成13年法律第102号))
	5 小型漁船の総トン数の測度(小型漁船の総トン数の測度に関する政令(昭和28年政令第259号))
	6 船舶の国際総トン数測度(船舶のトン数の測度に関する法律(昭和55年法律第40号))
	7 船舶検査(船舶安全法(昭和8年法律第11号))
	8 危険物の積付検査(危険物船舶運送及び貯蔵規則(昭和32年運輸省令第30号))
	9 危険物のコンテナへの収納検査(同上)
	10 液化化物質の積付け検査(特殊貨物船舶運送規則(昭和39年運輸省令第62号))
	11 海洋汚染防止設備等の検査(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号))
	12 焼却設備の検査(同上)
	13 ふん尿処理装置等の検定(同上)
	14 気象測器の検定(気象業務法(昭和27年法律第165号))
	15 航空機の耐空証明(航空法(昭和27年法律第231号))
	16 航空機装備品の予備品証明(同上)
	17 飛行場又は航空保安施設の検査(航空法(昭和27年法律第231号))
	18 運航管理施設等の検査(本邦航空運送事業者)(同上)
	19 運航管理施設等の検査(航空機使用事業者)(同上)
	20 特定救急用具の検査(同上)
	21 模擬飛行装置等の認定(同上)
	22 容器検査(高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号))*
	23 附属品検査(同上)*
	24 鉄道施設の検査(鉄道事業法(昭和61年法律第92号))
	25 鉄道車両の確認(同上)
	26 索道施設の検査(同上)
	27 軌道の運輸開始に係る検査(軌道法施行令(昭和28年政令第258号))
	28 廃棄物の工場又は事業所外の廃棄に関する確認(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号))*
	29 核燃料物質運搬の安全確認(同上)*
	30 放射性同位元素等の運搬の安全確認(放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号))*
	31 自動車検査(道路運送車両法(昭和26年法律第185号))
	32 検査対象外軽自動車等の型式認定(同上)
	33 原動機付自転車用原動機の型式認定(同上)
	34 自動車ターミナルの検査(自動車ターミナル法(昭和34年法律第136号))
	35 許可工作物の完成検査(河川法(昭和39年法律第167号))
	36 工事の完了検査(宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号))
	37 開発行為に関する工事の完了検査(都市計画法(昭和43年法律第100号))
	38 耐火構造の認定(建築基準法(昭和25年法律第201号))
	39 準耐火構造の認定(同上)
	40 防火構造の認定(同上)
	41 不燃材料の認定(同上)
	42 耐火建築物に設ける防火戸等の認定(同上)
	43 準耐火建築物に設ける防火戸等の認定(同上)
	44 屋根の構造の認定(同上)
	45 外壁で延焼のおそれのある部分の構造の認定(同上)
	46 大規模木造建築物等の屋根の構造の認定(同上)
	47 長屋等の各戸の界壁・構造の認定(同上)
	48 し尿浄化槽の構造の認定(同上)
	49 基礎等に使用する建築材料の適合認定(同上)
	50 建築物の確認・検査(同上)
	51 建築設備の確認・検査(同上)
	52 型式適合認定(同上)
	53 煙突等の工作物及び昇降機等の確認・検査(同上)
	54 製造施設等の工作物の確認・検査(同上)
	55 工場生産浄化槽の型式の認定(浄化槽法(昭和58年法律第43号))

所管省名	検査検定制度名
環境省 (4制度)	1 浄化槽の検査(浄化槽法(昭和58年法律第43号))
	2 一般廃棄物処理施設の検査(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号))
	3 産業廃棄物処理施設の検査(同上)
	4 新規化学物質の届出に基づく審査(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和48年法律第117号))*

- (注) 1 「許認可等の統一的把握の結果について」総務庁行政監察局(平成12年3月10日)による。
2 制度名の後の()書きは、根拠法令等の名称である。
3 *を付した検査検定制度は、複数府省の共管に係るものである。
4 検査検定制度の制度数は126制度であるが、複数省の共管となっているものがあるため、本表の検査検定制度の総数は140となる。

2 評価を担当した部局及びこれを実施した時期

総務省行政評価局 評価監視官(規制改革等担当)

平成14年8月～16年4月

(実地調査担当部局)

管区行政評価局 全局(北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州)

四国行政評価支局

沖縄行政評価事務所

行政評価事務所 33事務所(青森、岩手、山形、福島、栃木、群馬、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、富山、石川、岐阜、静岡、三重、福井、滋賀、京都、兵庫、奈良、島根、岡山、山口、徳島、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、宮崎、鹿児島)

実地調査期間:平成14年12月～平成15年7月

3 評価の観点

本評価は、検査検定制度について、政府全体としての改革の方向性を踏まえ、企業活動や消費活動に与える影響、特に、コストの上昇や選択範囲の限定等の影響が可能な限り小さくなっているかとの観点から、統一的に評価を行うものである。

4 検査検定制度の影響の把握及び分析の手法

検査検定制度については、累次の閣議決定により、自己確認・自主保安の導入や基準の国際整合化等の取組みが進められてきている。

「規制改革推進3か年計画(再改定)」(平成15年3月28日閣議決定)においては、「 - 5 - (1) 基準認証等分野の基本方針」において、「基準・規格及び検査・検定(以下「基準認証等」という。)は、経済活動のグローバル化が進んだ現在においては、企業活動や消費活動に対しても、コストの上昇や選択範囲の限定等、大きな影響を与えることとなる。このため、基準認証等の制定・運用に当たっては、国民の生命、身体、財産の保護などそれぞれの制度が本来目的としている様々な政策目的の達成に支障が生じないことを前提として、こうした諸活動への影響が可能な限り小

さくなるよう配慮することが重要である。このため、基準認証等の見直しに当たっては、個々の制度について真に国が関与した仕組みとして維持する必要があるかについて抜本的な見直しを行い、国が関与した仕組みとして維持する必要がある場合においても、行政の関与を必要最小限とする方向で以下のとおり、事業者の自己確認・自主保安を基本とした制度への移行、基準の国際整合化・性能規定化、重複検査の排除等を推進する」とされている。

これらの閣議決定は、検査検定制度的見直しの方向性として、企業活動や消費活動に与える影響を可能な限り小さくする観点から規制改革を推進することとしており、検査検定制度に係る規制改革に基づく措置の類型としては、以下のものが挙げられている。

対象範囲の縮小

自己確認・自主保安への移行

代行機関又は第三者認証への移行

代行機関の指定要件の緩和

優良事業者認定制度等のインセンティブ制度の導入

国際的整合化

性能規定化

重複検査の排除

検査周期の延長

その他事業者の負担軽減のための措置

このような政府全体としての改革の方向性を踏まえ、今回の評価では、政府全体としての政策の統一性を確保する見地から、すべての検査検定制度を対象に、企業活動や消費活動に与える影響、特に、コストの上昇や選択範囲の限定等の影響が可能な限り小さくなっているか、言い換えればこれらの影響を可能な限り小さくする方向に向けた実効ある取組が実施されているかという観点から、全制度の制度改変の状況や運用の実態等を把握し、横断的に評価することとしたものである。

具体的には、検査検定制度 126 制度を対象に、それらと与える影響を把握・分析するため、以下の手法により調査等を実施した。

(1) 制度改変状況の把握・分析

検査検定制度 126 制度について制度改変の状況(制度改変の有無・内容)を把握・整理するため、各省の本省を調査対象とし、情報を入手した。調査対象期間は、原則として平成 9 年度から 13 年度までの 5 年間とした。

その際、併せてコスト及び効果の把握・分析についての取組状況についても把握した。

(2) 直接的影響の把握・分析

ア 各制度の運用実態の把握については、受検者及び検査検定実施主体を対象とした実地調査を、以下の手法により実施した。

調査対象とする制度

統一性確保評価であることから、検査検定 126 制度を対象とした。

検査検定制度を構成する個別の許認可等が複数ある場合は、当該制度の傾向を把握する観点から、検査実績や制度改変の動向等を踏まえて対象を選定した。

調査対象とする者

検査検定制度が与える影響の全体像を把握する観点から、受検者及び検査検定実施主体双方を調査対象とした。

具体的には、受検実績のある民間事業者等及び検査検定実績のある国の行政機関、独立行政法人、地方公共団体、指定検査機関等の検査検定実施主体を対象とすることとし、受検者及び検査検定実施主体の実数が相当数に上る場合は、1制度当たり10ないし30前後の者を調査対象として選定した。その際、当該制度の一般的な傾向を把握する観点から、実績のある平均的な規模の事業者を中心に選定するよう努めた。

調査対象とする期間

影響の経年的な推移を把握する観点から、原則として平成9年度から13年度までの5年間を調査対象の期間とした。

調査を担当する機関

検査検定制度126制度を対象にすることから調査対象者の数が多数に上り、日本国内の各地域に所在するため、調査については総務省の地方支分部局である管区行政評価局及び行政評価事務所が担当した。

調査の手法

調査は原則として対面による聞き取りにより実施した。

具体的には、共通する調査項目を盛り込んだ調査表を作成し、当該調査表への記入を依頼し、記入内容の確認を聞き取りで行う手法を採った。調査表の作成に当たっては、検査検定制度の受検・実施に係る直接的経費を中心に調査事項を設計した。この調査表については、事前に有識者から成る「検査検定制度に関する政策評価研究会」を開催し、助言を受けた。

調査事項は、直接的経費を定量的に把握する観点から、検査の立会い等に係る人件費に相当する部分については人時間（何人で何時間かかるか）交通費に相当する部分については検査場所の所在地を把握し、統一的に金額換算することとした。部外委託経費や関係機器の維持管理費等具体の支出額が把握可能なものについては具体額を把握した。

なお、記録が残っていない等により正確な数値の把握が困難な場合は、調査対象とした受検者及び検査検定実施主体における担当者の記憶による概数の把握に努めた。

また、検査検定基準の性能規定化による影響等の定量的に把握が困難なものについては、数値データ以外の情報の収集等の定性的な実態把握に努めた。

イ 把握した内容について、検査検定制度に共通する検査検定対象範囲、検査検定実施主体、検査検定基準及び検査検定方法の主要構成要素をベースにして、どのような制度改変を行えば、どのような事項においてどのような変化が生じるかを、統一的に分析した。その際、検査検定の受検・実施に要するコストについては、把握した直接的経費の事項ごとに発生の有無を整理するとともに、金額換算を行うことによりその規模及び制度改変があった場合のそれに伴う変化の度合いを明らかにするなどのコスト分析を行った。

コスト分析については、「規制改革推進3か年計画」(平成13年3月30日閣議決定)の「4 規制改革の推進に伴う制度的な取組」の中の「4 - (5) - ウ規制のコスト及び効果の分析・公

表」において、「各府省は、所管する行政分野における国民の負担等の規制のコスト及び効果の分析・把握を行い、現行規制制度の見直しに資するとともに、新たに規制を設ける場合においては、当該規制のコスト及び効果についての情報の積極的な提供・公表を行い、国民への説明責任を果たすためのシステムの確立に向けて検討を進める。」とされており、このようなことを踏まえ、今回の政策評価においては、総務省が検査検定制度 126 制度についてコスト把握を行い、分析することとした。これにより、全制度におけるコストへの影響及びその変化の状況を横断的に整理することができるとともに、その把握・分析を通じ、コスト分析が可能であり、かつ検査検定制度の評価に有効であることを示すことができると考えたものである。

ウ 統一的な把握・分析を基に、コストの上昇や選択範囲の限定等の影響が可能な限り小さくなるような制度改変の類型を整理した。

(3) 間接的影響の把握・分析

コスト分析の一環として、受検者及び検査検定実施主体に直接的に現れる影響だけでなく、他の産業等へ波及する間接的影響についても、分析を行った。

具体的には、民間シンクタンクを活用し、分析手法を検討するとともに、実地調査等により把握した結果を用いて具体事例の分析を行った。

上記の把握・分析の結果を踏まえ、評価結果としては、

コストや選択範囲等への影響を可能な限り小さくする施策として、どのような措置が有効であるか、

その影響の発現にはどのようなパターンがあるか、

及び の情報を得る上で、どのような手法が有効であるかを明らかにすることとした。

図1 「検査検定制度に関する政策評価（統一性評価）」の概念図

(評価対象とした政策)

検査検定制度
全126制度

所管省：7省（総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）

全制度に共通する 主要構成要素	検査検定制度対象範囲 検査検定制度実施主体 検査検定制度基準 検査検定制度方法
--------------------	--

政府全体としての改革の方向性	<p>検査検定制度は、経済活動のグローバル化が進んだ現在においては、企業活動や消費活動に対しても、コストの上昇や選択範囲の限定等、大きな影響を与える。こうした諸活動への影響が可能な限り小さくなるよう配慮することが重要。このため、個々の制度について、行政の関与を必要最小限とする方向で、以下の規制改革を推進する。</p> <p>行政の責任領域の見直し、民間活力の助長</p> <ul style="list-style-type: none"> 検査対象範囲の見直し 自己確認・自主保安を基本とした制度への移行（事業者の自己確認・自主保安、第三者認証、インセンティブ制度の導入、国の代行機関（指定検査機関等）による検査） 基準の国際整合化・性能規定化 国際整合化（国際規格・基準等への整合化、相互承認制度の導入、試験データの国際的相互乗り入れ） 検査基準の性能規定化 <p>重複検査の排除等事業者の負担軽減</p>

(評価の観点)

政府全体としての改革の方向性を踏まえ、企業活動や消費活動に与える影響、特に、コストの上昇や選択範囲の限定等の影響が可能な限り小さくなっているかとの統一した観点により横断的に評価

(評価の対象)

検定制度126制度について
制度改変状況
コストや選択範囲等の影響の実態
を把握

把握の手法	<p>制度改変状況の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> 制度を所管する各本省を調査 <p>直接的影響の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> 受検者及び検査検定制度実施主体を対象とした実地調査により、検査検定制度の受検・実施に要する直接的なコストや選択範囲等の変化の有無・内容を把握 実地調査は、管区行政評価局・行政評価事務所が担当 <p>間接的影響の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> 実地調査により把握された直接的影響に係るデータから、間接的影響についても整理（直接的なコスト削減が国民・企業あるいは社会全体にどのような影響を及ぼすかについて整理） 具体的な分析作業については、民間シンクタンクを活用

(評価)

全制度を対象に、検査検定制度の主要構成要素をベースにして、影響とその帰着先を横断的に整理し、どのような制度改変を行えば、どのような事項においてどのような変化が生じるかを分析することにより、コストや選択範囲等への影響を可能な限り小さくする施策として、どのような措置が有効であるか、その影響の変化の発現にはどのようなパターンがあるか、及びその情報を得る上で、どのような手法が有効であるかを明らかにする。

5 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

本評価における調査分析の過程及び評価書の作成に当たっては、次のとおり、学識経験を有する者等から評価全般に係る意見や調査分析の手法に対する具体的な助言等を得て、評価の結果に反映させた。

有識者から成る「検査検定制度に関する政策評価研究会」を開催し、調査の設計や分析手法等に関して助言を得た（資料1参照）。

検査検定制度の直接の対象となる分野以外の産業等への間接的影響については、民間シンクタンクを活用し、分析手法を検討するとともに、実地調査等により把握した結果を用いて具体事例の分析を行った。

政策評価・独立行政法人評価委員会（政策評価分科会）の審議に付し、本評価の全般に係る意見等を得た。

平成 14 年 7 月 26 日（金）政策評価・独立行政法人評価委員会
平成 16 年 2 月 24 日（火）政策評価・独立行政法人評価委員会政策評価分科会
上記委員会及び分科会の議事要旨、議事録については、総務省のホームページ
を参照

http://www.soumu.go.jp/hyouka/seisaku-hyoukaiinkai_f.htm

6 評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

本評価においては、規制改革に係る累次の閣議決定及びそのフォローアップ結果、関係法令とその解説書等を参照した（資料2参照）。

第2 検査検定制度が与える影響の把握及び分析の結果

1 検査検定制度の制度改変状況の把握

(1) 検査検定制度の構成要素

検査検定制度は、対象や目的等はそれぞれ異なるものの、制度の構造としては

検査検定対象範囲、
検査検定実施主体、
検査検定基準、
検査検定方法

という共通する要素で構成されており、これら主要構成要素をベースにして、横断的な把握・分析を行った。

具体的には、制度の構成要素のどこがどう変化すると、どこにどのような変化が生ずるのか、影響とその帰着先の相関関係を明らかにすることを念頭に置き、横断的に把握・分析することとし、制度改変の状況を把握した。

(2) 制度改変の実施状況

検査検定制度 126 制度について、調査対象とした期間（原則として平成9年度から13年度までの5年間）における状況をみると、84 制度において制度改変が行われていた。

この制度改変の内容を、検査検定制度の主要構成要素別に整理すると、以下のとおりである（一つの制度内で複数の制度改変を行っている場合があり、合計が一致しない場合がある。）。

検査検定対象範囲に係る制度改変	25 制度
うち 対象範囲の縮小	11 制度
その他	16 制度
検査検定実施主体に係る制度改変	41 制度
うち 自己確認・自主保安（以下「自主検査」という。）への移行	15 制度
行政機関から民間検査機関（代行機関型、第三者認証機関型）への移行	14 制度
代行機関の見直し（第三者認証機関への移行、公益法人要件の撤廃）	14 制度
その他	6 制度
検査検定基準に係る制度改変	20 制度
うち 性能規定化	9 制度
国際的整合化	5 制度
その他	8 制度
検査検定方法に係る制度改変	46 制度
うち 検査検定の有効期間・周期の廃止・延長	16 制度
民間データの活用	9 制度

運転時検査の導入	1 制度
その他	31 制度
その他の制度改変	14 制度
うち 手続の電子化	5 制度
その他	9 制度

なお、上記の制度改変には、優良事業者を認定することにより当該事業者に自主検査や検査検定方法の簡素化等を認めるインセンティブ制度を導入しているものを含んでいる。

これらの制度改変と、それによる影響の変化の状況については、表 2 のとおりであるが、その内容の詳細については「2 検査検定制度の直接的影響の把握」において整理した。

表 2 検査検定制度における制度改変の実施状況

- 凡例：1 表中の 等の印は、以下のとおり制度改変によるコストや選択範囲等の影響の変化の状況を表す。
- ：コストの減少や選択範囲の拡大等プラスの変化がみられたもの
 - ：コストの増加や選択範囲の縮小等マイナスの変化がみられたもの
 - ：プラス・マイナス両方の変化がみられたもの
 - ：変化がなかったもの
 - ：今回の調査では変化が把握できなかったもの
- 2 「総合」欄においては、制度ごとに複数の制度改変があった場合は以下のように整理している。
印が 1 種類しかない場合はその印を表示
「 - 」、「 」と他の印が混在する場合は、他の印を表示
「 」、「 」、「 」が混在する場合は「 」を表示

省別整理番号	検査検定制度名	制度改変の状況	対象範囲の改変		実施主体の改変			基準の改変			方法の改変			その他		総合	
			対象範囲の縮小	その他	自主検査への移行	行政機関 民間検査機関	代行機関の見直し	その他	性能規定化	国際的整合化	その他	有効期間等の廃止延長	民間データの活用	運転時検査導入	その他		手続の電子化
総務 1	無線局の検査	有															
" 2	無線設備機器の検定	有															
" 3	技術基準適合証明	有															
" 4	搬送式インターホン等の型式の指定	有															
" 5	無線設備等の点検に使用する測定器等の検査	有					-										-
" 6	電気通信設備の技術基準適合確認	有															
" 7	端末機器技術基準適合認定	有															
" 8	端末機器の設計についての認証	有															
" 9	端末設備基準適合認定																
" 10	製造所等の検査	有															
" 11	検定対象機械器具等の検定																
" 12	石油パイプライン事業用施設の検査																
" 13	事業所の新設又は変更の確認																
" 14	特定防災施設等の設置の検査																

省別整理番号	検査検定制度名	制度変更の状況	対象範囲の変更		実施主体の変更				基準の変更		方法の変更			その他		総合	
			対象範囲の縮小	その他	自主検査への移行	行政機関 民間検査機関	代行機関の見直し	その他	性能規定化	国際的整合化	その他	有効期間等の廃止・延長	民間データの活用	運転時検査導入	その他		手続の電子化
文科1	原子炉施設の検査																
" 2	核燃料物質の使用施設等の検査	有															
" 3	廃棄物の工場又は事業所外の廃棄に関する確認																
" 4	核燃料物質等の運搬に関する確認																
" 5	放射性同位元素の使用施設等の検査																
" 6	放射性同位元素装備機器の機構確認																
" 7	放射性同位元素等に係る運搬物確認																
" 8	教科書の検定																
厚労1	病院等の構造設備の検査	有															
" 2	理容所の使用前の確認																
" 3	美容所の使用前の確認																
" 4	クリーニング所の使用前の確認																
" 5	製品検査	有															
" 6	獣畜のとさつ又は解体検査																
" 7	専用水道布設工事の設計の確認	有								-							-
" 8	簡易専用水道の管理についての検査																
" 9	医薬品、医療用具の検定	有															
" 10	新規化学物質の届出に基づく審査	有															
" 11	食鳥検査	有															
" 12	特定機械等の検査	有															
" 13	小型ボイラー等の個別検定	有						-									-
" 14	プレス機械等の型式検定	有						-									-
農水1	農産物の検査	有						-									
" 2	漁船の工事完成後の認定	有						-									-
" 3	漁船登録票の検認	有						-									
" 4	種畜検査																
" 5	飼料等の検定																
" 6	指定検疫物等の検査	有															
" 7	医薬品の検定	有															
" 8	肥料の銘柄の登録																
" 9	農機具の検査	有															
" 10	輸出入植物等の検査	有															
" 11	種苗の検査																
" 12	農薬の登録																
" 13	輸入する指定動物の感染症の検査																
経産1	特定計量器の検定	有															
" 2	基準器検査	有															
" 3	計量証明検査	有						-									-
" 4	航空機の製造、修理の確認	有															
" 5	航空機用機器の製造証明	有															
" 6	特別特定製品の適合性検査	有															
" 7	石油パイプライン事業用施設の検査																
" 8	導管の使用前検査	有															
" 9	電気工作物の検査	有															
" 10	燃料体の検査	有															
" 11	特定電気用品の適合性検査	有															

省別整理番号	制度名	制度変更の状況	対象範囲の変更		実施主体の変更			基準の変更		方法の変更			その他		総合合			
			対象範囲の縮小	その他	自主検査への移行	行政機関 民間検査機関	代行機関の見直し	その他	性能規定化	国際的整合化	その他	有効期間等の廃止延長	民間データの活用	運転時検査導入		その他	手続の電子化	その他
経産 12	ガス工作物の使用前検査	有																
" 13	特定ガス用品の適合性検査	有																
" 14	高压ガス製造施設等の検査	有																
" 15	輸入高压ガスの検査	有																
" 16	容器検査	有																
" 17	附属品検査	有																
" 18	液化石油ガス貯蔵施設等の検査	有				-											-	
" 19	液化石油ガス充てん設備の検査	有																
" 20	特定液化石油ガス器具等の適合性検査	有																
" 21	火薬類の製造施設等の検査	有			-	-												
" 22	機械器具等についての性能検査	有																
" 23	坑内用品の検定	有																
" 24	事業所の新設又は変更の確認																	
" 25	新規化学物質の届出に基づく審査	有																
" 26	加工施設の検査																	
" 27	再処理施設の検査																	
" 28	廃棄物埋設施設等に係る廃棄物埋設に関する確認																	
" 29	特定廃棄物管理施設の検査																	
" 30	廃棄物の工場又は事業所外の廃棄に関する確認																	
" 31	核燃料物質等の運搬に関する確認	有																
" 32	原子炉施設の検査																	
国交 1	自動車道の検査																	
" 2	石油パイプライン事業用施設の検査																	
" 3	船舶の総トン数測度																	
" 4	小型船舶の総トン数測度																	
" 5	小型漁船の総トン数の測度																	
" 6	船舶の国際総トン数測度																	
" 7	船舶検査	有																
" 8	危険物の積付検査																	
" 9	危険物のコンテナへの収納検査																	
" 10	液状化物質の積付け検査																	
" 11	海洋汚染防止設備等の検査	有																
" 12	焼却設備の検査																	
" 13	ふん尿処理装置等の検定																	
" 14	気象測器の検定	有				-												
" 15	航空機の耐空証明	有																
" 16	航空機装備品の予備品証明	有																
" 17	飛行場又は航空保安施設の検査																	
" 18	運航管理施設等の検査(本邦航空運送事業者)	有		-													-	
" 19	運航管理施設等の検査(航空機使用事業者)	有		-													-	
" 20	特定救急用具の検査																	
" 21	模擬飛行装置等の認定	有																
" 22	容器検査																	
" 23	附属品検査																	
" 24	鉄道施設の検査	有																
" 25	鉄道車両の確認	有																

省別整理番号	制度名	制度変更の状況	対象範囲の変更		実施主体の変更				基準の変更			方法の変更				その他		総合
			対象範囲の縮小	その他	自主検査への移行	行政機関 民間検査機関	代行機関の見直し	その他	性能規定化	国際的整合化	その他	有効期間等の廃止・延長	民間データの活用	運転時検査導入	その他	手続の電子化	その他	
国交 26	索道施設の検査	有																
" 27	軌道の運輸開始に係る検査																	
" 28	廃棄物の工場又は事業所外の廃棄に関する確認																	
" 29	核燃料物質運搬の安全確認	有																
" 30	放射性同位元素等の運搬の安全確認	有																
" 31	自動車検査	有																
" 32	検査対象外軽自動車等の型式認定																	
" 33	原動機付自転車用原動機の型式認定																	
" 34	自動車ターミナルの検査	有																
" 35	許可工作物の完成検査																	
" 36	工事の完了検査																	
" 37	開発行為に関する工事の完了検査																	
" 38	耐火構造の認定	有																
" 39	準耐火構造の認定	有																
" 40	防火構造の認定	有																
" 41	不燃材料の認定	有																
" 42	耐火建築物に設ける防火戸等の認定	有																
" 43	準耐火建築物に設ける防火戸等の認定	有																
" 44	屋根の構造の認定	有																
" 45	外壁で延焼のおそれのある部分の構造の認定	有																
" 46	大規模木造建築物等の屋根の構造の認定	有																
" 47	長屋等の各戸の界壁・構造の認定	有																
" 48	し尿浄化槽の構造の認定	有																
" 49	基礎等に使用する建築材料の適合認定	有																
" 50	建築物の確認・検査	有																
" 51	建築設備の確認・検査	有																
" 52	型式適合認定																	
" 53	煙突等の工作物及び昇降機等の確認・検査	有																
" 54	製造施設等の工作物の確認・検査	有																
" 55	工場生産浄化槽の型式の認定	有						-		-								-
環境 1	浄化槽の検査	有						-										
" 2	一般廃棄物処理施設の検査																	
" 3	産業廃棄物処理施設の検査																	
" 4	新規化学物質の届出に基づく審査	有																
	合計	84	11	16	15	14	14	6	9	5	8	16	9	1	31	5	9	
	内訳		2	0	12	7	9	0	1	2	0	7	8	1	20	2	4	
			0	0	1	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	3	0	
			0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	
			0	2	1	6	4	3	0	0	2	0	0	0	2	0	0	
			9	13	1	1	1	0	8	3	6	9	1	0	9	0	0	

- (注) 1 当省の調査結果による。
2 「制度変更」には、行政機関の独立行政法人化や物価を踏まえた手数料の改定等事務的な改定は含めていない。
3 本表には、原則として平成9年度から13年度の間に制度変更のあったものについて整理しているが、

平成 8 年度以前に制度改変されたもので、9 年度以降に影響が出るもの、平成 14 年度に制度改変されたもので調査において影響を把握できたものについても含めて記載している。

4 「実施主体の改変」については、完全な移行のものだけでなく、以下のとおり関連のある制度改変を含む。

「自主検査への移行」には、インセンティブ制度による自主検査の導入を含む。

「行政機関→民間検査機関」には、行政機関と民間検査機関が並存する場合を含む。

「代行機関の見直し」には、第三者認証機関への移行のほか、代行機関の公益法人要件撤廃を含む。

(3) 各省におけるコスト分析等の実施状況

「規制改革推進 3 か年計画」(平成 13 年 3 月 30 日閣議決定)等の閣議決定では、各府省は、所管する行政分野における国民の負担等の規制のコスト及び効果の分析・把握を行い、現行規制制度の見直しに資することとされているところであるが、当省が調査した結果、検査検定制度を所管する各省において、コスト及び効果の把握・分析を行っている例はなかった。

2 検査検定制度の直接的影響の把握

検査検定制度 126 制度について、制度改変が行われたものは 84 制度であり、一つの制度の中で複数の制度改変が行われている場合があるが、制度ごとに制度改変による影響の変化をみた場合、コストの減少や選択範囲の拡大等プラスの変化がみられたものは 49 制度、コストの増加等マイナスの変化がみられたものは 1 制度、プラス・マイナス両方の変化がみられたものは 9 制度であった。今回の調査では変化がみられなかったものは 10 制度、今回の調査では把握対象としなかった等により変化が把握できなかったものは 15 制度であった。(注)

把握できた内容について、検査検定制度に共通する主要構成要素別に整理すると、以下のとおりである。

- (注) 以下、本項の表3 - 1から3 - 19中の「変化」欄において次のとおり表示
- : コストの減少や選択範囲の拡大等プラスの変化がみられたもの
 - : コストの増加や選択範囲の縮小等マイナスの変化がみられたもの
 - : プラス・マイナス両方の変化がみられたもの
 - : 変化がなかったもの
 - : 今回の調査では変化が把握できなかったもの

(1) 検査検定対象範囲に係る制度改変

検査検定対象範囲に係る制度改変が行われたものは 25 制度あった。

内訳は、検査検定対象範囲の縮小が 11 制度、検査検定対象範囲の拡大等その他の制度改変が 16 制度である。

なお、一つの制度の中で検査検定対象範囲の縮小と、その他の制度改変の両方を行っているものが 2 制度ある。

ア 検査検定対象範囲の縮小

検査検定対象範囲の縮小については、複数の品目の一部を除外するものと、軽微な変更等検査が必要な場合を限定するものがある。

今回の把握結果では、表3 - 1のとおり、複数の品目の一部を除外したものが 10 制度(総務 1、2、厚労 9、農水 1、9、経産 11、14、21、22、国交 16)、軽微な変更等検査が必要な場合を限定したものが 1 制度(厚労 1)であった。

このうちコストの低減等がみられたものは、2 制度(厚労 1、9)であった。検査検定対象範囲の縮小を行ったものはほかに 9 制度あったが、対象となる物品等が少ない等により、今回の調査では把握の対象としなかった。

コストの低減等がみられた 2 制度については、検査検定対象範囲を見直した結果、受検が必要な範囲が縮小され、受検者及び検査検定実施主体双方においてコストの低減がみられた。これは、制度改変の影響として受検が不要になるため、受検対応で必要とされたコストが不要となったことによる。

なお、検査検定対象範囲の縮小措置が採られたことによる代替措置として新たな負担が生じるような措置が採られている例はなかった。

表3-1 検査検定対象範囲を縮小したもの

省別整理番号	検査検定制度名	制度改変の内容	制度改変の影響	変化
総務1	無線局の検査	平成12年3月1日 無線局の工事落成後の新設検査が省略される「特定無線設備」に第三世代移動通信システム(IMT-2000)に使用するための無線設備を追加	(今回の調査では把握の対象としていない。)	
総務2	無線設備機器の検定	平成11年5月21日 緊急自動受信機を対象から削除	(今回の調査では把握の対象としていない。)	
厚労1	病院等の構造設備の検査	平成12年7月1日 軽微な変更等の場合に関し、実地検査対象から除外(軽微な変更等については、自主検査を実施し、その結果を届出)	(コスト) 今回、調査した検査検定実施主体は、いずれも軽微な変更等の場合における自主検査の結果の届出に係る手数料の額を変更(軽微な変更等を除く)の場合の手数料よりも低く設定していることから、受検者は、これによって手数料が軽減された影響を受けている。 なお、調査した検査検定実施主体の中には、当該手数料を徴収していないものもみられた。 検査検定実施主体においては、実地検査が省略できることとなった。 (選択範囲) 軽微な変更等の場合における自主検査は、受検者の都合のよい時間に実施できることから、今回、調査対象とした受検者の中には、検査機会の選択が自由になっている。	
厚労9	医薬品、医療用具の検定	平成9年3月31日 インターフェロン(9品目)及びインスリン(9品目)を対象品目から削除	(コスト) 検査検定対象範囲が縮小(対象品目の削除)されたことによって、 受検者については、受検手数料及び人件費(都道府県が行う検査検定対象品目の採取等への立会いなど)が不要になっている。 検査検定実施主体及び検査検定事務の経路機関である都道府県については、人件費等のコストが不要になっており、また、検査検定実施主体については、手数料収入がなくなっている。	
農水1	農産物の検査	平成13年4月1日 法改正に伴い、検査対象農産物等の見直しを行った(国内産農産物について、従来の20品目から10品目に整理)。	(今回の調査では把握の対象としていない。)	
農水9	農機具の検査	平成10年度に、ピーンハーベスターを対象機種から除外 平成12年度に、25馬力未満のトラクター(乗用型)及び歩行型田植機については対象から除外 また、直近では平成14年3月22日付け農林水産省告示第780号において、検査対象機種のうち、動力噴霧機(走行式)について対象範囲を変更(ブームノズルを有するものに限定)	(今回の調査では把握の対象としていない。)	
経産11	特定電気用品の適合性検査	平成13年4月1日 14品目について規制対象から除外	(今回の調査では把握の対象としていない。)	

(次のページに続く。)

(続き)

省別整理番号	検査検定制度名	制度変更の内容	制度変更の影響	変化
経産 14	高圧ガス製造施設等の検査	[完成検査] 平成 9 年 4 月 1 日 検査対象から高圧ガス販売施設を削除 [特定変更工事に係る完成検査] 平成 9 年 4 月 1 日 検査対象から販売施設の変更工事を削除 [特定設備検査]、[輸入特定設備検査] 及び [本邦に輸出される特定設備の検査] 平成 10 年 3 月 26 日 内容積が 0.001 立方メートル以下かつ設計圧力が 30 メガパスカル未満の容器を特定設備から除外 平成 10 年 3 月 26 日 蓄電池に係る容器を特定設備から除外	(今回の調査では把握の対象としていない。)	
経産 21	火薬類の製造施設等の検査	平成 12 年 7 月 1 日 変更検査のうち、保安の維持に影響のない「軽微な変更」については、許可から届出に移行	(今回の調査では把握の対象としていない。)	
経産 22	機械器具等についての性能検査	平成 10 年 4 月 1 日 検査対象となる高圧ガス製造施設の範囲について、一日に製造する高圧ガスの容積 30 立方メートル以上から 100 立方メートル以上に変更	(今回の調査では把握の対象としていない。)	
国交 16	航空機装備品の予備品証明	平成 9 年 10 月 1 日 電波法の適用を受ける無線通信機器について、対象から除外	(今回の調査では把握の対象としていない。)	

(注) 当省の調査結果による。

イ 検査検定対象範囲に係るその他の制度変更

今回の把握結果では、表 3 - 2 のとおり、検査検定対象範囲に係るその他の制度変更として、検査検定対象範囲を拡大したものが 13 制度 (総務 3、4、6、7、8、文科 2、農水 6、9、経産 6、11、31、国交 29、30)、その他の制度変更が 3 制度 (経産 9、国交 18、19) であった。

検査検定対象範囲の拡大については今回の調査では把握の対象としていない。

その他の制度変更については、コスト低減等はみられなかった

表 3 - 2 検査検定対象範囲に係るその他の制度変更

省別整理番号	検査検定制度名	制度変更の内容	制度変更の影響	変化
総務 3	技術基準適合証明	新たな通信システム導入等に伴う対象の追加など	(今回の調査では把握の対象としていない。)	
総務 4	搬送式インターホン等の型式の指定	平成 11 年 7 月 12 日 特別搬送式デジタル伝送装置 (位相変調方式) を型式指定の対象に追加 平成 11 年 7 月 28 日 無電極放電ランプを型式指定の対象に追加 平成 12 年 11 月 2 日 電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械を型式指定の対象に追加	(今回の調査では把握の対象としていない。)	
総務 6	電気通信設備の技術基準適合確認	新たな通信システム導入等に伴う技術基準の対象の追加等	(今回の調査では把握の対象としていない。)	
総務 7	端末機器技術基準適合認定	新たな通信システム導入等に伴う対象の追加等	(今回の調査では把握の対象としていない。)	
総務 8	端末機器の設計についての認証	新たな通信システム導入等に伴う対象の追加等	(今回の調査では把握の対象としていない。)	

(次のページに続く。)

(続き)

省別整理番号	検査検定制度名	制度改変の内容	制度改変の影響	変化
文科2	核燃料物質の使用施設等の検査	平成 12 年 6 月 16 日 東海村臨界事故を受けて、検査対象を拡大	(今回の調査では把握の対象としていない。)	
農水6	指定検疫物等の検査	以下の品目を対象に追加 [指定検疫物の輸入検査] 平成 10 年 3 月 25 日 犬 平成 12 年 12 月 30 日 穀物のわら、飼料用の乾草 [指定検疫物以外のものの検査] 平成 9 年 3 月 27 日 台湾産稲わら等 平成 12 年 3 月 30 日 稲わら等 平成 13 年 10 月 4 日 動物性加工たん白 [輸出検査] 平成 10 年 3 月 25 日 犬	(今回の調査では把握の対象としていない。)	
農水9	農機具の検査	平成 10 年度に野菜移植機を追加	(今回の調査では把握の対象としていない。)	
経産6	特別特定製品の適合性検査	平成 13 年 1 月 31 日 携帯用レーザー応用装置について新たに特別特定製品(第三者認証)に追加	(今回の調査では把握の対象としていない。)	
経産9	電気工作物の検査	[使用前安全管理検査]及び[溶接安全管理検査] 平成 12 年 7 月 1 日 従来の国による直接検査を廃止し、技術基準への適合確認等の検査を設置者が自ら行うこととするとともに、当該自主検査の実施に係る体制について、国又は国が指定する代行機関が行う審査を受ける義務を課した。	(コスト) 制度改変により 1 件当たりのコスト負担は上昇している(制度設計上、受検件数は改変前後で不変であるが、書類作成コストが増加している。)	
経産11	特定電気用品の適合性検査	平成 13 年 4 月 1 日 2 品目を特定電気用品(第三者認証)に、1 品目を特定以外の電気用品(自主検査)に追加	(今回の調査では把握の対象としていない。)	
経産31	核燃料物質等の運搬に関する確認	平成 13 年 7 月 1 日 六ふっ化ウランを対象に追加	(今回の調査では把握の対象としていない。)	
国交18	運航管理施設等の検査(本邦航空運送事業者)	平成 12 年 2 月 1 日 航空運送事業について路線ごとの免許制から事業ごとの許可制に移行したことを受けて、運航管理施設等の検査に改めるとともに、検査対象を明確化した。	(コスト等) 運航管理施設等の検査については、路線ごとの免許制から事業ごとの許可制に移行したことに伴い制度の区分が変更になったものであるが、検査の内容については実質的な改変はなく、コスト等への影響についても変化はみられなかった。	
国交19	運航管理施設等の検査(航空機使用事業者)	同上	同上	
国交29	核燃料物質運搬の安全確認	平成 13 年 6 月 25 日 国際原子力機関(IAEA)輸送規則の改定に伴う国内規制の取り入れ	(今回の調査では把握の対象としていない。)	
国交30	放射性同位元素等の運搬の安全確認	平成 13 年 6 月 25 日 国際原子力機関(IAEA)輸送規則の改定に伴う国内規制の取り入れ	(今回の調査では把握の対象としていない。)	

(注) 当省の調査結果による。

(2) 検査検定実施主体に係る制度改変

検査検定実施主体に係る制度改変が行われたものは41制度あった。

内訳は、自主検査への移行(インセンティブ制度によるものを含む。)が15制度、行政機関検査から民間機関検査への移行(並存的な導入を含む。)が14制度、民間検査機関のうち代行型の見直し(第三者認証化又は公益法人要件の撤廃)が14制度、その他の制度改変が6制度である。

なお、一つの制度の中で複数の制度改変を行ったものが8制度ある。

ア 自主検査への移行

自主検査への移行とは、行政機関や民間検査機関が行う検査検定を受検することを不要にし、受検者による自主検査により基準等への適合性を確認させることとする制度改変である。

今回の把握結果では、自主検査への移行が行われたのは15制度で、うち対象となる物品等についてすべて自主検査に移行したものが8制度、優良事業者等認定を受けたものに自主検査を認めるものであるインセンティブ制度による自主検査の導入が7制度であった。

(ア) 自主検査への移行

自主検査への移行は、受検者に自主検査義務を課すものであるが、制度改変前から制度上又は実態上自主検査に相当する対応が採られていて、更に行政機関や民間検査機関が行う検査検定の受検が義務付けられていた場合は、制度改変後は行政機関や民間検査機関が行う検査検定の受検部分が不要となることにより、受検者側のコストが低減することとなる。

今回の把握結果では表3-3のとおり、対象となる物品等についてすべて自主検査に移行したものは8制度であり、このうち7制度(経産4、5、8、11、12、13、20)はこの場合に相当し、受検者・検査検定実施主体双方にコスト低減がみられた。

一方、改変前に自主検査に相当する対応がなく、改変後に新たに受検者が自主検査に取り組むことになるような場合においては、検査検定の受検部分は不要となるが、新たな自主検査に係る負担部分の内容によっては、受検者のコストが割高になる場合と割安になる場合がある(経産6)。

なお、今回、対象となる物品等についてすべて自主検査に移行した8制度については、自主検査結果の記録・保存等が義務付けられているほか、行政機関が必要に応じて立入検査を行う制度があり、事後チェック機能が担保されている。

表3-3 自主検査に移行したものの

省別整理番号	検査検定制度名	制度改変の内容	制度改変の影響	変化
経産4	航空機の製造、修理の確認	平成12年7月1日 従来国による確認を廃止し、自主検査化	(コスト) 制度改変により政府認証から自主検査に移行しており、自社検査のみで国による検査を受ける必要がなくなったことから受検者のコストは低減している。 また、国も、検査を実施する必要がなくなったので、検査実施に係るコストが低減している。 (選択範囲) 自主検査に移行したことから、自社の都合に合わせた検査実施が可能となっている。	
経産5	航空機用機器の製造証明	平成12年7月1日 従来国による証明を廃止し、自主検査化	(コスト) 制度改変により政府認証から自主検査に移行しており、自社検査のみで国による検査を受ける必要がなくなったことから受検者のコストは低減している。 また、国も、検査を実施する必要がなくなったので、検査実施に係るコストが低減している。 (選択範囲) 自主検査に移行したことから、自社の都合に合わせた検査実施が可能となっている。	
経産6	特別特定製品の適合性検査	平成12年10月1日 登山用ロープについて第一種特定製品(政府認証)から特定製品(自主検査)に移行	(コスト) 制度改変により政府認証から自主検査に移行しているが、落下試験等は事業者自身では実施困難なことから、従前の検査実施機関である独立行政法人製品評価技術基盤機構に依頼して実施している。手数料額は、政府認証当時は1本当たり単価であったが、現在は型式当たり単価となっている。1型式当たりの本数により、制度改変前に比して割高になる場合と割安になる場合がある。 (選択範囲) 落下試験等の実施については対応可能な試験機関は限られており、従前の検査実施機関である独立行政法人製品評価技術基盤機構に引き続き依頼している。	
経産8	導管の使用前検査	平成12年7月1日 従来国による検査を廃止し、自主検査化	(コスト) 制度改変により政府認証から自主検査に移行しており、自社検査のみで国による検査を受ける必要がなくなったことから受検者のコストは低減している。 また、国も、検査を実施する必要がなくなったので、検査実施に係るコストが低減している。 (選択範囲等) 自主検査に移行したことから、従前のように検査実施時期等について検査検定実施主体と調整する必要がなくなり、自社の都合に合わせた検査実施が可能になっている。 なお、本制度の対象となる導管自体が少ないため、制度改変の影響の範囲は限定的である。	
経産11	特定電気用品の適合性検査	平成13年4月1日 42品目について自主検査化	(コスト) 自主検査に移行した品目については自社検査のみで第三者機関の検査を受ける必要がなくなったことからコストは低減している。 (選択範囲等) 自主検査に移行したことから、従前のように検査実施時期等について検査検定実施主体と調整する必要がなくなり、自社の都合に合わせた検査実施が可能になっている。	

(次のページに続く。)

(続き)

省別整理番号	検査検定制度名	制度改変の内容	制度改変の影響	変化
経産12	ガス工作物の使用前検査	【定期検査】 平成12年10月1日 従来の国による検査を廃止し、自主検査化	(コスト) 制度改変により政府認証から自主検査に移行しており、自社検査のみで国による検査を受ける必要がなくなったことから受検者のコストは低減している。 また、国も、検査を実施する必要がなくなったので、検査実施に係るコストが低減している。 (選択範囲等) 自主検査に移行したことから、従前のように検査実施時期等について検査検定実施主体と調整する必要がなくなり、自社の都合に合わせた検査実施が可能になっている。	
経産13	特定ガス用品の適合性検査	平成12年10月1日 2品目について自主検査化	(コスト) 自主検査に移行した品目については自社検査のみで第三者機関の検査を受ける必要がなくなったことからコストは低減している。 (選択範囲等) 自主検査に移行したことから、従前のように検査実施時期等について検査検定実施主体と調整する必要がなくなり、自社の都合に合わせた検査実施が可能になっている。	
経産20	特定液化石油ガス器具等の適合性検査	平成11年3月31日 2品目について自主検査化	(コスト) 自主検査に移行した品目については自社検査のみで第三者機関の検査を受ける必要がなくなったことからコストは低減している。 (選択範囲等) 自主検査に移行したことから、従前のように検査実施時期等について検査検定実施主体と調整する必要がなくなり、自社の都合に合わせた検査実施が可能になっている。	

(注) 当省の調査結果による。

(イ) インセンティブ制度による自主検査の導入

インセンティブ制度による自主検査の導入は、優良事業者等で認定を受けたものについて行政機関や第三者機関の検査検定の受検を不要にし、自主検査により基準等への適合性を確認させることとするものである。受検者の能力に応じて安全性を確保できる場合については、インセンティブ制度の活用により自主検査を導入する方策も検討可能と考えられる。

今回の把握結果では、表3-4のとおり、インセンティブ制度により自主検査を導入したものは7制度であり、このうち5制度(総務10、経産14、16、国交24、25)で受検者・検査検定実施主体双方にコスト低減がみられた。

その他の2制度は、今回の調査では把握の対象としなかったもの1制度(経産17)、認定実績がなかったもの1制度(経産21)であった。

表3-4 インセンティブ制度により自主検査を導入したもの

省別整理番号	検査検定制度名	制度変更の内容	制度変更の影響	変化
総務10	製造所等の検査	【完成検査】及び【完成検査前検査】 平成11年3月17日 製造所等の変更工事に係る完成検査等について自主検査結果の活用が図られた。	(コスト) 制度変更によるコスト削減の影響は把握できなかった。 (選択範囲) 受検者は、時間外や休日に自主検査が可能となったことから、消防本部の日程に左右されることがなくなり、検査時期の選択の幅が広がり、また、時間短縮が可能になっている。	
経産14	高圧ガス製造施設等の検査	【特定変更工事に係る完成検査】 平成9年4月1日 認定完成検査実施者による自主検査制度を導入	(コスト) 機会費用が計算できる受検者については、制度変更によってコストが削減されている。 (選択範囲) 受検者は、操業に影響の少ない時間帯に検査が可能となっている。	
		【特定施設の保安検査】 平成9年4月1日 認定保安検査実施者による自主検査の導入	(今回の調査では把握の対象としていない。)	
		【特定設備検査】 平成9年4月1日 登録特定設備製造業者による自主検査制度の導入	(コスト) 自主検査に移行したものは、受検手数料が不要となり、また、実地検査の実施時間が減少している。	
		【輸入特定設備検査】及び【本邦に輸出される特定設備の検査】 平成9年4月1日 外国登録特定設備製造業者による自主検査制度の導入	外国登録特定設備製造業者の登録実績はない。	
経産16	容器検査	【容器検査】 平成9年4月1日 登録容器製造業者及び外国登録容器製造業者による自主検査制度の導入	(コスト) 制度変更により、容器を大量生産する事業所では、手数料が不要になることによるコスト軽減がみられた。	
経産17	附属品検査	【附属品検査】 平成9年4月1日 登録附属品製造業者及び外国附属品製造業者による自主検査制度の導入	(今回の調査では把握の対象としていない。)	
経産21	火薬類の製造施設等の検査	平成12年7月1日 経済産業大臣又は都道府県知事が行う変更検査・保安検査のうち、十分の検査体制を有する者として国の認定を受けた事業者(認定検査実施者)については自主検査を認めた。	(コスト) 認定実績がないため、当該制度変更によるコストへの直接的な影響はみられない。 (選択範囲) 受検者にとって、認定を受けるか否かの選択範囲の幅が広がっているが、実際には認定実績がなく、変化は生じていない。	
国交24	鉄道施設の検査	平成12年3月1日 認定鉄道事業者制度の導入	(コスト) 認定鉄道事業者制度の導入により認可事項が減少し、これに伴って完成検査受検件数が減少する傾向がみられた。 (選択範囲) 受検者にとって、認定を受けるか否かは任意であり、選択範囲の幅は広がっている。	
国交25	鉄道車両の確認	平成12年3月1日 認定鉄道事業者制度の導入	(コスト) 認定鉄道事業者制度の導入により、事業者及び検査検定実施主体の対応負担の減少がみられた。 (選択範囲) 受検者にとって、認定を受けるか否かは任意であり、選択範囲の幅は広がっている。	

(注) 当省の調査結果による。

イ 行政機関から民間検査機関への移行

行政機関から民間検査機関への移行とは、検査検定実施主体を行政機関（国、独立行政法人及び地方公共団体）から、民間検査機関に移行するもので、検査検定業務が完全に民間検査機関に移行する完全移行型と、行政機関と民間検査機関が並行して検査検定業務を行う並存型がある。

今回の把握結果では、完全移行型の改変が行われたものが4制度、並存型の改変が行われたものが10制度であった。

(ア) 行政機関から民間検査機関への移行（完全移行型）

行政機関から民間検査機関への移行のうち完全移行型は、検査検定実施主体数・検査検定受付窓口数の増加や検査検定内容の簡素化がなければ、実施主体が移行するだけであり、受検者におけるコスト等の変化は生じない。

今回の把握結果では、表3-5のとおり、行政機関から民間検査機関への移行のうち完全移行型の改変が行われたものは4制度であり、実際に民間検査機関が参入し、移行が実現した2制度のうち、複数参入や検査方法の簡素化が同時に行われたもの（経産 12）についてはコスト低減等がみられたが、移行後の検査検定実施主体が1機関のみのもの（国交 14）については変化はみられなかった。また、残りの2制度（農水 2、3）については、民間検査機関制度を導入しても指定実績がなく、従前の行政機関が引き続き検査検定を実施しているため変化が生じていない。

表3-5 行政機関から民間検査機関への移行（完全移行型）

省別整理番号	検査検定制度名	制度改変の内容	制度改変の影響	変化
農水2	漁船の工事完成後の認定	平成14年4月指定認定機関制度の導入	(コスト) 指定認定機関制度が導入されているが指定実績はなく、変化は生じていない。 (選択範囲) 指定認定機関制度が導入されているが指定実績はなく、民間検査機関への移行に伴う変化は生じていない。ただし、制度上は、指定認定機関が認定を実施する部分については大臣・知事は認定を実施しないこととなるので、並存する検査検定実施主体から選択するのではなく完全移行となる。	
農水3	漁船登録票の検認	平成14年4月指定検認機関制度の導入	(コスト) 指定検認機関制度が導入されているが指定実績はなく、変化は生じていない。 (選択範囲) 指定検認機関制度が導入されているが指定実績はなく、民間検査機関への移行に伴う変化は生じていない。ただし、制度上は、指定検認機関が検認を実施する場合は当該都道府県の知事は検認を実施しないこととなるので、並存する検査検定実施主体から選択するのではなく完全移行となる。	

（次のページに続く。）

(続き)

省別整理番号	検査検定制度名	制度改変の内容	制度改変の影響	変化
経産 12	ガス工作物の使用前検査	【ガス工作物の使用前検査】 (一般ガス事業者) 平成 12 年 10 月 1 日 国の検査から民間検査機関の検査に移行(併せて検査内容について簡素化)	(コスト) 政府認証から第三者認証に移行して、手数料額は増加しているが、検査の簡素化による受検負担の減少等があり、全体としてのコストは低減している。 (選択範囲) 認定検査機関は日本ガス機器検査協会のみであり、選択範囲の変化はない。	
		【ガス工作物の使用前検査】 (簡易ガス事業者) 平成 12 年 10 月 1 日 国の検査から民間検査機関の検査に移行	(コスト) 政府認証から第三者認証に移行して、手数料額の増加、検査官の交通費負担の増加などにより、全体のコストは増加している。ただし、認定検査機関が当初は 1 機関(日本ガス機器検査協会)のみだったのが、後にもう 1 機関(高圧ガス保安協会)が参入したため、手数料の見直し(減額)が行われており、複数機関参入による影響が見られる。 (選択範囲) 認定検査機関は日本ガス機器検査協会と高圧ガス保安協会の 2 機関があり、選択範囲は拡大している。	
国交 14	気象測器の検定	【気象測器の検定】 平成 14 年 4 月 1 日 指定検定制度の新設(平成 14 年 10 月 1 日指定)	(コスト) 手数料については行政機関が実施していたときと同額であるためコストへの影響は出ていない。 (選択範囲) 指定検定制度機関は気象業務支援センターのみであり、選択範囲の変化はない。	

(注) 当省の調査結果による。

(イ) 行政機関と民間検査機関の並存型

行政機関から民間検査機関への移行のうち、行政機関と民間検査機関が並行して検査検定制度業務を行う並存型については、実質的に検査検定制度実施主体が増える場合にあっては選択範囲が拡大されることとなる。

今回の把握結果では、表 3 - 6 のとおり、行政機関から民間検査機関への移行で並存型の改変が行われたのは 10 制度であり、このうち検査検定制度実施主体が増えた 6 制度(経産 15、19、国交 50、51、53、54)については、受検者においてコストの低減又は検査検定制度実施主体を選択できる範囲の拡大がみられた。また、民間検査機関については、検査実施時期の日程調整の弾力化や処理期間の短縮といった面での変化が受検者にとってプラスの変化となっている。

残りの 4 制度については、段階的な移行過程にあるために変化がみられないもの 1 制度(農水 1)、新規参入がないため変化が生じていないもの 2 制度(経産 18、21)、新規参入の時期が遅く今回の調査では把握の対象としなかったもの 1 制度(経産 14)であった。

表3-6 行政機関と民間検査機関の並存型

省別整理番号	検査検定制度名	制度改変の内容	制度改変の影響	変化
農水1	農産物の検査	平成13年4月1日登録検査機関制度を導入。国(食糧事務所)から、農林水産大臣の登録を受けた民間の検査機関(登録検査機関)へ平成13年度から5年間かけて移行することとした。	(コスト) 国(食糧事務所)と民間検査機関を比較した場合、大きな差異は生じていない。これは、国検査から民間検査への移行過程であるため手数料が同額に設定されていること、民間検査機関は国と同等の検査を行っていること等から、現時点では大きな差異が現れないためとみられる。 (選択範囲) 国(食糧事務所)以外に民間検査機関が参入し、民間検査機関も複数参入していることから、検査検定制度実施主体を選択することが可能になっているが、現時点では手数料や検査内容に差異がないため、競争は生じていない。むしろ、移行過程にあるため、段階的に民間へ移行する手法が講じられている場合もある。 なお、国による検査実施においても検査計画に基づく検査時期の調整が行われてきており、民間に移行したことに伴い受検時期選択の弾力化が図られたという変化は特にない。	
経産14	高圧ガス製造施設等の検査	【完成検査】及び【特定変更工事に係る完成検査】 平成9年4月1日検査検定制度実施主体に指定完成検査機関及び高圧ガス保安協会を追加	指定完成検査機関は1社のみであり、その実績は平成14年からであるため、今回の調査では把握の対象としていない。 なお、高圧ガス保安協会の検査実績はない。	
経産15	輸入高圧ガスの検査	平成12年7月1日検査検定制度実施主体に指定輸入検査機関及び高圧ガス保安協会を追加	(コスト) 調査対象2受検者のいずれも、都道府県から受検していたときと指定検査機関から受検するようになってからとにおいて、大きな相違は認められないと説明している。 (選択範囲) 受検者等は、指定輸入検査機関から受検するようになってから、土・日曜日、祭日、平日の夜間等の都道府県の閉庁日・時間であっても、指定輸入検査機関は受検に応じてくれると説明しており、受検機会の選択範囲が拡大したことの影響が認められる。	
経産18	液化石油ガス貯蔵施設等の検査	平成9年3月10日高圧ガス保安協会又は指定完成検査機関による完成検査を受け、基準に適合していると認められた場合、その旨を都道府県知事に届け出れば、都道府県知事による完成検査を免除する。	(コスト等) 調査時点において、指定完成検査機関として参入している事業者はいなかった。そのため、指定完成検査機関の導入を内容とする制度改変によるコスト等の変化の状況はみられなかった。	
経産19	液化石油ガス充てん設備の検査	【充てん設備の完成検査】 平成9年4月一般消費者用のバルクローリーの開発に伴って、検査規定が置かれたものであり、同時に、検査検定制度実施主体に指定完成検査機関制度が導入されている。	(コスト等) 調査時点において、指定完成検査機関として参入している事業者はいなかった。そのため、指定完成検査機関の導入を内容とする制度改変によるコスト等の変化の状況はみられなかった。	
		【充てん設備の保安検査】 平成9年4月一般消費者用のバルクローリーの開発に伴って、検査規定が置かれたものであり、同時に、検査検定制度実施主体に指定保安検査機関制度が導入されている。	(コスト) 都道府県で受検する場合と比較して、指定保安検査機関で受検する場合は、受検者における「受検対応コスト(人件費)」及び「書類作成コスト」の各項目に負担が少ない状況がみられた。	

(次のページに続く。)

(続き)

省別整理番号	検査検定制度名	制度改変の内容	制度改変の影響	変化
経産21	火薬類の製造施設等の検査	平成12年7月1日 経済産業大臣又は都道府県知事が行う完成検査・変更検査・保安検査について、指定検査機関による検査を可能とした。	(コスト) 指定検査機関は1機関のみであり、当該機関の管轄範囲も限定的であることから、制度改変によるコストへの直接的な影響はみられない。	
国交50	建築物の確認・検査	平成11年5月1日 特定行政庁の建築主事のみが行うこととされていた建築確認について、都道府県知事等の指定を受けた機関(指定確認検査機関)も実施することが可能とした。	(コスト) 受検手数料については、民間検査機関の中には、行政機関に比して高額の手数料を設定しているところもある一方、行政機関と同額とした上で割引制度を導入しているところもあり、多様なものとなっている。 手数料以外の部分については、制度改変前後、行政機関・民間検査機関間で大きな差はみられなかった。 (選択範囲) 従来の行政機関(建築主事)に加えて民間検査機関(指定確認検査機関)が参入してきたことにより、検査検定実施主体については選択範囲が拡大されている。 また、確認、中間検査、完了検査の各段階において自由に検査検定実施主体を選べることにもなっている。 このため、受検者は、状況に応じて、手数料は高いが事務処理が早いところ、事務処理は遅いが手数料が安いところなどを選択できる。 申請から検査終了までの期間について、コストの額としては整理できなかったが、行政機関より民間検査機関の方が短くなっているとする事業者が多かった。	
国交51	建築設備の確認・検査	同上	同上	
国交53	煙突等の工作物及び昇降機等の確認・検査	同上	同上	
国交54	製造施設等の工作物の確認・検査	平成11年5月1日 特定行政庁の建築主事のみが行うこととされていた建築確認について、都道府県知事等の指定を受けた機関(指定確認検査機関)も実施することが可能とした。	(選択範囲) 従来の行政機関(建築主事)に加えて民間検査機関(指定確認検査機関)が参入してきたことにより、検査検定実施主体については選択範囲が拡大されている。	

(注) 当省の調査結果による。

ウ 代行機関の見直し(第三者認証機関への移行、公益法人要件の撤廃)

民間検査機関には、政府認証として民間検査機関が指定を受けて検査検定を代行する代行機関型と、政府による適合性の認定を受けて民間検査機関が検査検定を行う第三者認証機関型がある。代行機関型は行政機関の代行として検査検定を行うものであり、監督官庁の規制を強く受け、手数料も多くの場合行政機関が設定している。第三者認証機関型は、代行機関型に比べ民間検査機関における自由度が高く、手数料の設定も基本的に自由となっている。

代行機関の見直しとは、この代行機関の在り方を見直して、第三者認証機関に移行させたり、あるいは代行機関としての指定要件を緩和する観点から公益法人要件を撤廃したりするものである。

今回の把握結果では、代行機関型から第三者認証機関型へ移行したものは4制度、代行機関の指定要件から公益法人要件を撤廃したものは10制度であった。

(7) 代行機関型から第三者認証機関型への移行

代行機関型から第三者認証機関型へ移行することにより、監督官庁の規制が緩和され、手数料の設定も自由化される。

今回の把握結果では、表3-7のとおり、代行機関型から第三者認証機関型に移行したのは4制度(経産6、11、13、20)であり、すべての制度において、自由度が増したことを受けて、手数料の割引制度を導入するなどによる変化がみられた。また、複数機関の参入があった場合(経産11)は、受検者が検査検定実施主体を選択できる範囲の拡大もみられた。

表3-7 代行機関型から第三者認証機関型への移行

省別整理番号	検査検定制度名	制度改変の内容	制度改変の影響	変化
経産6	特別特定製品の適合性検査	【乳幼児用ベッド】 平成12年10月1日 政府認証(指定検査機関)方式から第三者認証方式に移行	(コスト) 制度改変により政府認証から第三者認証に移行しているが、制度改変前後において検査の内容には特段の変化はなく、受検対応コストへの影響はない。ただし、個別検査の手数料については割引制度が導入されており、コストは低減している。 (選択範囲) 第三者認証における認定検査機関は、現在のところ財団法人日本文化用品安全試験所のみであり、検査検定実施主体に係る選択範囲の変化はない。	
経産11	特定電気用品の適合性検査	平成13年4月1日 政府認証(指定試験機関)方式から第三者認証方式に移行	(コスト) 制度改変により政府認証から第三者認証に移行しているが、検査の90パーセント以上を実施している財団法人電気安全環境研究所においては、制度改変前後において検査の内容には特段の変化はなく、受検対応コストへの影響はない。ただし、手数料の割引制度が導入されており、コストは低減している。 (選択範囲) 政府認証から第三者認証に移行し、従前の指定検査機関2機関(いずれも財団法人)から認定(承認)検査機関8機関(うち株式会社5)と検査検定実施主体は増え、選択範囲が広がっている。	
経産13	特定ガス用品の適合性検査	平成12年10月1日 政府認証(指定検定機関)方式から第三者認証方式に移行	(コスト) 制度改変により政府認証から第三者認証に移行しているが、制度改変前後において検査の内容には特段の変化はなく、受検対応コストへの影響はない。ただし、個別検査については手数料の割引制度が導入されており、コストは低減している。 (選択範囲) 政府認証から第三者認証に移行しているが、検査検定実施主体は財団法人日本ガス機器検査協会のみであり、他の機関の参入はなく、選択範囲の変化はない。	

(次のページに続く。)

(続き)

省別整理番号	検査検定制度名	制度改変の内容	制度改変の影響	変化
経産20	特定液化石油ガス器具等の適合性検査	平成12年10月1日 政府認証(指定検定制度)方式から第三者認証方式に移行	(コスト) 制度改変により政府認証から第三者認証に移行しているが、制度改変前後において検査の内容には特段の変化はなく、受検対応コストへの影響はない。ただし、個別検査については手数料の割引制度が導入されており、コストは低減している。 (選択範囲) 政府認証から第三者認証に移行しているが、検査検定制度実施主体は改変前と同様、財団法人日本ガス機器検査協会及び財団法人日本エルピーガス機器検査協会(ガス栓のみ)の2機関であり、他の機関の参入はなく、選択範囲の変化はない。	

(注) 当省の調査結果による。

(イ) 代行機関における公益法人要件の撤廃

代行機関の指定要件として指定を公益法人に限定するいわゆる公益法人要件を撤廃する制度改変は、指定要件を緩和することにより公益法人以外の民間法人の参入を可能とするものである。

今回の把握結果では、表3-8のとおり、代行機関における公益法人要件を撤廃した10制度のうち、新規参入のあった4制度(総務3、7、8、経産9)については、手数料の低減化や受検者が検査検定制度実施主体を選択できる範囲の拡大がみられた。

残りの6制度については、今回の調査における把握対象としていないため変化の把握ができなかった1制度(経産1)を除くといずれも新規参入のなかったもの(総務5、厚労12、13、14、経産3)で、そのために変化が生じていない。

表3-8 代行機関における公益法人要件の撤廃

省別整理番号	検査検定制度名	制度改変の内容	制度改変の影響	変化
総務3	技術基準適合証明	平成13年7月25日 指定証明機関の指定基準から公益法人要件を廃止	(コスト) 平成14年に従来からの公益法人の手数料が値下げされている。 (選択範囲) 平成14年から15年に従来からの指定公益法人に加えて株式会社3社が新たに参入しており、選択範囲の幅が広がっている。	
総務5	無線設備等の点検に使用する測定器等の検査	平成13年7月25日 指定較正機関の指定基準から公益法人要件を廃止	新規民間参入実績がなく、変化はない。	
総務7	端末機器技術基準適合認定	平成13年11月30日 指定認定機関の指定基準から公益法人要件を廃止	(コスト) 平成14年に従来からの公益法人の手数料が値下げされている。 (選択範囲等) 平成14年から15年に従来からの指定公益法人に加えて株式会社3社が新たに参入しており、選択範囲の幅が広がっている。	
総務8	端末機器の設計についての認証	同上	同上	

(次のページに続く。)

(続き)

省別整理番号	検査検定制度名	制度改変の内容	制度改変の影響	変化
厚労12	特定機械等の検査	平成12年3月30日性能検査代行機関等の指定基準から公益法人要件を廃止	(コスト) 今回の調査では影響の変化は把握できなかった。 (選択範囲) 平成15年に従来の指定公益法人に加えて株式会社1社が新たに参入しており、選択範囲の幅が広がっている。	
厚労13	小型ボイラー等の個別検定	平成12年3月30日個別検定代行機関の指定基準から公益法人要件を廃止	新規民間参入実績がなく、変化はない。	
厚労14	プレス機械等の型式検定	平成12年3月30日型式検定代行機関の指定基準から公益法人要件を廃止	新規民間参入実績がなく、変化はない。	
経産1	特定計量器の検定	【特定計量器の検定】、【車両等装置用計量器の装置検査】及び【特定計量器の定期検査】 平成13年4月1日指定検定機関の指定基準から公益法人要件を廃止	特定計量器の定期検査については、新規民間参入があるが、今回の調査では把握の対象としていない。 なお、特定計量器の検定及び車両等装置用計量器の装置検査については、新規民間参入実績がなく、変化はない。	
経産3	計量証明検査	平成13年4月1日指定計量証明検査機関の指定基準から公益法人要件を廃止	新規民間参入実績がなく、変化はない。	
経産9	電気工作物の検査	【使用前安全管理審査】及び【溶接安全管理審査】 指定安全管理審査機関の指定基準から公益法人要件を廃止	(コスト) 今回の調査では影響の変化は把握できなかった。 (選択範囲) 平成14年から15年に従来の指定公益法人に加えて株式会社5社が新たに参入しており、選択範囲の幅が広がっている。	

(注) 当省の調査結果による。

エ その他

今回の把握結果では、表3-9のとおり、上記ア、イ及びウ以外で検査検定実施主体に係る制度改変が行われたものは6制度であった。

新規化学物質の届出に基づく審査(厚労10・経産25・環境4、3省共管制度のため3制度とカウントしている。)については、省庁再編に伴い新たに環境省が検査検定実施主体に加わったことから、受検者においては提出書類の増加等の受検対応負担の増加がみられたが、平成15年度から、届出窓口を一本化するとともに、審議会を合同開催とするなどにより、受検者の利便の向上、受検対応負担の削減が図られている。

残りの3制度(国交24、55、環境1)については変化がみられなかった。

表3-9 検査検定実施主体に係るその他の制度改変

省別整理番号	検査検定制度名	制度改変の内容	制度改変の影響	変化
厚労10 経産25 環境4	新規化学物質の届出に基づく審査	平成13年1月6日 省庁再編に伴い、検査検定実施主体として環境省が加わる。	(コスト) 環境省が共管となったことから、提出書類の増加、ヒアリング対応の増加があったとする事業者があるが、平成15年度から、届出窓口を一本化するとともに、審議会を合同開催とするなどにより、受検者の利便の向上、受検対応負担の削減が図られている。	
国交24	鉄道施設の検査	平成14年3月31日 指定検査機関の廃止(指定検査機関となっていた財団法人鉄道総合技術研究所の検査業務廃止許可 平成14年3月8日)	平成13年度までは指定検査機関として財団法人鉄道総合技術研究所も検査検定実施主体であったが、14年度以降は検査業務を廃止したため、検査検定実施主体は国(国土交通省本省、地方運輸局)のみとなっている。ただし、指定検査機関は1機関のみで、窓口も全国で1か所、かつ検査実績も年間数十件程度であったことから、廃止に伴う影響は出ていない。	
国交55	工場生産浄化槽の型式の認定	【工場生産浄化槽の型式の認定】 平成13年1月6日 国土交通大臣から地方整備局長、北海道開発局長及び内閣府沖縄総合事務局長に委任	(コスト) 今回、調査した受検者は、制度改変後においても、制度改変前と同様任意に、東京都に所在する社団法人浄化槽システム協会に対し、検査検定実施主体に型式認定の申請を行う前に事前相談を依頼しており、また、同協会はその後、受検者に代わって、地方整備局に申請書を提出(制度改変前は、当時の建設省に提出)していることから、受検者には、検査検定実施主体が東京都に所在する国土交通省(当時、建設省)から地方整備局に委任されたことによるコストの変化はみられない。	
環境1	浄化槽の検査	【浄化槽の定期検査】 平成13年4月1日 検査員に係る指定検査機関の指定の基準のうち、検査員の資格について、講習会の課程を修了した者に、浄化槽の検査に関する専門的知識、技能及び2年以上実務に従事した経験を有する者を追加	(コスト・選択範囲等) 今回、調査した検査検定実施主体においては、新規に採用した者に対する教育は、講習会を活用した方が効率的、効果的であるなどとして、改変後の措置を活用するような方向の意思を有しているものはみられなかった。	

(注) 当省の調査結果による。

(3) 検査検定基準に係る制度改変

今回の把握結果では、検査検定基準に係る制度改変が行われたものは21制度あった。

内訳は、性能規定化が9制度、国際的整合化が5制度であり、検査検定基準に係るその他の制度改変は8制度である。

なお、一つの制度の中で複数の制度改変が行われたものが2制度ある。

ア 性能規定化

性能規定化とは、検査検定の対象となる製品等に使用する技術、材料、構造等に係る検査検定基準の内容が、技術革新に対して柔軟に対応できるように、細かく仕様を定める方式から一定の性能を定める方式に改めるものであり、使用できる技術等に係る選択範囲が拡大することになる。

今回の把握結果では表3-10のとおり、性能規定化が行われたものは9制度であったが、影響の変化の把握ができたものは1制度(国交25)であった。これは、性能規定化が効果を上げるのは、新しい技術や材料等を導入する場合であることから、必ずしもすべての事業者が容易に利用可能なものではないためと考えられる。

表3-10 性能規定化に係る制度改変を行ったもの

省別整理番号	検査検定制度名	制度改変の内容	制度改変の影響	変化
経産14	高圧ガス製造施設等の検査	【完成検査】、【特定変更工事に係る完成検査】及び【特定施設の保安検査】 平成13年3月26日 性能規定化を実施	今回の調査では影響の変化は把握できなかった。	
		【特定設備検査】、【輸入特定設備検査】及び【本邦に輸出される特定設備の検査】 平成12年3月31日 性能規定化を実施	今回の調査では影響の変化は把握できなかった。	
経産16	容器検査	【容器検査】 平成10年3月27日 性能規定化を実施	今回の調査では影響の変化は把握できなかった。	
経産17	附属品検査	【附属品検査】 平成10年3月27日 性能規定化を実施	今回の調査では影響の変化は把握できなかった。	
国交24	鉄道施設の検査	平成14年3月31日 普通鉄道構造規則(昭和62年運輸省令第14号)等廃止、鉄道に関する技術上の基準を定める省令(平成13年国土交通省令第151号)の施行により、技術基準の性能規定化	(選択範囲) 従前は仕様規定で細かく仕様が規定されており、それ以外の方式を採用する場合には特別の取扱いに係る事前手続が必要であったが、性能規定化により、事前手続は廃止され、鉄道事業者が定める実施基準において方法を明記し運輸局に届け出ること新たな技術の導入が可能となっている。今回の調査では新たな技術の導入事例は把握できなかった。 なお、検査の内容や方法に係る検査基準の変更ではないので、検査の受検・実施に係る負担の変化はない。	

(次のページに続く。)

(続き)

省別整理番号	検査検定制度名	制度改変の内容	制度改変の影響	変化
国交 25	鉄道車両の確認	平成 9 年 3 月 27 日 車両使用材料の性能規定化	(コスト・選択範囲) 性能規定化を活用した社内基準に従って設計した部分については、申請書の記載事項及び図面が一割程度減少している。また、窓ガラスの材質が安全ガラスのほかに、安全ガラスと同等以上の性能を有するものの使用が可能となり、車両の客室の側窓ガラスの一部に、ポリカーボネートの使用が可能となった例がある。	
		平成 14 年 3 月 31 日 普通鉄道構造規則等を廃止し、鉄道に関する技術上の基準を定める省令の施行により、技術基準の性能規定化	(コスト・選択範囲) 従前は仕様規定で細かく仕様が規定されており、それ以外の方式を採用する場合には特別の取扱いに係る事前手続が必要であったが、性能規定化により、事前手続は廃止され、鉄道事業者が定める実施基準において方法を明記し運輸局に届け出ること新たな技術の導入が可能となっている。今回の調査では新たな技術の導入事例は把握できなかった。 なお、検査の内容や方法に係る検査基準の変更ではないので、検査の受検・実施に係る負担の変化はない。	
国交 26	索道施設の検査	平成 9 年 5 月 29 日 索道施設に関する技術上の基準を定める省令(昭和 60 年運輸省令第 16 号)を改正し、技術基準の性能規定化を導入	(コスト・選択範囲) 従前は仕様規定で細かく仕様が規定されており、それ以外の方式を採用する場合には特別の取扱いに係る事前手続が必要であったが、性能規定化により、事前手続は廃止され、索道事業者が定める実施基準において方法を明記し運輸局に届け出ること新たな技術の導入が可能となっている。今回の調査では新たな技術の導入事例は把握できなかった。 なお、検査の内容や方法に係る検査基準の変更ではないので、検査の受検・実施に係る負担の変化はない。	
国交 50	建築物の確認・検査	平成 12 年 6 月 1 日 構造方法等の認定制度、型式適合認定制度等の整備(性能規定化対応)	今回の調査では影響の変化は把握できなかった。	
国交 51	建築設備の確認・検査	平成 12 年 6 月 1 日 構造方法等の認定制度、型式適合認定制度等の整備(性能規定化対応)	今回の調査では影響の変化は把握できなかった。 なお、型式適合認定制度を活用した場合、負担が減少したと回答した事業者があった。	
国交 53	煙突等の工作物及び昇降機等の確認・検査	平成 12 年 6 月 1 日 構造方法等の認定制度、型式適合認定制度等の整備(性能規定化対応)	今回の調査では影響の変化は把握できなかった。	

(注) 当省の調査結果による。

イ 国際的整合化

国際的整合化とは、国際規格との整合化、外国データの受け入れ及び国際的な相互認証を導入する制度改変である。

今回の把握結果では、表 3 - 11 のとおり、国際的整合化に係る制度改変が行われたものは 5 制度であった。

このうち、外国での受検データの活用範囲が拡大された 2 制度(国交 15、16)については、受検者・検査検定実施主体双方にコストの低減等がみられた。これらは、制度を活用することで、実際の検査検定の内容が簡略化されたり、検査検定が不要になったりしたもので

ある。

その他の3制度(総務10、経産1、国交21)については、対象となる物品が少ない等により、今回の調査では影響の変化を把握できなかった。

表3-11 国際的整合化に係る制度改変を行ったもの

省別整理番号	検査検定制度名	制度改変の内容	制度改変の影響	変化
総務10	製造所等の検査	【製造所等の完成検査前検査】 平成13年3月23日 海外で製作された液体危険物タンクの完成検査前検査について、海外の公正かつ中立な検査機関による検査報告書を活用した検査の実施	今回の調査では影響の変化は把握できなかった。	
経産1	特定計量器の検定	【特定計量器の検定】 平成12年8月9日 非自動はかりの技術基準を見直し	今回の調査では影響の変化は把握できなかった。	
国交15	航空機の耐空証明	【航空機の耐空証明】 平成9年10月1日 輸出国の証明を活用することにより、国の検査を省略できる範囲を拡大	(コスト) 外国証明制度を活用した場合(国際民間航空条約締約国の証明及び型式証明)は、手数料や受検対応等の面でコスト負担の減少がみられた。 検査検定実施主体においても検査実施対応の面でコスト負担の減少がみられた。	
国交16	航空機装備品の予備品証明	平成9年10月1日 外国証明制度を活用した場合について、予備品証明を受けたものとみなす範囲を拡大	(コスト) 外国証明制度の活用については多くの事業者が影響あり(受検件数の減少)と答えている。	
国交31	自動車検査	【特定装置の型式指定】 平成12年3月31日 相互承認対象装置の拡大(側面衝突時の乗員保護装置等) 平成13年6月30日 相互承認対象装置の拡大(速度計等)	今回の調査では影響の変化は把握できなかった。	

(注) 当省の調査結果による。

ウ その他

今回の把握結果では、表3-12のとおり、上記ア及びイ以外で検査検定基準に係る制度改変が行われたものは8制度であったが、これらは、変化がみられなかった又は変化を把握することができなかった。

表3-12 検査検定基準に係るその他の制度改変

省別整理番号	検査検定制度名	制度改変の内容	制度改変の影響	変化
厚労7	専用水道布設工事の設計の確認	平成12年4月1日 水道施設の技術基準を定める省令が施行された。	今回の制度改変は、従来、審査基準として活用していた「水道施設指針・解説」(社団法人日本水道協会発行。厚生省監修)をほぼ同様の内容で省令化したものであることから、審査内容に大きな変化はなく、コストへの影響は発現していない。	

(次のページに続く。)

(続き)

省別整理番号	検査検定制度名	制度改変の内容	制度改変の影響	変化
農水9	農機具の検査	昭和 58 年以降、現行の検査対象機種について、実需者のニーズ、国際基準との整合性及び簡素化・効率化等の観点から延べ 64 回見直しを行っている。	今回の調査では影響の変化は把握できなかった。	
経産16	容器検査	【容器再検査】 平成 9 年 3 月 25 日 通達を告示化	今回の調査では影響の変化は把握できなかった。	
経産17	附属品検査	【附属品再検査】 平成 9 年 3 月 25 日 通達を告示化	今回の調査では影響の変化は把握できなかった。	
経産21	火薬類の製造施設等の検査	平成 12 年 7 月 1 日 保安検査の検査項目に「保安の確保のための組織及び方法」が追加	今回の調査では影響の変化は把握できなかった。	
経産23	坑内用品の検定	平成 8 年 3 月 電気機械及び電気器具検定の試験方法の改正	今回の調査では影響の変化は把握できなかった。	
国交55	工場生産浄化槽の型式の認定	平成 12 年 6 月 1 日 浄化槽法改正により、単独処理浄化槽の設置が原則として禁止されたことに伴い、建築基準法の構造基準においても、単独処理浄化槽の基準を削除	調査対象年度において、単独浄化槽に係る型式の認定の実績はみられなかった。	
環境1	浄化槽の検査	【浄化槽の設置受等の水質検査】及び【浄化槽の定期検査】 平成 14 年 2 月 7 日 新しい処理方式の浄化槽に係る検査項目を追加	今回の調査では影響の変化は把握できなかった。	

(注) 当省の調査結果による。

(4) 検査検定方法に係る制度改変

今回の把握結果では、検査検定方法に係る制度改変が行われたものは46制度あった。

内訳は、検査検定の有効期間・周期の廃止・延長が16制度、民間データの活用が9制度、運転時検査の導入が1制度であり、検査検定方法に係るその他の制度改変は31制度である。

なお、一つの制度の中で複数の制度改変を行ったものが10制度ある。

ア 検査検定の有効期間・周期の廃止・延長

検査検定の有効期間（初回検査・型式検査等で一定期間経過後の再受検が必要な場合）及び検査検定の周期（定期検査）のあるものについては、当該期間等の廃止又は延長は、1回当たりの受検負担は変わらないが、受検頻度が変わることから、受検者・検査検定実施主体双方においてコストが低減することになる。

今回の把握結果では、表3-13のとおり、検査検定の有効期間・周期の廃止又は延長が行われたものは16制度であり、うち7制度（農水3、経産9、国交7、11、14、21、31）においてコスト低減がみられた。

残りの9制度（総務1、厚労12、経産1、2、6、16、17、21、国交16）については、対象品目が今回の調査対象となっていなかったものや、製造実績等により変化の出にくいものであること等により、今回の調査では影響の変化を把握できなかった。

なお、検査検定の有効期間等の廃止・延長についても、インセンティブ制度による導入事例が2制度（厚労12、経産9）あり、インセンティブ制度の活用事業者にはコストの低減がみられた。

表3-13 有効期間等の廃止・延長が行われたもの

省別整理番号	検査検定制度名	制度改変の内容	制度改変の影響	変化
総務1	無線局の検査	平成10年3月30日 実験局及び実用化試験局について免許の有効期間を延長（実験局：2年 5年、実用化試験局：1年 2年）	今回、調査した受検者の一部において、該当無線局が少なく影響はそれほど大きくないとの回答があったが、検査検定実施主体においては具体的な件数の増減は把握しておらず、変化の把握はできなかった。	
厚労12	特定機械等の検査	【ボイラーの構造検査】及び【第一種圧力容器の構造検査】 平成12年3月30日 構造検査に合格してから1年以上設置されなかったボイラーを設置しようとするときは、使用検査を受検しなければならなかったが、設置しない期間の保管状況が良好であると都道府県労働局長が認めたものについては、使用検査を受けなければ設置できなくなるまでの期間を1年以上から2年以上へ延長した（使用検査も同旨）。	今回の調査では影響の変化は把握できなかった。	

（次のページに続く。）

(続き)

省別整理番号	検査検定制度名	制度改変の内容	制度改変の影響	変化
厚労12	特定機械等の検査	<p>〔移動式クレーンの製造検査〕及び〔ゴンドラの製造検査〕</p> <p>平成12年3月30日 移動式クレーン検査証の有効期間は、製造検査合格後に交付される検査証に記載されており、従来は有効期間の延長は行われなかったが、移動式クレーンを設置する際の報告において、設置しない期間の保管状況が良好であると都道府県労働局長が認めたものについては、製造検査後3年を超えない範囲内で設置の日から2年を限度に延長できることとした(使用検査も同旨)。</p>	(今回の調査では把握の対象としていない。)	
農水3	漁船登録票の検認	平成14年4月 有効期間を3年から5年に延長	(コスト) 有効期間の3年から5年への延伸により平成17年度以降、年間検認件数が従前の5分の3になるとみられる。	
経産1	特定計量器の検定	<p>〔特定計量器の検定〕</p> <p>平成9～13年度 次の計量器の検査有効期間の延長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積算熱量計(6年 8年) ・温水メーター(6年 8年) ・騒音計(3年 5年) ・ガスメーター(7年 10年) ・ガラス電極式水素イオン濃度指示計(3年 6年) ・ガラス式電極式水素イオン濃度検出器(1年 2年) ・自動車等給油メーター(5年 7年) ・液化石油ガスメーター(3年 4年) ・振動レベル計(3年 6年) ・濃度計(ガラス電極式水素イオン濃度検出器・指示計及び酒精度浮ひょうを除く9種類)(5年 8年) ・最大需要電力計(電子式のもの)(5年 7年) ・電力量計(定格電圧300ボルト以下のものうち電子式のもの(計量法施行令(平成5年政令第329号)別表第3第4号イ並びにロ(1)及びロ(2)に掲げるものを除く))(5年 7年) ・無効電力計(電子式のもの)(5年 7年) 	(今回の調査では把握の対象としていない。)	
		<p>〔特定計量器の型式承認等〕</p> <p>平成9年度 5年から10年に延長</p>	(今回の調査では把握の対象としていない。)	
経産2	基準器検査	<p>平成11～12年度 次の基準器の検査有効期間の延長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・温度基準器(-20度～200度の基準ガラス製温度計で目量が1度のもの)(4年 5年) ・同(上記以外のもの)(3年 5年) ・圧力基準器(基準重錘型圧力計)(3年 4年) ・同(基準液柱型圧力計)(3年 4年) ・密度基準器(基準密度浮ひょう)(6年 8年) ・濃度基準器(6年 8年) ・比重基準器(6年 8年) ・振動基準器(2年 4年) ・熱量基準器(3年 6年) ・タクシメーター装置検査用基準器(3年 4年) ・照度基準器(3年 5年) 	(コスト等) 今回の調査では、基準器検査のうち、最も利用されている質量基準器を対象にしており、検査有効期間が見直し(検査周期の延伸)された温度基準器等9品目については把握の対象としていない。	

(次のページに続く。)

(続き)

省別整理番号	検査検定制度名	制度改変の内容	制度改変の影響	変化
経産6	特別特定製品の適合性検査	平成 12 年 10 月 1 日 乳幼児用ベッドの改正(5年 10 年)、登山用ロープの廃止(5年 廃止)	今回の調査では影響の変化は把握できなかった。	
経産9	電気工作物の検査	【使用前安全管理検査】 平成 12 年 7 月 1 日 安全管理審査の結果に基づき、国は設置者の自主検査体制を総合的に評定する。 なお、システム安全管理審査を受ける場合、評定結果が優良であった設置者は、審査頻度が軽減される。	(コスト) 制度設計上、非インセンティブ適用事業者(工事毎に受検)に比べて、インセンティブ適用事業者(おおむね 3 年に 1 度受検)の受検頻度は少なくなり、その分、受検者にとってのコスト負担は軽減される。 (選択範囲) インセンティブ制度の導入により、受検者がシステム安全管理審査の受検又は、個別安全管理審査の受検のいずれかを選択することができることになっており、受検者にとっての選択範囲は拡大している。	
		【溶接安全管理検査】 平成 12 年 7 月 1 日 安全管理審査の結果に基づき、国は設置者の自主検査体制を総合的に評定する。 なお、システム安全管理審査を受ける場合、評定結果が優良であった設置者は、審査頻度が軽減される。	(コスト) 制度設計上、非インセンティブ適用事業者(工事毎に受検)に比べて、インセンティブ適用事業者(3 年に 1 度受検)の受検頻度は少なくなり、その分、受検者にとってのコスト負担は軽減される。 (選択範囲等) インセンティブ制度の導入により、受検者がシステム安全管理審査の受検又は、個別安全管理審査の受検のいずれかを選択することができることになっており、受検者にとっての選択範囲は拡大している。	
経産16	容器検査	【容器再検査】 平成 10 年 4 月 1 日 容器再検査に係る周期の改正を実施	今回の調査では影響の変化は把握できなかった。	
経産17	附属品検査	【附属品再検査】 平成 9 年 4 月 1 日 自動車に装置された状態で液化石油ガスを充てんする液化石油ガス自動車燃料装置用容器に装置されている附属品については、容器の再検査周期に同期させることのできる経過年数を 7 年 6 か月とした。	(今回の調査では把握の対象としていない。)	
経産21	火薬類の製造施設等の検査	平成 12 年 7 月 1 日 「土堤・簡易土堤・防爆壁」の保安検査の周期を 3 年に 1 回に延長	今回、調査した受検者の一部において、影響はないとの回答があったが、検査検定実施主体においては具体的な件数の増減は把握しておらず、変化の把握はできなかった。	
国交7	船舶検査	【船舶検査】 平成 9 年 7 月 1 日 船舶検査証書の有効期間を 4 年から 5 年に延長(検査周期の延長)	(コスト) 船舶検査証書の有効期間が 4 年から 5 年に延長されたことによって、受検者及び検査検定実施主体の両者ともに、検査検定に要するコストが 5 分の 4 になるものとみられる。	

(次のページに続く。)

(続き)

省別整理番号	検査検定制度名	制度改変の内容	制度改変の影響	変化
国交11	海洋汚染防止設備等の検査	【海洋汚染防止設備等の定期検査】 平成 9 年 7 月 1 日 海洋汚染防止証書の有効期間を 4 年から 5 年に延長(検査周期の延長)	(コスト) 海洋汚染防止証書の有効期間が 4 年から 5 年に延長されたことによって、受検者及び検査検定実施主体の両者ともに、検査検定に要する費用が 5 分の 4 になるものとみられる。	
国交14	気象測器の検定	【気象測器の検定】 平成 10 年 7 月 1 日 ガラス製温度計、電気式温度計、振動式気圧計、乾湿式湿度計の検定有効期間を延長(5 年 10 年) ----- 【気象測器の検定】 平成 14 年 4 月 1 日 ガラス製温度計、乾湿式湿度計、雨量計(自記型及び転倒ます型のを除く)及び雪量計(自記型のを除く)の検定有効期間を廃止	(コスト) 施行されてから期間がたっていないことから調査結果からは変化はみられないが、ガラス製温度計(年間約 2,000 件)や乾湿式湿度計(年間約 400 件)等については今後定期的に受検する必要がなくなることから、受検者及び検査検定実施主体の両者ともにコストの減少が見込まれる。	
国交16	航空機装備品の予備品証明	平成 9 年 10 月 1 日 有効期間を廃止(改変前は装備品の種類により 1 年～5 年の有効期間が設けられていた。)	(コスト) 今回の調査では、制度改変前の有効期間到来による更新検査受検割合が不明であるため、有効期間の廃止についての影響は把握できなかった。	
国交21	模擬飛行装置等の認定	平成 8 年 4 月 1 日 定期検査(実地検査)の実施間隔の変更(毎年実施 隔年実施)	(コスト) 実地検査が毎年実施から隔年実施になったことにより、受検者及び検査検定実施主体ともに、受検対応コストが減少している。	
国交31	自動車検査	【新規検査】、【継続検査】、【臨時検査】、【構造等変更検査】及び【予備検査】 平成 7 年 7 月 1 日 車齢 11 年以上の自家用乗用自動車等の自動車検査証の有効期間の延長(1 年 2 年) 平成 12 年 5 月 1 日 車両総重量 8 トン未満の貨物車等の初回の自動車検査証の有効期間の延長(1 年 2 年)	(コスト) 当該制度における制度改変は、検査内容の変更を伴わずに検査周期が延伸されている(受検者である車両保有・使用者にとっては、受検件数が減少するため、検査 1 件当たりコストは制度改変前後で差異はないが、年当たりのコスト負担が軽減されるものとみられる。 なお、検査検定実施主体側のコスト負担についても軽減されるものとみられる。	

(注) 当省の調査結果による。

イ 民間データの活用

民間データの活用には、インセンティブ制度により自ら認定を受け自主検査結果を提出することにより検査検定の一部又は全部を省略する場合や、第三者である認定事業者へ検査を委託して入手した検査結果データを提出して検査検定の一部又は全部を省略する場合がある。

今回の把握結果では、表 3 - 14 のとおり、民間データの活用により検査検定の簡素化が図られる制度改変が行われたものは 9 制度であり、うち 8 制度(総務 1、2、3、7、8、国交 14、15、16)については、受検者及び検査検定実施主体の双方にコスト低減がみられた。残りの 1 制度(農水 9)については、今回の調査では影響の変化を把握できなかった。

なお、民間データの活用制度を利用するか否かの選択については任意となっており、インセン

タイプ制度を利用する場合の認定手数料等制度利用に経費を要する場合は、そのためのコストと民間データ活用により期待できるコスト削減額とを勘案して活用するか否かを選択できる。

表3-14 民間データの活用に係る制度改変

省別整理番号	検査検定制度名	制度改変の内容	制度改変の影響	変化
総務1	無線局の検査	平成10年4月1日無線局の免許人から、総務大臣が認定した「認定点検事業者」が実施した無線設備等の点検結果が提出され、その内容が適正な場合、国による検査の一部を省略する制度を導入	(コスト) コスト分析結果では手数料、受検対応コストの減少がみられる。受検者の意見によると、認定点検事業者制度の導入・活用により、手数料・受検対応コストについてはほとんどの事業者が、書類作成コストについては半数近い事業者が、それぞれコスト削減になったとしている。 現在、受検者のほとんどが認定点検事業者による無線設備等の点検結果を活用している。 (選択範囲) 受検者にとっては、認定点検事業者制度を活用するかしないかという選択肢が広がったという観点から、利便性が高まったとみられる。	
総務2	無線設備機器の検定	平成11年3月30日 総務大臣が認定した「認定点検事業者」等による試験データを受検時に提出した場合は、手続きの一部が省略され、かつ、受検料が半分に減額される。	(コスト) 試験データを活用することにより、試験データ作成のための部外委託コストが新たに発生するものの、手数料、受検対応コスト(人件費・旅費)、運搬コストが削減されている。特に、手数料が半額減免される影響が、金額的に大きい。 (選択範囲) 「認定点検事業者」等による試験データの活用制度の導入については、受検者が選択することができることになっており、受検者にとっての選択範囲は拡大している。	
総務3	技術基準適合証明	平成11年3月6日 総務大臣が認定した「認定点検事業者」による試験データを受検時に提出した場合は、手続きの一部が省略され、かつ、受検料が減額される。	(コスト) 試験データを活用する場合、受検者において、認定点検事業者に対する部外委託コストが新たに発生する一方で、その他のコスト項目(手数料の減免、機器本体の持込不要化等)においてコスト削減につながっており、試験データを提出しないケースと提出するケースの間にコスト負担状況の差異がみられる。 なお、調査対象事業者6社のうち2社は、制度改変前後(認定点検事業者制度の導入前後)における受検実績の比較を行っており、それによると、手数料、受検対応人件費、書類作成コスト及び事前準備コストの各項目においてコストが下がったと回答している。 (選択範囲) 認定点検事業者による試験データの活用制度の導入については、受検者が選択することができることになっており、受検者にとっての選択範囲は拡大している。	
総務7	端末機器技術基準適合認定	平成11年3月6日 総務大臣が認定した「認定試験事業者」による試験データを受検時に提出した場合は、審査の一部が省略され、かつ、受検料が減額される。	(コスト) 平成13年度の実績では、当該制度での検査全体の約18パーセントが認定試験事業者による試験データを活用する受検であり、当該制度を活用した受検の場合、手数料の減額、検査の一部省略などの措置が講じられており、その影響は、手数料及び受検対応コスト(人件費)に反映されるものとみられる。 (選択範囲) 認定試験事業者による試験データの活用制度の導入については、受検者が選択することができることになっており、受検者にとっての選択範囲は拡大している。	
総務8	端末機器の設計についての認証	同上	同上	

(次のページに続く。)

(続き)

省別整理番号	検査検定制度名	制度変更の内容	制度変更の影響	変化
農水9	農機具の検査	平成12年度に、安全鑑定の適合機については、安全確認調査においてデータの転用を認めることとした。	今回の調査では影響の変化は把握できなかった。	
国交14	気象測器の検定	【気象測器の検定】 平成14年4月1日認定測定者制度の導入	(コスト・選択範囲) 制度を利用した場合、手数料、受検対応においてコスト減が認められた。 一方で、認定を受けることによるコスト負担がある。認定測定者制度を活用するか否かは、事業者が任意に選択できる。	
国交15	航空機の耐空証明	【航空機の耐空証明】 平成9年10月1日民間事業者の能力を活用することにより、国の検査を省略できる範囲を拡大	(コスト) 認定事業場制度を活用する場合、1件当たりの手数料及び受検対応コストは減少する。 ただし、自社が認定事業場となる場合は導入コスト・経常コストが、自社以外の認定事業場を活用する場合は委託費用がそれぞれかかる。 (選択範囲) 認定事業場制度を活用するか否かは受検者の任意となっており、選択範囲は拡大している。	
国交16	航空機装備品の予備品証明	平成9年10月1日認定事業場制度を活用した場合について、予備品証明を受けたものとみなす範囲を拡大	(選択範囲) 認定事業場制度を活用するか否かは受検者の任意となっており、選択範囲は拡大している。	

(注) 当省の調査結果による。

ウ 運転時検査の導入

運転時検査とは、施設・設備の検査検定の際に、その運転を停止することなく運転したままで検査検定を実施するものであり、その導入は受検者の機会費用（運転を停止しなければ得られたであろう収益の損失）を低減することとなる。

今回の把握結果では、表3-15のとおり、運転時検査導入が行われたのはインセンティブ制度による1制度(厚労12)であり、受検対応コストの低減とともに機会費用の低減がみられた。

表3-15 運転時検査を導入したもの

省別整理番号	検査検定制度名	制度変更の内容	制度変更の影響	変化
厚労12	特定機械等の検査	【ボイラーの性能検査】及び【第一種圧力容器の性能検査】 平成8年3月22日所轄労働基準監督署長が認めたボイラー・第一種圧力容器については、隔年でボイラーの運転時に性能検査を受けることができることとした(2年連続運転)。 平成14年3月29日所轄労働基準監督署長が認めたボイラー・第一種圧力容器については、開放検査の周期を最大4年まで延長し、その間はボイラーの運転時に性能検査を受けることができることとした(4年連続運転)。	(コスト) 受検者において、インセンティブ制度の認定を受けるために書類作成等の一定のコストを要するものの、運転時検査の導入により、開放検査の場合にボイラーを停止することによる「機会費用」、受検準備のために清掃・整備等を委託して行うための「部外委託経費」、あるいはこれを自社で行うための「事前準備コスト」の各項目にコスト削減の影響がみられる。 検査検定実施主体においては、開放検査に比べ運転時検査において、検査検定実施コスト(人件費)が僅かに減少している。	

(注) 当省の調査結果による。

エ その他

今回の把握結果では、表3 - 16 のとおり、上記ア、イ及びウ以外で検査検定方法に係る制度改変が行われたものは31 制度であった。

このうち、検査検定方法を簡素化する20 制度(総務3、7、8、厚労5、農水7、経産10、12、国交34、38、39、40、41、42、43、44、45、46、47、48、49)についてはコスト低減等がみられた。

他の11 制度については、今回の調査では把握の対象としなかったものが9 制度(総務10、経産14、16、17、国交14、50、51、53、環境1)、調査はしたが変化のなかったものが2 制度(厚労13、国交15)であった。

表3 - 16 検査検定方法に係るその他の制度改変

省別整理番号	検査検定制度名	制度改変の内容	制度改変の影響	変化
総務3	技術基準適合証明	平成11年3月6日 従来の機器1台ごとに確認する制度(個別検定)に加え、大量生産機種向けに工事設計による認証制度(型式検定)を導入	(コスト) 調査結果によると、検査1件当りに要するコストは、個別検定に比べて型式検定の方が大きい一方、受検1件当りに受検する機器数(型式検定の場合は、1型式で生産される機器数)で割り戻した、機器1台当りに要するコストを比較すると、個別検定に比べて型式検定の方が圧倒的に小さい。 (選択範囲) 製品開発段階において、新機種の機能確認やフィールドテストを行うための試験機については、個別機器ごとに実施される技術基準適合証明を受検し、その後、大量生産段階になったとき(市場出荷前)には、同一型式ごとに実施される工事設計認証を受検する、などのように、受検機器の開発レベルと検査検定制度の特性に応じて受検方法を使い分けており、選択範囲は拡大している。	
総務7	端末機器技術基準適合認定	平成11年3月6日 機器を提出せず、書面のみで同一の型式ごとに認定を受ける従来の方式(個別認定)の一つを、大量生産機種向けの設計による認証制度(型式検定)へと移行	(コスト) 基本的には書類による審査であり、審査方法に大きな変更がなかったことから、制度改変前後でのコスト面での変化はみられない。 (選択範囲等) 従来から存在する個別認定に、型式検定が並立的に導入されており、受検者がこれらの制度の活用を選択することができることになり、受検者にとっての選択範囲は拡大している。	
総務8	端末機器の設計についての認証	同上	同上	
総務10	製造所等の検査	平成13年4月9日 国際流通の一層の円滑化を図る観点から、タンクコンテナの輸入時に行う完成検査について、危険物を貯蔵した状態で行う等を内容とするタンクコンテナにかかる完成検査の簡素化及び合理化等を実施	(今回の調査では把握の対象としていない。)	

(次のページに続く。)

(続き)

省別整理番号	検査検定制度名	制度改変の内容	制度改変の影響	変化
厚労5	製品検査	平成10年3月 検査検定の対象品目(タール色素)における検査単位となるロットを形成する最大量について、これまで300キログラムとされていたものを撤廃(検査抽出率の緩和)	(コスト) 受検者については、受検件数の減少に伴い、手数料及び都道府県が行う検査検定対象品目の採取等への立会いなどの人件費が減少している。 検査検定実施主体及び検査検定事務の経由機関である都道府県についても、同様に、検査検定の実施件数の減少に伴い人件費等のコストが減少している。	
厚労13	小型ボイラー等の個別検定	平成9年12月 第二種压力容器、小型ボイラー及び小型压力容器について、品質管理や生産管理等が良好であること等の一定の条件の下に個別検定代行機関等が認めた製造者については、同一型式の2回目以降の個別検定の運用を簡素化できるインセンティブ制度の導入	(コスト) インセンティブ制度の認定を受けている事業者は、制度改変による影響について変化がないと回答しており、同事業者における制度改変によるコスト削減への影響は把握できなかった。 (選択範囲) インセンティブ制度の活用は事業者の任意であり、選択範囲は拡大されている。	
農水7	医薬品の検定	平成12年度 力価試験等の試験項目の廃止(ニューカッスル病生ワクチン等19品目)	(コスト) 試験項目が廃止されたことにより、検査検定手数料が軽減された。	
経産10	燃料体の検査	平成8年6月 燃料体の品質管理の状況や加工の内容等により、経済産業大臣が支障がないと認めた場合には、検査工程の全部又は一部の検査を受けないで使用することが可能	(コスト) インセンティブ制度が適用されるケースと適用されないケースとの比較を行う場合、インセンティブ制度が適用されるケースにおいては、受検対応コストにおいてコスト負担が約3分の1程度に削減される一方、燃料体の品質実績や品質管理体制等をまとめた書類を作成・更新するためのコスト負担が新たに発生する。当該費用については、固定費的に発生するコストであるため、受検実績の多い事業者ほどインセンティブ制度導入によるコスト負担軽減メリットを享受することができている。 (選択範囲) インセンティブ制度の活用は事業者の任意であり、選択範囲は拡大されている。	
経産12	ガス工作物の使用前検査	【ガス工作物の使用前検査】 (一般ガス事業者) 平成12年10月1日 使用前検査について、工程中検査を省略するなど検査内容を簡素化	(コスト) 検査の簡素化による受検負担の減少等があり、全体としてのコストは低減している。	
経産14	高圧ガス製造施設等の検査	【特定施設の保安検査】 平成13年3月26日 ポンプ及び圧縮機の耐圧試験適用除外期間の延長	(今回の調査では把握の対象としていない。)	
経産16	容器検査	【容器再検査】 平成11年4月1日 液化天然ガス自動車燃料装置用容器の外観検査等につき、車載状態のまま検査可能とすべく附属品再検査の方法の見直しを実施	今回、調査対象としたが、対象品目に係る実績がなく、影響の変化は把握できなかった。	
経産17	附属品検査	【附属品再検査】 平成11年4月1日 液化天然ガス自動車燃料装置用附属品の外観検査等につき、車載状態のまま検査可能とすべく附属品再検査の方法の見直しを実施	今回、調査対象としたが、対象品目に係る実績がなく、影響の変化は把握できなかった。	

(次のページに続く。)

(続き)

省別整理番号	検査検定制度名	制度改変の内容	制度改変の影響	変化
国交14	気象測器の検定	平成11年3月 検定処理期間の短縮	今回の調査では影響の変化は把握できなかった。	
国交15	航空機の耐空証明	【航空機の耐空証明】 平成9年10月1日 国際民間航空条約附属書に定める標準に基づき、発動機の排出物を規制するための規定のうち、航空機の安全性、騒音及び発動機の排出物についての国の証明を一本化	(コスト) 耐空証明に新たに発動機の排出物の検査が追加されているが、書類審査であり、受検者及び検査検定実施主体の双方にとって大きな負担増とはなっていない。	
国交34	自動車ターミナルの検査	平成8年5月29日 国が行っていた検査制度を改変し、事業者自ら構造及び設備の基準適合性を審査し、その旨を書面で提出する制度へ改正	(コスト) 制度改変により現地調査が省略されることになったことから、受検者及び検査検定実施主体の双方に負担の減少が認められる。	
国交38	耐火構造の認定	本認定制度は、平成10年の法改正により新たに整備されたものであるが、法改正前にも認定等に係る制度(旧法第38条に基づく「特殊な建築材料又は構造方法の認定」等)があり、従前の制度においては、基本的に「指定試験機関による試験」、「財団法人日本建築センター防火性能審査会による認定」、「大臣による認定」の3段階で構成されていたものが、改正後は「指定性能評価機関による評価」、「大臣による認定」の2段階となっている。	(コスト) 今回、分析を行った例においては、受検対応人件費及び旅費については、認定前の手続が試験・評定の2段階から性能評価に1本化されたことにより低減している。提出する書類についても、改変後は簡素化されている。 (選択範囲) 制度改変後は、制度上、公益法人だけでなく、一定の公正中立要件を満たす民間機関も指定を受けることが可能となったことにより、窓口も増えており受検者の選択範囲は拡大している。	
国交39	準耐火構造の認定	同上	同上	
国交40	防火構造の認定	同上	同上	
国交41	不燃材料の認定	同上	同上	
国交42	耐火建築物に設ける防火戸等の認定	同上	同上	
国交43	準耐火建築物に設ける防火戸等の認定	同上	同上	
国交44	屋根の構造の認定	同上	同上	
国交45	外壁で延焼のおそれのある部分の構造の認定	同上	同上	
国交46	大規模木造建築物等の屋根の構造の認定	同上	同上	
国交47	長屋等の各戸の界壁・構造の認定	同上	同上	
国交48	し尿浄化槽の構造の認定	同上	同上	
国交49	基礎等に使用する建築材料の適合認定	同上	同上	
国交50	建築物の確認・検査	平成11年5月1日 中間検査制度の導入(阪神・淡路大震災を受けての規制内容の見直し)	(コスト) 中間検査の受検は負担増であるが、対象は限定的である(今回調査した都道府県では、中間検査の件数は建築確認を受けたものの約11パーセント)。	
国交51	建築設備の確認・検査	平成11年5月1日 中間検査制度の導入(阪神・淡路大震災を受けての規制内容の見直し)	(コスト) 中間検査の受検は負担増であるが、対象は限定的である(今回調査した都道府県では、中間検査の件数は建築確認を受けたものの約0.08パーセント)。	

(次のページに続く。)

(続き)

省別整理番号	検査検定制度名	制度改変の内容	制度改変の影響	変化
国交53	煙突等の工作物及び昇降機等の確認・検査	平成 11 年 5 月 1 日 中間検査制度の導入(阪神・淡路大震災を受けての規制内容の見直し)	(コスト) 中間検査の受検は負担増であるが、対象は限定的である(今回調査した都道府県では、中間検査の件数は建築確認を受けたものの約 0.17 パーセント)。	
環境1	浄化槽の検査	【浄化槽の設置受等の水質検査】 【浄化槽の定期検査】 平成 14 年 2 月 7 日 新しい処理方式の浄化槽に係る検査項目を追加、オルトトリジン法を用いた残留塩素の検査方法を削除	(今回の調査では把握の対象としていない。)	

(注) 当省の調査結果による。

(5) その他

ア 手続の電子化

今回の把握結果では、表 3 - 17 のとおり、2 制度(農水 6、10)において手続の電子化が図られており、手続に係る受検者の負担の減少がみられた。

なお、平成 14 年度から提出書類の電子化を行ったものに、新規化学物質の届出に基づく審査(厚労 10・経産 25・環境 4)があるが、利用率は 6 パーセントであり、受検負担についても受検者からは、増加と減少の両方の回答があった。

表 3 - 17 手 続 の 電 子 化 を 行 っ た も の

省別整理番号	検査検定制度名	制度改変の内容	制度改変の影響	変化
農水 6	指定検疫物等の検査	【指定検疫物の輸入検査】 平成 9 年から「動物検疫所手続電算処理システム」を導入した。これにより、申請者は輸入畜産物の電子申請が可能となった。また、同システムは税関システム(NACCS)と連携しており、税関手続との同時並行処理が図られている。 平成 13 年度には、機能追加により、輸入動物の手続も可能となった。	(コスト) 指定検疫物の輸入検査については、電子申請が可能となっており、今回調査した受検者のうち、畜産物の輸入については約半数が導入している。これらの事業者では、申請から合格に至る一連の事務が迅速に行われるようになったとしている。 なお、添付書類(輸出国の証明等)を持参して提出する必要性は残るものの、必ずしも事前に提出する必要性がなくなったため、受検者が動物検疫所へ行くことの負担は減少している。	
農水 10	輸出入植物等の検査	【輸入検査】 平成 8 年以前から「輸入植物検査手続電算処理システム」を導入しているが、平成 9 年度から税関システム(NACCS)と連携しており、税関手続との同時並行処理が図られている。	(コスト) 輸入植物等の検査の申請については、電子申請が可能となっており、今回調査した受検者のほとんどが導入している。これにより、申請から合格に至る一連の事務が迅速に行われるようになった。 なお、添付書類(輸出国の証明等)は持参して提出する必要性は残るものの、必ずしも事前に提出する必要性がなくなったため、受検者が植物防疫所へ行くことの負担は減少している。	

(次のページに続く。)

(続き)

省別整理番号	検査検定制度名	制度変更の内容	制度変更の影響	変化
厚労10 経産25 環境4	新規化学物質の届出に基づく審査	平成14年度から、CD-Rによる届出を可能とした。	(コスト) 平成14年度におけるCD-Rの利用は全292件中18件(6パーセント)である。今回調査した14事業者では、6事業者が利用しているが、書類作成の手間が減った反面電子化作業の増もある。未利用者の中には、電子化作業の負担増のため利用予定はないとするものもあった。	

(注) 当省の調査結果による。

イ 手数料の改定

今回の把握結果では、表3-18のとおり、手数料の改定が行われたものが7制度あった。なお、物価変動に伴う事務的な改定は除いている。

表3-18 手 数 料 を 改 定 し た も の

省別整理番号	検査検定制度名	制度変更の内容	制度変更の影響	変化
総務7	端末機器技術基準適合認定	平成13年11月30日 指定認定機関に係る手数料を法定制から大臣認可制へ移行	(コスト) 当該制度変更を受けて、財団法人電気通信端末機器審査協会では、平成14年1月1日に手数料を一律約10パーセント程度値下げしており、その影響は手数料に反映されている。	
総務8	端末機器の設計についての認証	同上	同上	
経産21	火薬類の製造施設等の検査	平成12年7月1日 保安検査の有料化	(コスト) 制度変更前は無料で実施していた保安検査が有料化されたことにより、受検者にとってコスト負担は増加している。	
国交50	建築物の確認・検査	平成11年5月1日 手数料について政令を改正し、確認、中間検査、完了検査の各段階で徴収する方式に改めるとともに額についても改定 平成12年4月1日 政令の手数料関係規定が削除され、建築主事においては条例により、民間検査機関においては自由に設定できることとなった。	(コスト) 平成11年の政令改正により、行政機関(特定行政庁の建築主事)が確認検査に要していた実費を勘案して見直した結果、手数料の総額は増加している。 民間検査機関の中には、行政機関に比して高額の手数料を設定しているところもある一方、行政機関と同額とした上で割引制度を導入しているところもあり、多様なものとなっている。	
国交51	建築設備の確認・検査	同上	同上	
国交53	煙突等の工作物及び昇降機等の確認・検査	同上	同上	
国交54	製造施設等の工作物の確認・検査	平成11年5月1日 手数料について政令を改正し、確認、完了検査の各段階で徴収する方式に改めるとともに額についても改定 平成12年4月1日 政令の手数料関係規定が削除され、建築主事においては条例により、民間検査機関においては自由に設定できることとなった。	同上	

(注) 当省の調査結果による。

ウ その他

今回の把握結果では、表3 - 19 のとおり、上記以外の制度改変が行われたものは2制度であった。

表3 - 19 そ の 他 の 制 度 改 変

省別整理番号	検査検定制度名	制度改変の内容	制度改変の影響	変化
厚労11	食鳥検査	平成12年3月 厚生省(当時)は、総務庁(当時)の「基準認証等の制度及び運営の実態調査の結果に基づく勧告」(平成12年3月23日)を受け、都道府県等に対し、早朝、時間外における検査実施を認める弾力化、食鳥検査における民間獣医師の活用等について更なる要請を行っている。	(コスト・選択範囲) 今回、調査した10検査検定実施主体(内訳:地方公共団体4、指定検査機関6)は、いずれも平成12年3月以前から、早朝及び時間外の検査実施を認める弾力化などを図っていた。	
国交31	自動車検査	【自動車の型式指定】 平成10年11月24日 特定装置の型式指定制度(国交31-7)が創設され、指定を受けた装置等については、自動車型式指定の審査が省略されることとなった。 なお、手数料については、42万円から、2万6,000円に指定を受けた装置の種類数を乗じた額を減額されることとなった。	(コスト) 特定装置の型式指定制度の導入後、対象装置が拡大され、受検者の装置型式指定の取得数に応じて、受検者が支払う手数料が減少すること、受検に対応するための時間・人員が減少することが影響として想定される。 コスト分析結果をみると、手数料負担については減少傾向がみられる。	

(注) 当省の調査結果による。

3 コストや選択範囲等の影響を小さくする制度改変についての分析

検査検定制度の制度改変の状況及び直接的影響の把握結果に基づき、コストの上昇、選択範囲の限定等の影響を小さくするという観点から、どのような制度改変を行えば、どのような事項においてどのような変化が生じるかという影響の発現のパターンを明らかにすることとした。

今回の調査では、検査検定の実施・受検に当たって検査検定実施主体・受検者が直接的に負担するコスト、そのコスト項目ごとにその大きさ、また、変化した場合はその内容・度合いを把握した。

このコストの項目は、

検査検定実施主体側のコストについては、

- ・ 検査検定の実施に係る人件費・旅費、
- ・ 検査用機器に係る経費（維持管理経費等）等、

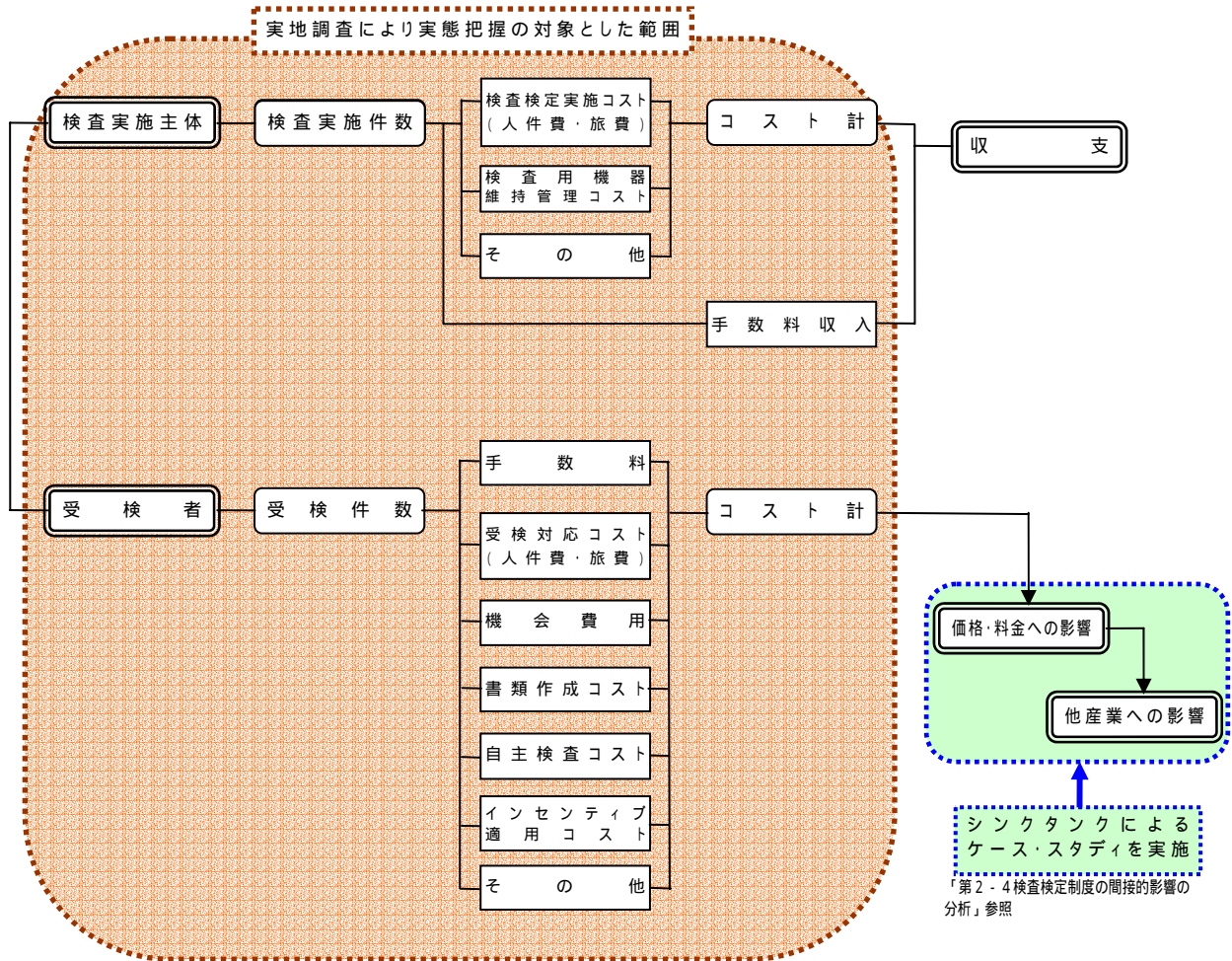
受検者側のコストについては、

- ・ 手数料、
- ・ 検査検定の受検に係る人件費・旅費（各種手続や立会い等に要する経費）
- ・ 機会費用（検査検定対象の施設設備を受検のために停止する場合、稼働できれば得られたであろう収益の損失。今回の調査では施設設備の年間総稼働時間数や受検のための運転停止時間数等で把握）
- ・ 書類作成コスト（申請書類や添付書類等の作成に要する経費）
- ・ 自主検査コスト（事業者自ら行う検査に要する経費）
- ・ インセンティブ適用コスト（優良事業者として認定を受けるために要する経費。申請費用は、初期設備整備費用等導入時の経費と導入後の維持に係る経費がある。）等

で構成されている。

以下、制度改変の種類ごとに、このコスト構造のどの部分にどのような変化が生じたかを示すこととし、まず、検査検定制度のコスト構造の基本パターンを示すと、図2 - 1のとおりとなる。

図2-1 検査検定制度のコスト構造の基本パターン



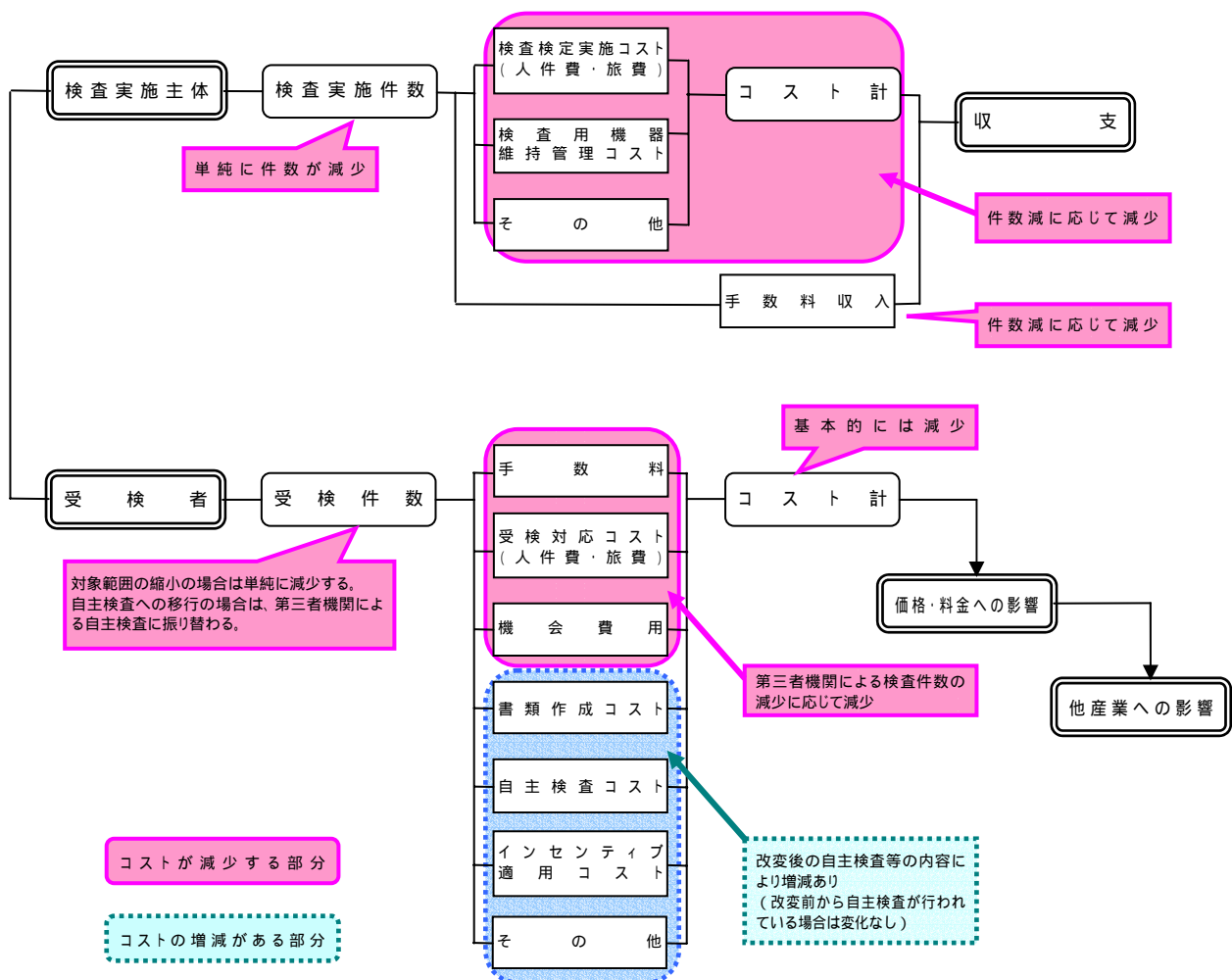
- (注) 1 当省の調査結果による
 2 実地調査により実態把握の対象とした範囲においては、検査検定の受検・実施に要する直接的なコストを把握した。
 3 コスト項目については、制度内容により該当の有無がある。

ア 検査検定対象範囲の縮小、自主検査への移行の場合

検査検定対象範囲の縮小の場合、検査検定が必要とされる範囲が縮小されることから、検査検定実施主体においては、検査実施件数が減少し、それに伴い、検査実施に伴うコストが減少する。一方、受検者においても、受検件数が減少し、それに伴い、受検に伴うコストが減少することとなり、検査検定実施主体・受検者双方においてコストが低減する（17 ページ表3 - 1中の厚労 1、9 の項参照）。

自主検査への移行の場合は、検査検定実施主体による検査検定は不要となるので、検査検定実施主体における変化は検査検定対象範囲の縮小の場合と同様である。一方、受検者においては、検査検定実施主体への対応部分（手数料、受検対応コスト及び機会費用）については減少するが、自主検査を行う義務は残るので、自主検査コスト、それに関連する書類作成コスト等は変化しない（21 ページから 22 ページまでの表3 - 3参照）。ただし、改変前に自主検査に相当する対応がなく、改変後に新たに自主検査に取り組むことになるような場合には、検査検定実施主体への対応部分は不要となるが、新たな自主検査に係る負担部分の内容によっては、受検者のコストが割高となる場合と割安になる場合がある（21 ページ表3 - 3中の経産 6 の項参照）。

図 2 - 2 検査検定対象範囲の縮小、自主検査への移行の場合の変化の発現パターン



(注) 当省の調査結果による

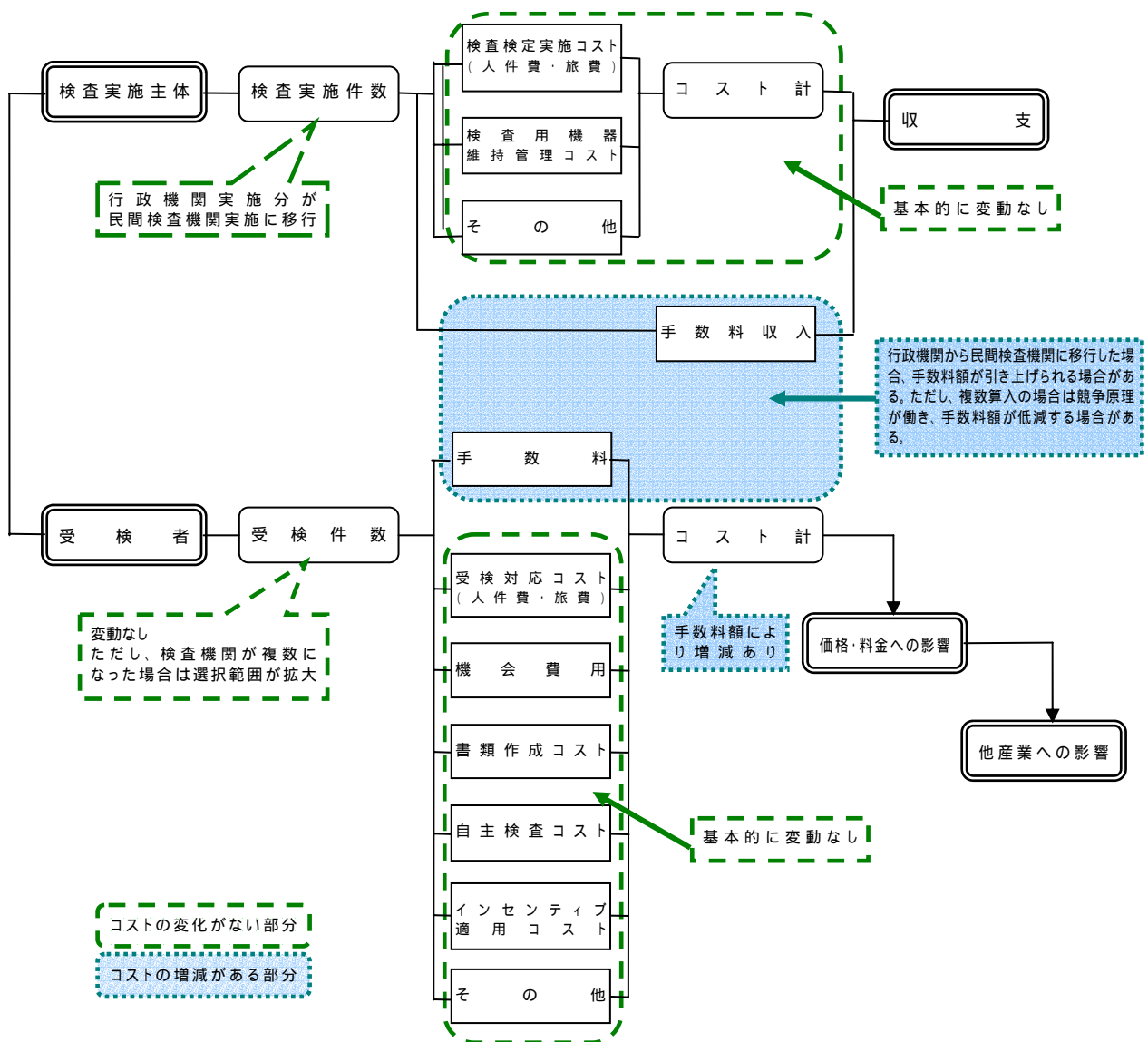
イ 行政機関検査から民間検査機関検査への移行の場合

行政機関検査から民間検査機関検査への移行の場合、検査検定実施主体の移行のみで検査検定対象や検査検定方法の変更がなければ、検査件数及び検査検定の実施・受検に係る負担部分については基本的には変化は生じていない(25ページ表3-5中の国交14の項及び26ページから27ページまでの表3-6参照)。

ただし、手数料については、行政機関から民間検査機関に移行した後、手数料額が増額された場合がある一方、複数参入により競争原理が働く場合においては手数料額が減額された場合もある(25ページ表3-5中の経産12の項参照)。

なお、民間検査機関が複数になった場合においては、受検者側が検査検定実施主体を選択できる範囲が拡大する。このほか、民間検査機関への移行による変化として、日程調整の弾力化されたものや処理期間の短縮が図られたもの等の例がみられる。

図2-3 行政機関検査から民間検査機関検査への移行の場合の変化の発現パターン



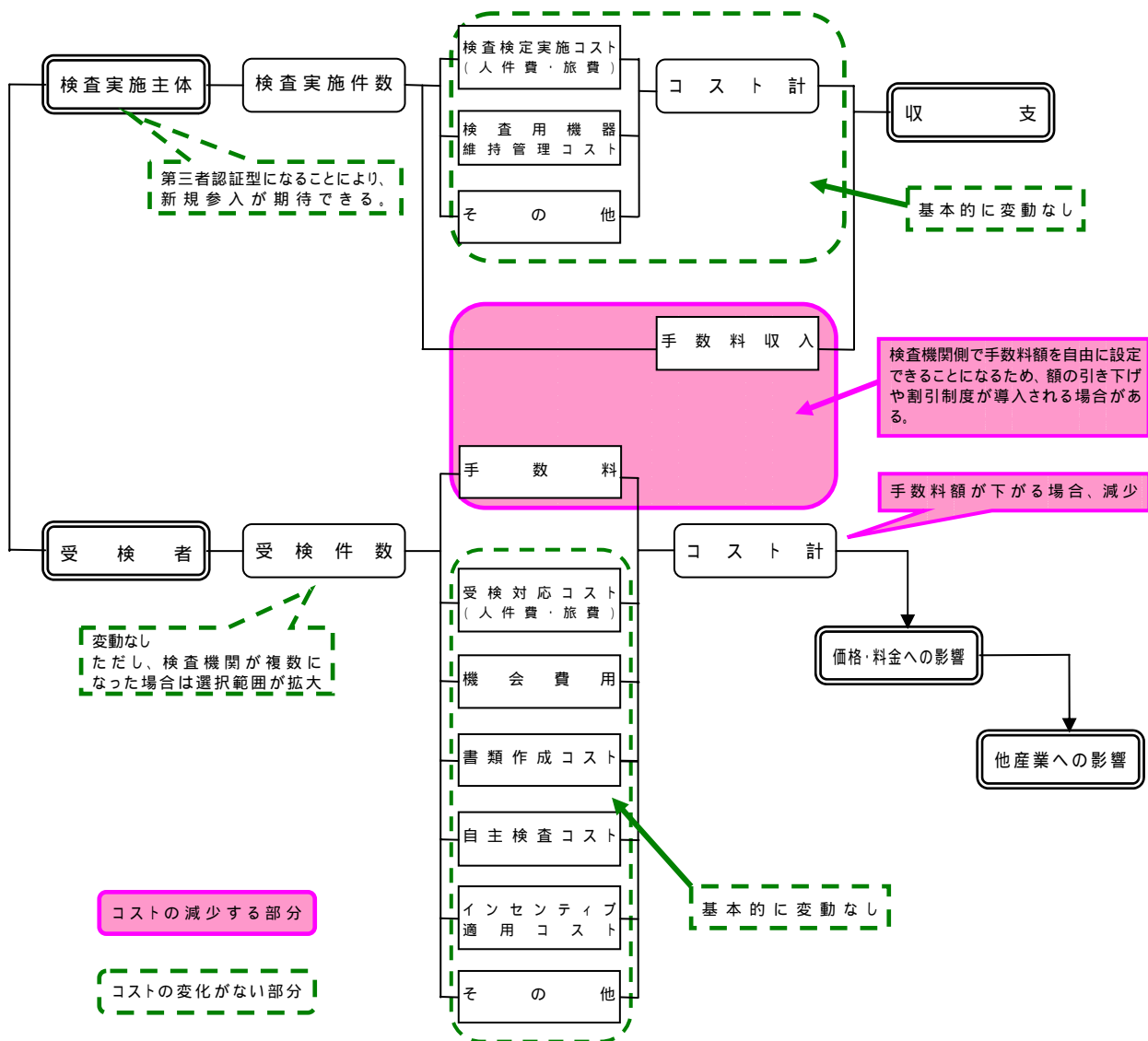
(注) 当省の調査結果による。

ウ 代行機関型から第三者認証型への移行の場合

民間検査機関において代行機関型から第三者認証型に移行する場合、検査検定実施主体としての性格の変更のみで検査検定対象や検査検定方法の改変がなければ、検査件数及び検査検定の受検に係る負担部分については基本的には変化は生じない。

しかし、代行機関型から第三者認証型に移行することにより、監督官庁の規制が緩和されることに伴い、手数料設定についても、変更前の行政機関が設定する方式から自由化されることから、手数料額が低減される場合がある。具体的には、自由化を受けて割引制度を導入する等による弾力化が図られている（28 ページから 29 ページまでの表3 - 7 参照）。

図 2 - 4 代行機関型から第三者認証型への移行の場合の変化の発現パターン



(注) 当省の調査結果による。

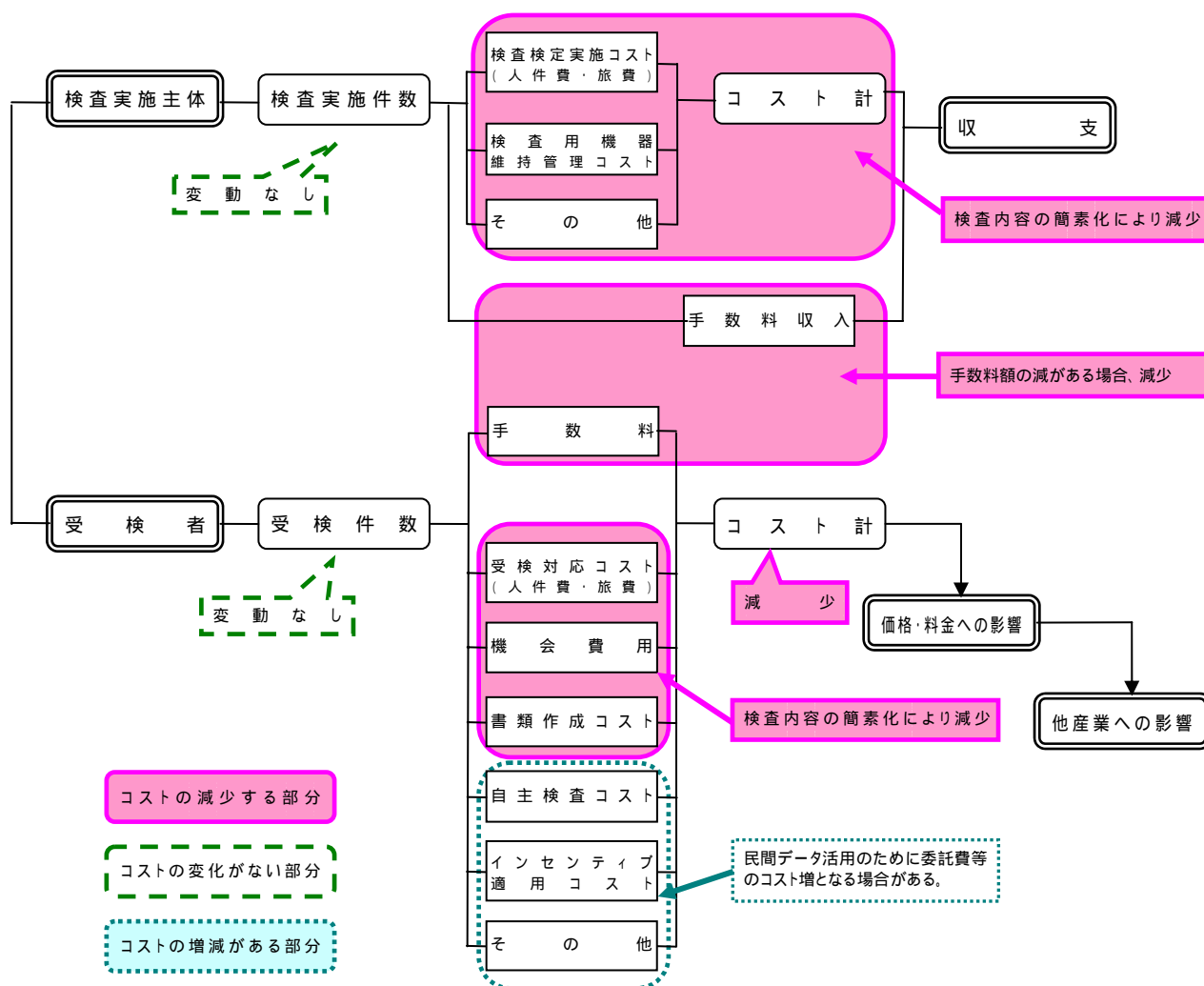
エ 外国データ及び民間データの活用の場合

国際的整合化による外国データの活用や、インセンティブ制度等による民間データの活用により検査検定の内容が簡素化される制度改変の場合は、検査検定の受検・実施に係る負担部分が軽減される。

また、検査内容の簡素化に併せて手数料額が減額される場合もある。

受検者においては、インセンティブ制度の導入等に係る負担が発生する可能性があるが、当該制度を活用するか否かは受検者が任意に選択できることになっており、実際に利用している者は、制度の利用に係るコストと、制度を利用することによって生じる受検コストの削減額とを勘案した上で選択しているものと考えられる(外国データの活用については34ページ表3-11中の国交15及び16の項参照。民間データの活用については40ページから41ページまでの表3-14参照)。

図2-5 外国データ、民間データの活用の場合の変化の発現パターン



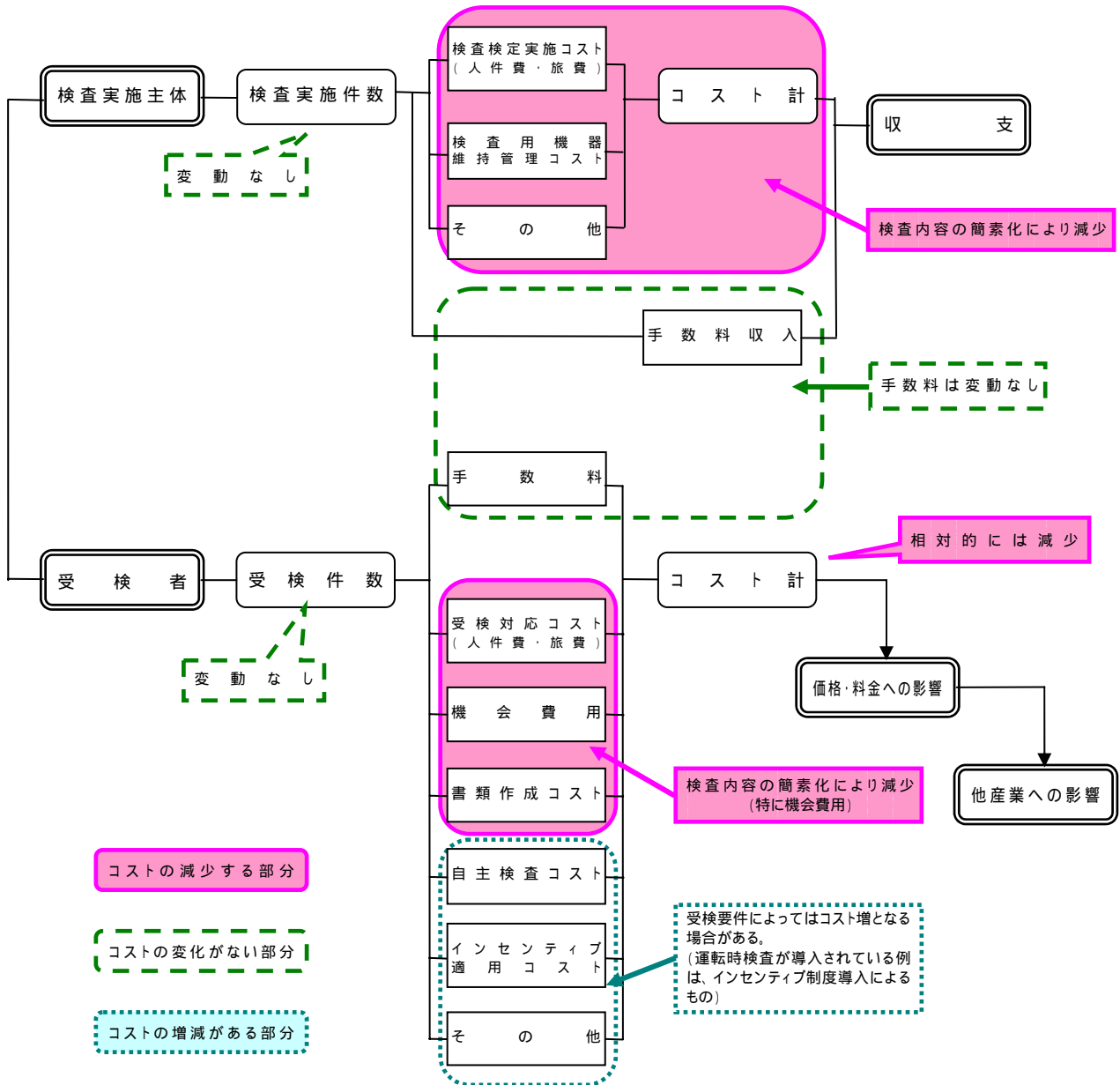
(注) 当省の調査結果による。

オ 運転時検査導入の場合

運転時検査導入の場合、従前の運転停止検査方式が運転時検査方式に変わることから、検査内容が簡素化されれば、検査検定の受検・実施に係る負担部分が軽減される。

さらに、これまで受検対応のために施設・設備の運転を停止し、そのために相当規模の機会費用が発生している場合においては、運転時検査の導入はコスト減に大きく結びついている（41 ページ表3 - 15 参照。また、機会費用の積算については60 ページ表4 - 3中の厚労12の項参照）。

図2-6 運転時検査導入の場合の変化の発現パターン



(注) 当省の調査結果による。

カ その他の場合

検査検定の有効期間・周期の廃止・延長の場合は、1件当たりの負担については変動がなく、受検頻度が少なくなることから総体的にコストが低減することとなる。

その他、検査検定方法の簡素化等については、それぞれの内容に応じた対応の簡素化が図られ、負担が低減することとなる。

以上にみたように、どのような制度改変を行えば、どのような事項においてどのような変化が生じるかという影響の変化の発現にはパターンがあることが判明した。

これは、今回総務省において採用したコスト分析の手法により、

どういう事項で、どれくらいのコストがかかっているのか、

それは制度改変により変化したのか、しなかったのか、

変化したとすればどの程度か

などを把握することができた結果、判明したものであり、検査検定制度の今後の在り方を検討していくために重要な情報になると考える。

4 検査検定制度の間接的影響の分析

(1) 分析の目的

検査検定制度において規制改革措置が講じられ、その結果、支払手数料や受検対応のための人件費等、受検者が負担しているコストが削減された場合、受検者である事業者（産業）にとっては生産費用の低減となる。

これは、当該市場において直接効果をもたらすだけにとどまらず、他産業において生産性向上、所得増大、雇用拡大、物価変動等の波及効果をもたらすこととなる。

このように、規制改革措置による影響の変化は、必ずしも受検当事者に与える直接的影響にとどまらず、当該産業に与える直接効果や、他産業や一般国民等のより広い範囲に与える波及効果といった間接的影響をもたらすと考えられる。

間接的影響を把握するための手法については複数の手法があるが、ここでは、規制改革措置による間接的影響分析に取り組む際に、どういう場合においてどういう分析手法を用いればいいのか、その際の留意点は何かを整理することを目的として、今回の実地調査等により把握された直接的影響データ（受検者の検査コストの削減状況等）を基に、間接的影響について複数の分析手法を用いて計測を行った。

なお、実際の検討・分析に際しては、経済的分析についての知見を有する民間シンクタンク（株式会社価値総合研究所）に委託して調査研究を実施した。

(2) 分析手法の検討

社会経済に与える間接的影響の計測については複数の手法があるが、これまで一般に用いられているもので、今回の実地調査等により把握された直接的影響データを活用できる手法として、消費者余剰分析、産業連関分析及び応用一般均衡分析の三つの手法を使用することとした。

ア 消費者余剰分析

消費者余剰とは、消費者・利用者が当該財・サービスを購入するのに最大限支払っても良いと考える金額と実際に支払った金額との差額で示され、この差額部分を計測し、それを経済効果としてみなす分析手法が消費者余剰分析である。財・サービスの価格が直接影響する市場における直接効果のみを分析する手法であるため、他市場への影響（波及効果）については考慮されていない。

特徴として、経済効果の概念が比較的分かりやすく、かつ分析作業の手間が少ないという長所がある。その一方で、当該市場のみの分析であり、他市場への影響を分析できない等の短所がある。

イ 産業連関分析

ある産業の生産活動は、原材料やサービスの購入を通して他産業の生産活動にも影響を与える。産業連関分析とは、こうした産業間の財の取引（投入 - 産出）関係を体系的に示した

「産業連関表」を用いて、各産業への波及効果を分析する手法であり、当該財・サービスの価格等の低下が、産業間の取引により各産業の生産額や物価水準にどの程度影響を与えるかについて分析を行うことが可能である。

特徴として、産業の循環構造を利用して詳細に各産業部門への波及効果が計測できること、産業連関表入手の容易さ、波及効果分析の容易さ等の長所がある。一方、生産要素の供給制約が加味されていないため、各産業における需要の増加は、価格の変化をもたらさないまま、直接生産の増加をもたらすという前提で計測することから、金銭的支出が伴えば、たとえ便益の方が費用よりも低い施策であっても誘発効果をもたらすことになり、効果が過大に評価されるおそれがある等の短所がある。

ウ 応用一般均衡分析

産業間の財の取引関係を示す産業連関表の特徴をいかしつつ、競争的な資本・労働市場をモデルに導入することで供給制約を考慮すると共に、家計・企業・政府の行動を明示的に示したのが応用一般均衡分析である。政策実施に伴う当該市場の価格の変化がもたらす当該産業や他産業の財・サービスの価格や生産量の変化、さらにはそれに伴う資本と労働需給の変化等をモデル分析することにより、一国及び産業別の GDP(国内総生産)や市場経済的便益(注1)を推計する。理論的には、完全競争(注2)の下では、波及効果はすべて相殺されるため、応用一般均衡分析と消費者余剰分析の計測結果は合致するものとされている。なお、公共事業等の効果計測では、消費者余剰分析を行った上で、地域別、経済主体別の便益の配分をみるために、応用一般均衡分析を補完的に行うことがある。

(注1) 家計によって供給される資本と労働の市場価値

(注2) 家計や企業は財の価格について個人的に影響力を行使することができず、市場で決定された価格を受け入れる状態のこと

特徴として、生産要素の供給制約を加味しており、財・サービスの需給は市場機構(価格メカニズム)を介して決定されるため、効果が過大にならないこと、他産業へ及ぼす影響、GDP、資本、労働投入量の変化が把握できること等の長所がある。一方、パラメータ推定(注3)をする際にキャリブレーション法(注4)を用いており、統計的な根拠が乏しいと指摘される場合があること、すべての経済メカニズムを完全に考慮しているものではない(例えば、財・サービスの代替関係や補完関係等は考慮されていない)こと、モデル作成者の独自性が反映されやすいこと等の短所がある。

(注3) 分析に必要な変数(パラメータ)を推定すること。

(注4) ある基準年で社会経済が一般均衡状態にあると想定して、その基準年のデータセットのみを正確に再現するようなパラメータを連立方程式や収束計算によって求める方法のこと。

上記三つの分析手法の特徴を比較整理したものが表4-1である。

本検討においては、こうしたそれぞれの分析手法の特性や、長所・短所を明確にする観点から、具体の制度の間接的影響について、当該3手法を並行的に用いて効果計測のケーススタディを行うこととした。

表4-1 各分析手法の比較

区分	(1) 消費者余剰分析	(2) 産業連関分析	(3) 応用一般均衡分析
測定効果	国内生産額 (中間財を含む)	国内生産額 (中間財を含む)	市場で取引された すべての経済効果
効果の範囲	直接効果	波及効果	直接効果及び波及効果
測定項目	・ 消費者余剰の変化	・ 国内生産額の変化 ・ 物価の変化	・ 市場経済的便益 ・ GDPの変化 ・ 資本及び労働投入の変化
手法の 性質	・ 効果の概念が分かりやすく、分析が容易である。 ・ 当該市場のみの分析であるため、他市場への影響を分析できない。	・ 産業間の関係を分析すること、かつ、詳細な産業分類による分析することが可能 ・ モデル(産業連関表)の入手が比較的容易 ・ 波及効果を比較的容易に計測可能 ・ 供給制約がないため、効果が過大に推計される。	・ 産業間の関係を分析することが可能 ・ モデルを構築するためのデータの入手が比較的容易 ・ 供給制約を取り入れているため、効果は過大に推計されない。 ・ 財の代替関係、補完関係は明示していない。 ・ パラメータの推定方法に統計的な根拠が乏しい場合がある。

(注) 株式会社社価値総合研究所の整理結果による。

(3) 個別計測(ケーススタディ)

ア 分析対象の選定

間接的影響分析の対象とする検査検定制度の選定に当たっては、

当該財・サービスの特定化が可能であること、

当該財・サービスの市場把握が容易であること、

検査コストの削減総額が小規模ではないこと、

結果的に、分析対象とする制度改変の類型が同一のものに偏らないこと

等の視点に基づき選定を行い、下表に示す8制度(対象分野としては5分野)を選定し、間接的影響の計測を実施した。

表4-2 分析対象制度の概要

省別整理番号	検査検定制度名	検査対象	分析対象品	制度改変類型	制度改変概要
総務3 総務7 総務8	技術基準適合証明 端末機器技術基準適合認定 端末機器の設計についての認証	無線設備 端末機器	携帯電話機器	検査方法	民間データの活用
国交31	自動車検査	自動車	自家用 乗用自動車	検査方法	有効期間・検査周期の延長 (車齢11年以上の自家用乗用自動車)
厚労12	特定機械等の検査	ボイラー・ 第一種圧力容器	石油精製・ 石油化学工業製品	検査方法	運転時検査の導入 (認定事業者のみ)
経産12	ガス工作物の使用前検査	ガス工作物	都市ガス	実施主体	政府認証(国)から第三者認証又は自主検査へ移行
経産13 経産20	特定ガス用品の適合性検査 特定液化石油ガス器具等の 適合性検査	ストーブ・ 瞬間湯沸器	ストーブ・ 瞬間湯沸器	実施主体	政府認証(代行機関)から第三者認証又は自主検査へ移行

(注) 当省の調査結果を踏まえて選定したものである。

イ 計測に当たっての留意事項

本政策評価は、個々の検査検定制度に関連する詳細な情報・データ等を保有・入手可能な所管府省とは異なり、第三者的立場である総務省が、政策目的も対象も異なる多種多様な検査検定制度について、横断的・統一的に分析を行うものである。したがって、間接的影響分析における効果計測に際しては、総務省が行った実地調査等により把握された直接的影響データ（受検者の受検コストの削減状況等）と、既存の統計データを基本として、可能な範囲で行っている。

消費者余剰分析では、需要曲線を推計する必要があるが、今回は既存の統計データより得られる当該財・サービスの価格と需要量のデータを用いて線形の需要曲線(注5)を推計することとした。規制改革措置のように一国全体に同時・一律の影響をもたらすものについては、その影響を受ける財・サービスのクロスセクションデータ(注6)を用いて分析を行うことが望ましいが、今回の分析においては入手が困難であったため、既存統計から全国規模の時系列データを抽出し、当該市場の価格と需要量データから需要曲線を推計することとした。また、受検者の受検コスト削減額は当該財・サービスの価格にすべて転嫁されるものと仮定し、それに伴う市場価格の低下と、上述の需要曲線によって導き出される需要量の増加によって消費者余剰の増加分を推計している。

(注5) 需要の価格弾力性(価格の変化に対する需要量の変化)を一定のものとして、需要曲線を線形に単純化したもの。

(注6) 同一「時点」における、異なる「対象」についてのデータ(例:平成 年 月 日の複数地域の気温データ)。横断面データとも呼ばれる。これに対して、時系列データは、同一「対象」における、異なる「時点」についてのデータ(例: 市の月別平均気温データ)である。

産業連関分析では、消費者余剰で推計された消費者余剰の増加分（直接効果）を家計部門の消費支出等最終需要の増加額としてとらえ、この最終需要の増加が各産業にもたらす生産誘発効果（波及効果）と直接効果とを合計した値を全効果として計測している。また、本分析では、産業連関表の産業分類を 186 部門として分析を行い、計測結果については 32 部門に統合した形で整理している。

応用一般均衡分析では、実地調査等によって求められる受検コスト削減総額及び統計データとの組み合わせにより算出される価格低下率を使用することで市場経済的便益を求めている。また、本分析では、産業分類を 92 部門として分析を行い、計測結果については 32 部門に統合した形で整理を行っている。

三つの手法による分析に用いた受検者の受検コスト削減額は、表4 - 3のとおりであり、これは、今回の政策評価において総務省が実施した実地調査等に基づき把握・分析したものである。

表 4 - 3 実 地 調 査 結 果 の 概 要

省別整理番号	検査検定制度名	受検コスト削減額 (1件当たり)	年 間 件 数	受検コスト 削減総額
総務 3 総務 7 総務 8	技術基準適合証明 端末機器技術基準適合認定 端末機器の設計についての認証	1.24 円	44,866 千台 (生産台数・理論値)	5,563 万円
国交 31	自動車検査	3,493 円 / 年	1,647 千台 (保有台数・平成7年度実績値)	57 億 5,300 万円
厚労 12	特定機械等の検査	ボイラー 299,154 円 / 年 第一種圧力容器 218,788 円 / 年	130 億 8,600 万円(注 2)	
経産 12	ガス工作物の使用前検査	定期検査 363,000 円 使用前検査 204,000 円	定期検査 304 件 使用前検査 152 件	1 億 4,100 万円
経産 13	特定ガス用品の適合性検査	ストーブ 開放式 297,000 円 半密閉式 135,000 円 瞬間湯沸器 開放式 297,000 円 半密閉式 135,000 円	ストーブ 開放式 175.7 件 半密閉式 13.7 件 瞬間湯沸器 開放式 98.7 件 半密閉式 386.3 件	2 億 13 万円
経産 20	特定液化石油ガス器具等の適合性検査	ストーブ 開放式 199,000円 半密閉式 84,000円 瞬間湯沸器 開放式 199,000円 半密閉式 84,000円	ストーブ 開放式 95.0件 半密閉式 15.5件 瞬間湯沸器 開放式 117.5件 半密閉式 250.5件	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「厚労 12 特定機械等の検査」における受検コスト削減総額の積算方法等については、以下のとおりである。
(単位: 百万円)

	石油化学工業	石油精製業	計
ボイラー (1)	169	117	286
第一種圧力容器 (1)	1,208	552	1,760
機会費用 (2)	11,040	-	11,040
合 計	12,417	669	13,086

1 受検 1 件当たりのコスト削減額を基に、石油化学工業及び石油精製業における年間のコスト削減額を計算した。

2 機会費用については、石油化学工業について、業界団体から聴取した情報(年間生産量 30 万トンのエチレン装置の場合の 1 日当たり生産額 3,000 万円、受検時の装置停止期間 30 日)を基に計算した。

ウ 計測結果

上述の5分野について、三つの分析手法を基に個別に実施した効果計測結果を整理すると表

4 - 4 のとおりである。

表4-4 分析手法別の効果計測結果

省別整理番号	検査検定制度名	消費者余剰分析 (消費者余剰増加額)	応用一般均衡分析 (市場経済的便益)	産業連関分析 (生産誘発額)
総務 3 総務 7 総務 8	技術基準適合証明 端末機器技術基準適合認定 端末機器の設計についての認証	5,565 万円	1 億 760 万円	1 億 8,348 万円
国交 31	自動車検査	57 億 5,300 万円	116 億 8,200 万円	189 億 6,800 万円
厚労 12	特定機械等の検査	(注2)	264 億 300 万円	431 億 4,600 万円
経産 12	ガス工作物の使用前検査	1 億 4,103 万円	2 億円	4 億 6,500 万円
経産 13 経産 20	特定ガス用品の適合性検査 特定液化石油ガス器具等の 適合性検査	2 億 33 万円	3 億 3,540 万円	6 億 6,040 万円

(注)1 当省の調査結果を踏まえて、株式会社価値総合研究所が行った計測結果である。

2 「厚労 12 特定機械等の検査」については、分析対象としたのが石油精製業及び石油化学工業におけるボイラー及び第一種圧力容器という、当該産業における生産財(中間財)であり、検査コスト削減の効果が及ぶ当該産業の最終生産財は、石油精製業ではガソリン・灯油・ナフサ等、石油化学工業ではエチレン・合成樹脂・合成繊維等多岐にわたる。このため、影響を受ける財・サービスを特定して実施する消費者余剰分析になじまないことから、消費者余剰分析は実施していない。

(4) 間接的影響分析の課題

ア 計測結果の解釈

表4-4から、5分野に係る効果計測結果を見ると、三つの分析手法それぞれの計測値が異なっていることがわかる。

三つの分析手法ごとに計測された効果の値の大きさを比較すると、小さい方から、消費者余剰分析、応用一般均衡分析、産業連関分析の順番になる点が、5分野にかかる計測結果すべてにおいて共通的な結果として現れた。(注7)

(注7) 理論的にも産業連関分析では供給制約が存在せず乗数効果が生じるため、直接効果のみを検出する消費者余剰分析に比べて便益が増大することとなる。一方、応用一般均衡分析では、必ずしも消費者余剰の増額よりも市場経済的便益が上回るとは限らない。

今回の計測結果を踏まえて、三つの手法のそれぞれにおける課題を整理すると以下のとおりである。

(ア) 消費者余剰分析

前述のとおり、理論上は消費者余剰分析と応用一般均衡分析の計測結果は合致すべきものである(注8)が、実際の計測では合致しなかった。その理由の一つとして、今回の消費者余剰分析で使用している需要曲線の推計に以下の課題があったためであると考えられる。

(注8) 波及効果として生じた特定市場における価格の変化は、その財・サービスの取引者のどちらか一方に利益をもたらす、もう一方には損失をもたらす。取引者同士の利益と損失は貨幣額としては全く同じであり、需給が均衡しているときには間接市場における効果は相殺してゼロとなるため、最終的には直接効果として算出される消費者余剰の増加分のみが残ることとなる。

今回の分析では、既存統計から全国規模の時系列データを抽出し、当該市場の価格と数量データから需要曲線を推計することとしたが、実際の価格と数量データからだけでは、消費者の購入量を表すものなのか、販売者の供給量を表すものなのかを判断することができない。

これらを厳密に区別するためには、当該財・サービスの価格と数量以外の要素（例えば、GDP や為替等の説明変数）を加えることで識別を行う必要があるが、今回の分析では横断的・統一的分析を行う観点から、当該財・サービスの価格と数量の関係のみから成る需要曲線を推計することとし、個々の検査検定制度や、個々の財・サービスの市場の特性に対応した精緻な需要曲線の推計は行わなかった。

消費者余剰分析を行う際には、個々の制度や市場の特性に応じて需要曲線の推計を行う必要があるが、その精度は関連するデータの入手可能性、多寡、及び分析者の判断に大きく依存するという、言い換えれば、需要曲線の精度について十分に注意を払わないまま分析を行うと、計測値に大きなひずみが生じるおそれがあることについて留意する必要がある。また、需要曲線を推計するに当たり、使用するデータの期間・範囲や特異値の扱い等を分析者の判断によって決定することができるなど、分析者の恣意性が入る可能性があることにも留意する必要がある。

(イ) 産業連関分析

産業連関分析は、産業連関表入手の容易さ、波及効果分析の容易さなどの理由から、政策効果計測時によく用いられる手法であるが、前述のとおり、生産要素の供給制約を加味していないため、各産業における需要の増加は、財・サービスの価格の変化をもたらさないまま、直接生産の増加をもたらすこととなり、政策効果が過大に計測される。このため、今回のケーススタディでも5分野すべての場合において最も大きな額となっている。

産業連関分析で計測された値は、経済状態がすべて良い方向に向かっているとの仮定の下で最大限発揮される効果として解釈することも可能であるが、今回の計測結果でも明らかになったとおり、政策効果が過大に計測されるという事実を十分に理解した上で取り扱う必要がある。

(ウ) 応用一般均衡分析

応用一般均衡分析で用いる需要曲線は、経済主体（家計や企業等）の行動理論と産業連関表から一義的に作成されるため、分析者の恣意性が極力排除されることや、競争的な資本・労働市場をモデルに導入することにより生産要素の供給制約を考慮しているため、産業連関分析のように効果は過大にならないことが挙げられる。このため、応用一般均衡分析は、消費者余剰分析における需要曲線の推計における分析者の恣意性の問題や、産業連関分析における過大な効果計測といった課題を克服している手法と言われている。

ただし、一方で、パラメータ推計の統計的根拠が乏しいこと、モデル作成者の独自性が反映されること、すべての経済メカニズム（財・サービスの補完・代替関係等）を反映させていないこと等に対する批判や、データ解析が複雑であるため、近年のコンピュータの計算能力の向上により軽減されつつはあるものの、消費者余剰分析や産業連関分析を実施するよりは多くの労力を必要とする等、実務上の困難性も存在する。さらに、消費者余剰分析のように個別の財・サービスに特化した形で需要曲線を推計することはできず、例えば今回の分析のように、当該財・サービスが分類される産業区分の市場における占有率によって便宜的に財を特定化するなどの対応が必要となるが、その場合には、精緻な（個別の財・サービスに特化した）需要曲線を使用した消費者余剰分析よりも効果計測の精度が低くなる可能性もあ

る。

以上のことから、応用一般均衡分析においてモデルを構築する際にはその客観性を担保するため、前提条件やモデル構造をすべて開示した上で、事後的に他の評価者によって効果を検証できるようにモデルの再現性を確保することが望ましい。

イ まとめ

上述のとおり、各分析手法にはそれぞれに長所・短所があり、また同じ経済効果を分析したとしても、前提条件や利用するデータ等により計測値が大きく異なることとなる。したがって、規制改革措置の間接的影響分析を行う際には、一つの分析手法を無批判に採用するのではなく、こうした分析手法の特性や活用可能なデータ等を十分に理解した上で、適切な分析手法を検討し、結果の取扱いにも留意することが必要である。

さらに、仮に特定の分析手法を用いて分析を行う場合、分析のベースとした前提条件や、利用したデータ、モデル、計算方法等を極力開示することにより、第三者による同一の分析手法での再計測（検証）や、別の分析手法での計測が可能な形にすることが望ましい。このことにより、分析の客観性を担保すると共に、個々の分析手法や計測方法をより精緻かつ高度に発展させていくことが可能となる。

第3 評価の結果及び意見

1 評価の結果

各省は、所管の検査検定制度について、「規制改革推進3か年計画」(平成13年3月30日閣議決定)等累次の閣議決定を踏まえ、国民の生命、身体、財産の保護等それぞれの制度が本来目的としている様々な政策目的の達成に支障が生じないことを前提として、行政の関与を必要最小限とする方向で、規制改革を推進してきているところであるが、規制のコスト及び効果の分析・把握を行い、現行規制制度の見直しに資することとされている点については、各省のいずれにおいても検査検定制度のコスト及び効果の分析・把握は行われていなかった。

こうした状況を踏まえ、総務省では、政府全体としての政策の統一性を確保する見地から、すべての検査検定制度を対象に、企業活動や消費活動に与える影響、特にコストの上昇や選択範囲の限定等の影響が可能な限り小さくなっているか、言い換えればこれらの影響を可能な限り小さくする方向に向けた実効ある取組みが実施されているかという観点から、各制度の制度変更の状況や運用の実態等を把握し、横断的な評価を行った。

具体的には、検査検定制度全126制度について、コスト分析の手法を用いて、検査検定制度の受検及び実施に係る直接的な経費について、

どういう事項でどれくらいのコストがかかっているのか、
それは制度変更があった場合変化したのか、しなかったのか、
変化したとすればどの程度か

を把握し、どのような制度変更がコスト、選択範囲等にどのような変化を与えるか分析を行い、影響の変化の実態を整理することができた。

また、制度変更のうち、累次の閣議決定に挙げられた検査検定制度に係る規制改革に基づく措置が、以下のとおり、企業活動や消費活動に与えるコスト、選択範囲等の影響を小さくする上で有効であることが明らかになった。

すなわち、検査検定制度を構成する共通の要素で整理すると、

検査検定対象範囲に係る措置では検査検定対象範囲の縮小、
検査検定実施主体に係る措置では自己確認・自主保安への移行、行政機関検査から民間検査機関検査への移行、代行機関検査から第三者認証機関検査への移行、
検査検定基準に係る措置では性能規定化、国際的整合化、
検査検定方法に係る措置では有効期間等の廃止・延長、運転時検査の導入、民間データの活用、
その他の措置では手続の電子化

が、それぞれコストの低減や選択範囲の拡大等の変化に結びついていることが確認でき、どのような規制改革措置がコスト、選択範囲等のどの部分に変化を与えるか、そのパターンを整理することができた。

さらに、影響を把握する手法として今回用いたコスト分析の手法が、影響の帰着先や度合いを明らかにする上で有効であることも認められた。

2 意 見

検査検定制度を所管する各省においては、今回の総務省による評価結果及び評価において用いたコスト分析の手法を最大限活用して、検査検定制度のコスト及び効果の分析・把握を行い、これを通じ、それぞれの制度が本来目的としている様々な政策目的の達成に支障が生じないことを前提としつつ、コストの上昇や選択範囲の限定等の影響を可能な限り小さくする観点から規制改革を更に推進する必要がある。

平成 14 年 11 月 1 日

「検査検定制度に関する政策評価研究会」開催要領

総務省行政評価局
規制改革等担当評価監視官室

1 開催目的

総務省行政評価局（規制改革等担当室）では、平成 14 年度から 15 年度にかけて、「検査検定制度に関する政策評価」を実施することとしている。

この政策評価は、統一性評価として、検査検定制度全 129 制度を対象とし、その全貌を把握し明らかにするとともに、「企業活動や消費活動に与えるコスト、選択範囲等への影響が可能な限り小さくなっているかなど」という統一的な観点から横断的に評価するものである。

具体的には全 129 制度の主要構成要素（検査検定対象、検査検定実施主体、検査検定基準、検査検定方法）をベースにして、企業や消費者の活動に与えるコスト、それらの活動における選択範囲等への影響、その帰着先との相関関係等を明らかにすることが必要であり、その際、影響やその帰着先の範囲等をどのように確定し、把握するかが課題である。

本件については、既に本年 8 月から本省調査に着手しているが、12 月からは、検査実施主体、受検者双方を対象に、コスト、選択範囲等の実態がどうなっているかを把握するための実地調査を行う予定であり、そのための調査事項の設計及び分析手法の検討を進めているところである。

この研究会は、調査事項の設計や分析手法の検討について、その内容の信頼性・客観性を確保する観点から、政策評価、経済学等各分野の専門的知見を有する学識経験者の意見を適宜反映させていくために開催するものである。

2 検討事項

- (1) 12 月から行う実地調査における調査事項の設計について
- (2) 本政策評価における分析手法の検討について
- (3) その他

3 開催方法等

規制改革等担当評価監視官が主催する。

4 参集メンバー

別紙のとおり

5 庶務

本研究会の庶務は、規制改革等担当評価監視官室が行う。

(別紙)

「検査検定制度に関する政策評価研究会」参集メンバー

氏名	専門分野等	所属(職名)及び主な履歴
たなべ 田辺 くにあき 国昭	行政学 公共政策 社会保障 政策評価	東京大学大学院法学政治学研究科教授 政策評価・独立行政法人評価委員会臨時委員(H13.1~)
かねもと 金本 よしつぐ 良嗣	都市経済学 公共経済学 交通経済学	東京大学大学院経済学研究科教授 運輸政策審議会委員(H9~H13.1) 電気事業審議会専門委員(H10~H13.1) 政策評価・独立行政法人評価委員会臨時委員(H13.1~)
みやむら 宮村 てつお 鐵夫	信頼性工学 製品安全技術 新商品開発の進め方	中央大学理工学部経営システム工学科教授 規制改革委員会参与 総合規制改革会議基準認証ワーキンググループ主査
なかいずみ 中泉 たくや 拓也	契約理論 産業組織論 規制 政策評価	関東学院大学経済学部専任講師 通商産業省通商産業研究所客員研究員(H11.6~H13.3) 独立行政法人経済産業研究所研究協力者(H13.4~H14.3) 国土交通省次世代内航海運懇談会委員(H13.5~H14.4) 独立行政法人経済産業研究所非常勤リサーチアソシエイト(H14.4~)
むらばやし 村林 まさつぐ 正次	都市政策 都市開発 住宅政策	(株)価値総合研究所(戦略調査事業部長)主席研究員 (財)日本開発構想研究所(S53.4入社) (株)住信基礎研究所(S63.7入社)
あらかわ 荒川 じゅん 潤	公共経営(政策評価・行政評価・業績評価) 産業政策	(株)UFJ総合研究所新戦略部主任研究員

資料 2

検査検定に係る閣議決定・答申等の概要
(平成9年以降)

年月日	閣議決定・答申等の概要
平成10年3月31日	規制緩和推進3か年計画(閣議決定) 基準・方法等の国際整合化 自己確認、自主保安及び自主検査の導入 民間の活用(競争原理の導入) 性能規定化
11年10月19日	横断基準認証分野における検討結果の中間的整理 (行政改革推進本部規制改革委員会(第4ワーキング・グループ・横断基準認証分野)) 検査検定制度の見直しの方向 個別の検査検定制度についての意見
11年12月14日	規制改革についての第2次見解(行政改革推進本部規制改革委員会) 検査検定制度の見直しの方向 個別の検査検定制度についての意見
12年3月23日	規制行政に関する調査 基準・規格及び検査・検定 (勧告) 国が関与する基準認証等の範囲の見直し、自己確認・自主保安を基本とした制度への移行、基準の国際整合化、重複検査の排除等 36 事項について指摘
12年3月31日	規制緩和推進3か年計画(再改定)(閣議決定) 政府の直接的な規制を最小限とすることを基本 国が関与する基準認証等の範囲の見直し及び自己確認・自主保安を基本とした制度への移行 基準の国際整合化・性能規定化 外国データの受入れと国際的な相互承認の推進 重複検査の排除等 民間を活用した場合の競争原理の導入
12年12月1日	行政改革大綱(閣議決定) 公益法人に関する行政の関与の在り方の改革(公益法人が国の委託等を受けて行っている検査・認定・資格付与等の事務・事業については、官民の役割分担及び規制改革の観点から厳しく見直し)
12年12月12日	規制改革についての見解(行政改革推進本部規制改革委員会) 検査検定制度の見直し(基準認証制度の見直し状況の公表・取りまとめ、個別の基準認証等についての意見、基準認証等に係る意見・要望)
13年3月30日	規制改革推進3か年計画(閣議決定) 基準認証関係 ・ 個々の制度について国が関与した仕組みとして維持する必要があるかについての抜本的見直し ・ 行政の関与を必要最小限とする方向で、事業者の自己確認・自主保安を基本とした制度への移行、基準の国際整合化・性能規定化、重複検査等の排除等を推進

(次ページへ続く)

(続き)

年月日	閣議決定答申等の概要
平成 13 年 4 月 13 日	行政委託型公益法人等改革の視点と課題(内閣官房行政改革推進事務局) 国が公益法人に対して委託等を行っている検査・検定等に係る事務・事業については、事業者及び国の責任を明確化 事業者の自己確認・自主保安を基本とした制度への移行を図るなど、国の関与を必要最小限とする方向で検討
13 年 7 月 23 日	行政委託型公益法人等改革を具体化するための方針(行政改革推進本部) 検査・検定等の社会的必要性が失われつつあると考えられるものについては、制度そのものを廃止 制度存続の必要性がある場合には、自己確認・自主保安に移行 事務・事業の性格及び効率性の観点から適切な場合には、国又は独立行政法人により事務・事業を実施 上記によりがたい場合には、第三者認証への移行、又は事務・事業実施の公益法人要件を撤廃するとともに、法人類型を問わず能力のある者に広く開放
14 年 3 月 29 日	公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画(閣議決定) 自己確認・自主保安を基本とする制度に移行することを基本原則 自己確認等に移行することが適当でないときは、公正・中立な第三者機関(登録機関)による検査等の実施に移行 上記によりがたい場合には、国又は独立行政法人による実施 やむを得ない理由がある場合、公益法人が国の代行機関として実施するが、登録機関による実施に準じた措置を検討
14 年 3 月 29 日	規制改革推進 3 か年計画(改定)(閣議決定) 基準認証関係 ・ 個々の制度について国が関与した仕組みとして維持する必要があるかについて抜本的な見直し ・ 行政の関与を必要最小限とする方向で、事業者の自己確認・自主保安を基本とした制度への移行、基準の国際整合化・性能規定化、重複検査等の排除等を推進
15 年 3 月 28 日	規制改革推進 3 か年計画(再改定)(閣議決定) 基準認証関係 ・ 個々の制度について国が関与した仕組みとして維持する必要があるかについて抜本的な見直し ・ 行政の関与を必要最小限とする方向で、事業者の自己確認・自主保安を基本とした制度への移行、基準の国際整合化・性能規定化、重複検査等の排除等を推進
16 年 3 月 19 日	規制改革・民間開放推進 3 か年計画(閣議決定) 基準認証関係 ・ 個々の制度について国が関与した仕組みとして維持する必要があるかについて抜本的な見直し ・ 行政の関与を必要最小限とする方向で、事業者の自己確認・自主保安を基本とした制度への移行、基準の国際整合化・性能規定化、重複検査等の排除等を推進

(注) 各種答申や閣議決定等を基に当省が作成した。

規制改革推進3か年計画(再改定) (抄)

平成 15 年 3 月 28 日
閣 議 決 定

規制改革推進3か年計画(平成13年3月30日閣議決定)の再改定に当たっては、「規制改革の推進に関する第2次答申 - 経済活性化のために重点的に推進すべき規制改革 - 」(平成14年12月12日総合規制改革会議。以下「第2次答申」という。)に示された具体的施策を最大限に尊重する旨の閣議決定(平成14年12月17日)を踏まえ、第2次答申の指摘事項を重点計画事項として列記する等下記のとおり改定する。

記

共通的事項

4 規制改革の推進に伴う制度的な取組

(5) 規制改革・規制制度の評価等

ア 規制制度に関する基礎的な調査研究の充実

総務省は、規制改革の推進に資するため、我が国の規制制度の全体像の把握等規制制度に関する基礎的な調査研究の充実を図る。

イ 規制改革の数量的効果分析の実施・公表

内閣府は、規制改革に関する国民の関心と理解を深めるため、政府における規制改革の推進に関し、規制改革による需要拡大効果、生産性向上効果、雇用創出効果、物価引下げ効果等の経済効果につき数量的な分析を積極的に行い、公表する。

ウ 規制のコスト及び効果の分析・公表

各府省は、所管する行政分野における国民の負担等の規制のコスト及び効果の分析・把握を行い、現行規制制度の見直しに資するとともに、新たに規制を設ける場合においては、当該規制のコスト及び効果についての情報の積極的な提供・公表を行い、国民への説明責任を果たすためのシステムの確立に向けて検討を進める。

エ 政策評価等の実施等

規制制度等の評価に当たっては、各府省における政策評価の積極的な実施を図るとともに、総務省の政策評価機能及び行政評価・監視機能を積極的に活用する。

横断的措置事項

5 基準認証等関係

(1) 基準認証等分野の基本方針

基準・規格及び検査・検定(以下「基準認証等」という。)は、経済活動のグローバル化が進んだ現在においては、企業活動や消費活動に対しても、コストの上昇や選択範囲の限定等、大きな影響を与えることとなる。このため、基準認証等の制定・運用に当たっては、国民の生命、身体、財産の保護などそれぞれの制度が本来目的としている様々な政策目的の達成に支障が生じないことを前提として、こうした諸活動への影響が可能な限り小さくなるよう配慮することが重要である。

このため、基準認証等の見直しに当たっては、個々の制度について真に国が関与した仕組みとして維持する必要があるかについて抜本的な見直しを行い、国が関与した制度を維持する必要がある場合においても、行政の関与を必要最小限とする方向で以下のとおり、事業者の自己確認・自主保安を基本とした制度への移行、基準の国際整合化・性能規定化、重複検査の排除等を推進する。

行政の効率化の推進や企業コストを低減する観点から、対象分野の特性を踏まえた事後措置を整備した上で、事業者の自己確認・自主保安とすることについて検討する。一律的な自己確認・自主保安化が適当でない場合にあっては、優良な実績を有する事業場については自己確認等を認めるインセンティブ制度を検討する。

基準の内容が、技術革新に対して柔軟に対応できるよう、仕様規定となっている基準については原則としてこれをすべて性能規定化するよう検討を行う。

事業者や消費者の負担を軽減する観点から、国際規格との整合化を図るほか、外国データの受入れや国際的な相互承認を推進する。

複数の法令に基づく検査を一つの検査機関において受検することが可能となるよう、検査機関の指定要件の見直しを行う。

なお、公益法人が国から委託等、推薦等を受けて行う検査・認定等の事務・事業については、公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画(平成14年3月29日閣議決定)に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

(2) 上記方針に基づく措置

ア 横断的見直し

各府省は、平成13年4月、規制緩和推進3か年計画(再改定)に基づく基準・認証等に関する見直しの検討結果を公表した。また、別紙の指針に基づき、通信端末機器等の技術基準への適合性に関する制度及び電気用品安全法に関する制度を更に見直すこととしている。今後とも引き続き、別紙の指針に基づく見直しを更に行う。

イ 個別措置事項

上記アの横断的見直しを行うほか、各府省においては、行政改革推進本部規制改革委員会の規制改革についての見解の指摘等を踏まえ、別添1の措置を講ずる。

(別紙)

基準認証等の見直し

1 国が関与する基準認証等の範囲の見直し

安全の確保や取引の効率化等基準認証等の政策目的には、事故又は災害発生時の社会・経済的影響等から国が関与しなければ達成できないものがある一方、技術の進展等に伴い、国による基準認証等によらなくとも、事業者による自主的な取組によって達成できるものも多くなってきている。

したがって、個々の基準認証等の制度について、真に国が関与した仕組みとして維持する必要があるかどうかについて抜本的な見直しを行う。

2 自己確認・自主保安を基本とした制度への移行

上記の見直しを経た上で、なお国が関与した制度を維持する必要がある場合においても、政府が自ら検査を行うのは、違反発生時の影響(危険等)が到底看過し得ないほど重大であるなどその危険の大きさ、発生 of 蓋然性等を踏まえ、国民意識の上からも行政処分権限を持つ官庁が自ら対応すべきものと思われるものに限定することとし、次の措置を講ずる。

ア 事業者の自己確認・自主保安

行政効率化の推進や、企業コストの低減の観点から、国は基準の設定及び当該基準の遵守状況の監視等を行うにとどめ、対象分野の特性を踏まえた事後措置を整備した上で、事業者の自己確認・自主保安とすることについて検討を行う。その際、製品の作り手自体に責任を負わせることが最も確実・効果的に製品等の不具合の発生を抑止するという自己責任の考え方を重視する。

具体的には、検査検定制度のうち、保護法益の面から比較的危険度が小さいものであって、かつ違反による危害発生 of 蓋然性も小さいものについては、現在、政府が行っている検査検定制業務を事業者自身にゆだね、自己確認・自主保安化する。

なお、自己確認・自主保安を基本とする場合においては、消費者等の市場に参加する者への十分な情報提供が前提となることから、行政庁における情報公開はもとより、事業者側においても情報提供を促進する等の取組を行うことが期待される。

イ 第三者認証

次に、事業者の自己確認・自主保安のみにゆだねることが必ずしも適当でない場合であっても、直ちに国による検査を義務付けることとするのではなく、自己確認・自主保安を基本としつつ、国際ルールを踏まえ、公正・中立な第三者による検査等を義務付ける仕組み(第三者認証)とすることについて十分な検討を行う。

具体的には、ある程度の危険度や危害発生 of 蓋然性が認められるものについては、国民の安全を確保するために、事業者だけでなく、第三者も関与した仕組みを設けることとするが、この場合であっても、あくまで事業者の自己確認・自主保安を基本とし、これを補完する意味で、第三者の検査を受検することを義務付ける形にするよう検討する。

ウ インセンティブ制度の導入

上記ア及びイの場合において、一律にすべての事業者に対して自己確認・自主保安や第三者認証とすることが不適当な場合にあっては、優良な実績を有する事業者に対して選択的

に自己確認・自主保安や第三者認証を認める等のインセンティブ制度の導入を積極的に検討する。

エ 国の代行機関(指定検査機関等)

現在、国の代行機関(指定検査機関等)が検査を行っている基準認証等についても、以上の見直し・検討を行い、技術の進歩等を踏まえつつ、引き続き将来における自己確認・自主保安又は第三者認証への移行を検討することとする。

また、指定検査機関等による検査を存続させる場合であっても、原則として、その指定基準は国による裁量の余地を極力小さくするとともに、検査機関相互の競争を促進する観点から、複数の機関の参入を可能とする。

3 基準の国際的整合化・性能規定化、重複検査の排除等

ア 国際的整合化

国際規格が既に存在するものについて、その妥当性を検証した上で、当該国際規格との整合化を図るほか、国際規格の存在しないもの等について、我が国の規格に基づく国際規格の提案や採用の働き掛けを行い、また、外国データの受入れや相互承認を推進する。

イ 性能規定化

基準の内容が、技術革新に対して柔軟に対応できるものとなるよう、現在仕様規定となっている基準については、原則としてこれをすべて性能規定化するよう検討を行う。

ウ 重複検査の排除等

検査の実施に当たり、複数の基準に係る検査が行われる場合には、類似の検査事項については重複検査を排除する等、事業者の負担軽減のための措置を講ずる。

(注) 上記の見直しに当たっては、行政改革推進本部規制改革委員会の規制改革について
の見解の第2章14 - 1の指摘を踏まえるものとする。

資料 4

規制改革・民間開放推進3か年計画 (抄)

平成16年3月19日
閣議決定

政府は、これまで、3次にわたる「規制改革(緩和)推進計画」を策定し、これを強力に推進することにより、行政の各般の分野について、概ね5,000項目以上にのぼる数多くの規制改革を実施してきた。このように、規制改革は着実に進みつつあるものの、依然多くの本格的に取り組むべき課題が残っており、改革はなお途上にある。

規制改革は、引き続き、構造改革の重要な柱であり、今後とも民間開放をはじめ困難な課題に強力かつ着実に取り組んでいく。このため、平成16年度速やかに、総理の諮問機関として民間人主体の「規制改革・民間開放推進会議」を設置するとともに、これと並んで、政府にも関係閣僚から構成される「規制改革・民間開放推進本部」(仮称。以下同じ。)を設け、政治的リーダーシップの下、本格的な取組を進めるための体制を整備する。

また、このような体制整備と併せ、構造改革特別区域推進本部等の関連する諸組織との連携や、規制影響分析(RIA)等の規制改革手法の導入・充実のほか、平成15年度から開始した国民の声を広く丁寧に汲み上げる「規制改革集中受付月間」活動の推進や、広報等を通じた国民への情報提供の充実等、規制改革を国民本位の改革として、一層力強く推進していく。

共通的事項

10 規制に関する基本ルールの見直し等

(1) 今後の規制改革推進の在り方

エ 規制改革・規制制度の評価等及び国民への情報提供等

(ア) 規制制度に関する基礎的な調査研究の充実

総務省は、規制改革の推進に資するため、各府省の協力を得て、規制制度に関する基礎的な調査研究の充実を図り、その成果を国民に分かりやすい形で公表する。

(イ) 規制改革の数量的効果分析の実施・公表

内閣府は、規制改革に関する国民の関心と理解を深めるため、政府における規制改革の推進に関し、規制改革による需要拡大効果、生産性向上効果、雇用創出効果、物価引下げ効果等の経済効果につき数量的な分析を積極的に行い、その成果を国民に分かりやすい形で毎年度公表する。

(ウ) 規制コスト及び効果の分析

各府省は、所管する行政分野における国民の負担等の規制のコスト及び効果の分析・把握を行い、現行規制制度の見直しに資する。

(エ) 政策評価等の実施等

規制制度等の評価に当たっては、各府省における政策評価の積極的な実施を図るとともに、総務省の政策評価機能及び行政評価・監視機能を積極的に活用する。

(オ) 規制改革に関する広報の充実

内閣府は、上記(ア)、(イ)、(ウ)を含め、公的規制の現状、規制改革の実施状況、規制改革の経済効果等を国民に分かりやすい形で取りまとめ公表する。

その他、規制改革に関する国民の理解を促進するための施策を実施し、広報の充実を図る。

16 基準認証等関係

(1) 基準認証等分野の基本方針

基準・規格及び検査・検定(以下「基準認証等」という。)は、経済活動のグローバル化が進んだ現在においては、企業活動や消費活動に対しても、コストの上昇や選択範囲の限定等、大きな影響を与えることとなる。このため、基準認証等の制定・運用に当たっては、国民の生命、身体、財産の保護などそれぞれの制度が本来目的としている様々な政策目的の達成に支障が生じないことを前提として、こうした諸活動への影響が可能な限り小さくなるよう配慮することが重要である。このため、基準認証等の見直しに当たっては、個々の制度について真に国が関与した仕組みとして維持する必要があるかについて抜本的な見直しを行い、国が関与した制度を維持する必要がある場合においても、行政の関与を必要最小限とする方向で以下のとおり、事業者の自己確認・自主保安を基本とした制度への移行、基準の国際整合化・性能規定化、重複検査の排除等を推進する。

行政の効率化の推進や企業コストを低減する観点から、対象分野の特性を踏まえた事後措置を整備した上で、事業者の自己確認・自主保安とすることについて検討する。一律的な自己確認・自主保安化が適当でない場合にあっては、優良な実績を有する事業場については自己確認等を認めるインセンティブ制度を検討する。

基準の内容が、技術革新に対して柔軟に対応できるよう、仕様規定となっている基準については原則としてこれをすべて性能規定化するよう検討を行う。

事業者や消費者の負担を軽減する観点から、国際規格との整合化を図るほか、外国データの受入れや国際的な相互承認を推進する。

複数の法令に基づく検査を一つの検査機関において受検することが可能となるよう、検査機関の指定要件の見直しを行う。

なお、公益法人が国から委託等、推薦等を受けて行う検査・認定等の事務・事業については、公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画(平成14年3月29日閣議決定)に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

(2) 上記方針に基づく措置

ア 横断的見直し

各府省は、平成13年4月、規制緩和推進3か年計画(再改定)に基づく基準・認証等に関する見直しの検討結果を公表した。また、別紙の指針に基づき、電気用品安全法に関する制度を更に見直すこととしている。今後とも引き続き、別紙の指針に基づく見直しを更に行う。

イ 個別措置事項

上記アの横断的見直しを行うほか、各府省においては、行政改革推進本部規制改革委員会の規制改革についての見解の指摘等を踏まえ、別添の措置を講ずる。

(別紙)

基準認証等の見直し

1 国が関与する基準認証等の範囲の見直し

安全の確保や取引の効率化等基準認証等の政策目的には、事故又は災害発生時の社会・経済的影響等から国が関与しなければ達成できないものがある一方、技術の進展等に伴い、国による基準認証等によらなくとも、事業者による自主的な取組によって達成できるものも多くなってきている。

したがって、個々の基準認証等の制度について、真に国が関与した仕組みとして維持する必要があるかどうかについて抜本的な見直しを行う。

2 自己確認・自主保安を基本とした制度への移行

上記の見直しを経た上で、なお国が関与した制度を維持する必要がある場合においても、政府が自ら検査を行うのは、違反発生時の影響(危険等)が到底看過し得ないほど重大であるなどその危険の大きさ、発生の蓋然性等を踏まえ、国民意識の上からも行政処分権限を持つ官庁が自ら対応すべきものと思われるものに限定することとし、次の措置を講ずる。

ア 事業者の自己確認・自主保安

行政効率化の推進や、企業コストの低減の観点から、国は基準の設定及び当該基準の遵守状況の監視等を行うにとどめ、対象分野の特性を踏まえた事後措置を整備した上で、事業者の自己確認・自主保安とすることについて検討を行う。その際、製品の作り手自体に責任を負わせることが最も確実・効果的に製品等の不具合の発生を抑止するという自己責任の考え方を重視する。

具体的には、検査検定制度のうち、保護法益の面から比較的危険度が小さいものであって、かつ違反による危害発生時の蓋然性も小さいものについては、現在、政府が行っている検査検定業務を事業者自身にゆだね、自己確認・自主保安化する。

なお、自己確認・自主保安を基本とする場合においては、消費者等の市場に参加する者への十分な情報提供が前提となることから、行政庁における情報公開はもとより、事業者側においても情報提供を促進する等の取組を行うことが期待される。

イ 第三者認証

次に、事業者の自己確認・自主保安のみにゆだねることが必ずしも適当でない場合であっても、直ちに国による検査を義務付けることとするのではなく、自己確認・自主保安を基本としつつ、国際ルールを踏まえ、公正・中立な第三者による検査等を義務付ける仕組み(第三者認証)とすることについて十分な検討を行う。

具体的には、ある程度の危険度や危害発生時の蓋然性が認められるものについては、国民の安全を確保するために、事業者だけでなく、第三者も関与した仕組みを設けることとするが、この場合であっても、あくまで事業者の自己確認・自主保安を基本とし、これを補完する意味で、第三者の検査を受検することを義務付ける形にするよう検討する。

ウ インセンティブ制度の導入

上記ア及びイの場合において、一律にすべての事業者に対して自己確認・自主保安や第三者認証とすることが不適当な場合にあっては、優良な実績を有する事業者に対して選択的に自

己確認・自主保安や第三者認証を認める等のインセンティブ制度の導入を積極的に検討する。

エ 国の代行機関

現在、法令等に基づいて国の代行機関が行っている基準認証等についても、以上の見直し・検討を行い、技術の進歩等を踏まえつつ、引き続き将来における自己確認・自主保安又は第三者認証への移行を検討することとする。

また、国の代行機関による検査を存続させる場合であっても、原則として、その機関選定の基準は国による裁量の余地を極力小さくするとともに、検査機関相互の競争を促進する観点から、複数の機関の参入を可能とする。

3 基準の国際的整合化・性能規定化、重複検査の排除等

ア 国際的整合化

国際規格が既に存在するものについて、その妥当性を検証した上で、当該国際規格との整合化を図るほか、国際規格の存在しないもの等について、我が国の規格に基づく国際規格の提案や採用の働き掛けを行い、また、外国データの受入れや相互承認を推進する。

イ 性能規定化

基準の内容が、技術革新に対して柔軟に対応できるものとなるよう、現在仕様規定となっている基準については、原則としてこれをすべて性能規定化するよう検討を行う。

ウ 重複検査の排除等

検査の実施に当たり、複数の基準に係る検査が行われる場合には、類似の検査事項については重複検査を排除する等、事業者の負担軽減のための措置を講ずる。

(注)上記の見直しに当たっては、行政改革推進本部規制改革委員会の規制改革についての見解の第2章14 - 1の指摘を踏まえるものとする。